

令和7年第1回取手市議会定例会会議録（第3号）【未校正】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 3月 3日午前10時00分				議長	岩澤 信	
	散会	令和7年 3月 3日午後 時 分				議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別		
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○		
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○		
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	△		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○		
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○		
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○		
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○		
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○		
	11	関 川 翔	△	23	遠 山 智 恵 子	○		
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○		
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長 前 野 拓		事務局 次 長		澤 部 慶			

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長
教 育 長
副 市 長
副 市 長
総 務 部 長
政 策 推 進 部 長
財 政 部 長
福 祉 部 長
健 康 増 進 部 長
ま ち づ く り 振 興 部 長
建 設 部 長
都 市 整 備 部 長
教 育 部 長
消 防 長
総 務 部 次 長
福 祉 部 次 長
健 康 増 進 部 次 長
会 計 管 理 者
総 務 課 長
魅 力 と り で 発 信 課 長
管 財 課 長
高 齢 福 祉 課 長
環 境 対 策 課 長
水 と み ど り の 課 長
中 心 市 街 地 整 備 課 長
指 導 課 長
社 会 福 祉 課 副 参 事
高 齢 福 祉 課 副 参 事
水 と み ど り の 課 副 参 事

中 村 修
石 塚 康 英
伊 藤 哲
黒 澤 伸 行
吉 田 文 彦
齋 藤 嘉 彦
田 中 英 樹
鈴 木 文 江
彦 坂 哲
野 口 昇
渡 来 真 一
浅 野 和 生
井 橋 貞 夫
岡 田 直 紀
立 野 啓 司
下 田 浩
助 川 直 美
石 塚 幸 夫
松 崎 剛
数 藤 弘 人
丸 山 博
秋 山 和 也
木 村 太 一
蛭 原 一 雄
中 村 有 幸
丸 山 信 彦
根 本 真 人
井 橋 久 美 子
仁 杉 繁 隆

令和 7 年第 1 回取手市議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 3 日（月）午前 1 0 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ① 岡口すみえ 議員
- ② 鈴木 三男 議員
- ③ 長塚 美雪 議員
- ④ 佐藤 隆治 議員
- ⑤ 山野井 隆 議員
- ⑥ 加増 充子 議員
- ⑦ 佐野 太一 議員

会議に付した事件

日程第 1 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②鈴木 三男 議員
- ③長塚 美雪 議員
- ④佐藤 隆治 議員
- ⑤山野井 隆 議員
- ⑥加増 充子 議員
- ⑦佐野 太一 議員

議事の経過

午前 10 時 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 22 名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。遅参届、関川 翔君から、看護のため遅参届が提出されています。細谷典男君から、疾病のため欠席届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

ここで、落合信太郎君より発言の訂正を求められておりますので、この際これを許します。

落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 開会冒頭、貴重なお時間、申し訳ございません。落合でございます。1 点訂正をお願いします。2 月 28 日の、私の带状疱疹ワクチン予防接種助成に関する一般質問の中で、当初予算に盛り込まれた額を「100 万円」と発言しましたが、正しくは「約 1,000 万円」となります。訂正をお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） ただいまの落合信太郎君からの発言の訂正申出のとおり、議長はこれを許可します。

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。3 月 3 日、桃の節句、このよき日に、トップとして一般質問させていただけること、大変光栄に思っております。さて、2025 年、私の新年の抱負である、この文字、健康の健、心身ともに健康でいられま

すように、この文字を選びました。健康づくりのために、私は早速、今年1月、取手新春マラソン大会に参加いたしました。取手市観光大使のさくらまやさんも応援に駆けつけてくださいました。スポーツ振興課や市スポーツ協会の多くの皆様のおかげで、1,400人もの選手が参加し盛大に行われました。私も何とか一般女子3キロを5位で完走することができました。

〔発言する者あり〕

○3番（岡口すみえ君） 完走は12人されたそうです。また、9月に一般質問させていただいた元気アップ！りいばらきですが、2月15日の広報とりでに、10日間健康チャレンジが掲載されました。この企画は、取手市内の皆さんの健康維持のために、取手市民を対象にポイントをためてとりかめ君オリジナルウインドブレーカーが抽せんでもらえるというものです。私も健康のために毎日ウォーキングに励んでいます。10日間健康チャレンジ実施のおかげで、1月には44地域のうち取手市は39位でした。2月は何と3位にまで上がり、登録者数も400人近くと、大きく増えています。市長さんも毎日、利根川の土手をウォーキングされているとお伺いしております。議場にいる皆さん、元気アップ！りいばらきは登録されていますでしょうか。登録されていらっしゃる議員の方、挙手をお願いいたします。

〔笑う者あり〕

○3番（岡口すみえ君） ぜひ、御自身も含め、友達にも元気アップいばらきを登録するよう、声かけをお願いいたします。これからも皆さん、健康づくりに励みましょう。健康づくり推進課の方、本当に良い企画ありがとうございます。

では、これから本題に移ります。資料がございますので、席を移動して質問させていただきます。本日は、1、生命（いのち）の安全教育、2、子どもの居場所、3、跡地問題について、通告順に質問させていただきます。

まず初め、生命（いのち）の安全教育。生命（いのち）の安全教育とは、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力などを正しく理解した上で、命を大切にする考えや自分や相手一人一人を尊重する態度などを発達段階に応じて身につけることを目指すものです。文部科学省は令和2年6月に、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を定め、教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防としての生命（いのち）の安全教育を作成しました。令和5年3月には性犯罪・性暴力対策のさらなる強化の方針が策定され、令和5年度から7年度までの3年間でさらなる集中強化期間と位置づけ、取組の継続・強化を図っています。現在、性被害の低年齢化が世界的に問題になっています。日本においても、スマートフォンやSNSの普及により、子どもが見知らぬ大人と容易に接触できるようになり、性的なやりとりや誘導が発生しやすくなっています。また、学校において十分な性教育が行われていないため、性の知識を得る機会が限られ、インターネット上の誤った情報やポルノを通じてゆがんだ性の価値観を持つ子どもが増えているのが現状です。性交については扱わないとする、はどめ規定もある中、取手市における生命（いのち）の安全教育について、現状と課題をお伺いいたします。

〔3番 岡口すみえ君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） おはようございます。それでは、岡口議員の御質問に答弁をさせていただきます。子どもたちを性暴力の加害者・被害者、そして傍観者にしてはなりません。生命（いのち）の安全教育では、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力の及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切にする考え、自分や相手一人一人を尊重する態度を発達段階に応じて身につけることを目指しています。性犯罪・性暴力の根絶は待ったなしの課題であり、その根絶に向け社会全体でこの問題に取り組んでいく必要があると考えております。子どもたちを性暴力の当事者にしないため、これからも生命（いのち）の安全教育をより一層推進してまいります。具体的な内容につきましては、この後、担当部長が答弁いたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。岡口議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。生命（いのち）の安全教育の現状としましては、学習指導要領に基づき、性について正しく理解し、適切な行動が取れるようになることを狙いとしております。主に、小学4年生の体育科や中学1年生・3年生の保健体育科の授業を中心に、学校の教育活動全体を通じて指導を行っております。また、発達段階に応じまして、全学年で切れ目のない各校の保健——学校保健年間計画の中で、学年ごとの指導内容を明確にしております。各学年の内容に関しましては、文部科学省から示されている動画教材等を積極的に活用し、さらに外部講師を招いた性に関する講演会の実施を推進しております。生命（いのち）の安全教育の課題としましては、学校ごとに対応や学習内容にばらつきがあることが挙げられます。また、教員の指導力向上に課題があり、適切な研修機会の確保が求められていると感じております。さらに、保護者の理解・協力の促進という部分で、課題があると捉えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 各学校において対応や学習内容のばらつきが見られるということですが、市全体で取り組んだり、教育委員会が主導で生命（いのち）の安全教育を推進するということも必要だと思いますが、今後の市の取組はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。教育委員会では、全校の学校保健計画や性に関する教育の年間指導計画を参考にして、教材の見直しや改善を図っていきたいと考えております。また、今後、専門家による授業を市教委で主導して実施し、より充実させていきたいと考えております。具体的には、専門家による子どもへの授業、教職員の研修、保護者への理解・啓発を行うなど、関係機関と連携して実施

していきたいと考えております。さらに、現状の性被害や性暴力、誤った情報が氾濫する問題を鑑み、子どもたちが自分を大切にすること、自分の身を守るための力を身につけられるよう、性に関する内容については、一歩進んだ学習内容について、専門家と協議しながら進めてまいりたいと考えているところです。特に中学生に関しましては、はだめ規定の内容より進んだ内容を——内容の学習について検討していきたいと考えているところです。そのためには、子どもたちの教育とともに、教職員や保護者の理解・啓発が重要であると捉えております。研修会や講演会も合わせて実施していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） SNS等を考えると、おっしゃるとおり、保護者の理解・啓発も重要であると考えます。性に関する内容について、一歩進んだ内容を専門家と協議しながら進めていきたいとのことですが、大変すばらしい取組だと思いますので、ぜひ教育委員会として市全体でしっかり取り組んでいていただきたいと思います。最後に、性に関する教育ということでは、単なる性知識の学習にとどまらず、個々の人間の尊厳や多様性を尊重しながら、性に関する健康的で健全な考え方や行動を育むことを目的とするセクシュアリティ教育という考え方がありますが、教育委員会ではどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。教育委員会としまして、性に関する教育はSDGs（エスディージーズ）の視点を取り入れながら、単なる性の知識を学ぶだけでなく、包括的に学んでいく必要があると、専門家の先生と話を進めさせていただいているところです。また、セクシュアリティ教育については、専門家の先生からも御助言を頂いているところです。性に関する知識だけでなく、人間関係・自己理解・ジェンダー・多様性・健康・安全などを含む包括的な性教育を行うことで、子どもたちが自分や他者を尊重しながら、生きる力を育むことにつながれると考えております。御提案いただいたセクシュアリティ教育については、専門家の方とよく協議をしながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。性を人権の視点で捉え、心や体・社会など幅広い側面から、人生において責任ある選択をするための知識やスキルを身につけられるよう、学校教育の中で計画的に進めていってほしいと思います。

では、次の質問に移ります。2つ目の質問は、子どもの居場所についてです。こども家庭庁は、子どもの居場所づくりについて指針を出しています。子ども・若者が居たい・行きたい・やってみたい場をつくるのが居場所づくりと言っています。少子化や地域のつながりが薄れてきている現代、子どもたちが遊んだり、学び合ったりする機会が少なくなっています。地縁や血縁による子育てのサポートも弱まり、家庭内での子育ても孤立化する懸念があります。また、放課後に自由に過ごせる時間も減ってきているのが現状です。さらに、長期休暇にうちで独りで過ごさなくてはならない。そして、大好きな部活動

も受験の関係でできなくなってしまう子どもたちもいます。安全で安心できる場所がなければ、子どもたちは孤独感や不安を感じやすくなり、非行やトラブルに巻き込まれるリスクも高まります。今、子どもたちの居場所をつくることは、子どもの健全な発育と取手の未来を支えるためにも、とても重要なことであると考えます。私は、公民館や地域の施設は子どもたちにとって、とても重要な場所となり得ると考えています。こちらの写真を御覧ください。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 直近12月には小文間公民館で冬休み書道教室、1月には山王公民館でミュージアムパーク移動博物館、高須公民館では新春たこ揚げ大会など、子どもたちはとても喜んで参加していました。そして、昨日・おとといは小文間公民館や相馬公民館で公民館祭りが開催され、中村市長さん、石塚教育長さんも御挨拶にいらっしゃっていました。市長さんは、公民館は生涯学習の場であり、コミュニティの役割が大きいということ、そして石塚教育長さんは学校と地域で子どもたちをつなぐコミュニティ・スクールの場になってくるのが公民館であるというお話をされていらっしゃいました。——失礼しました。市内の子どもたちの居場所として利用できる施設の現状についてお伺いします。具体的には、公民館や地域の施設がどのように活用されているのか、またどれぐらいの子どもたちが利用しているのかについてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。子どもの居場所の現状について答弁させていただきます。子どもの居場所の現状なんですが、市内公立小学校に通う児童に対しては、各小学校の放課後子どもクラブがあり、毎日多くの児童がクラブで時間を過ごしております。小学生以外の年代を対象としまして、公共施設等では、ウェルネスプラザや、アトレ取手のたいけん美じゅつ場「V I V A（ビバ）」などがおの時間を過ごしているようです。さらに、幅広い年代を対象とした施設としましては、図書館などの施設が利用されている状況であります。利用状況につきましては、施設ごとにカウントになりますが——そちらの利用状況を把握しておりませんが、取手図書館では学習スペースとして159席、藤代図書館では101席など座席数を用意しており、中高生の利用が多い形となっております。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 公民館が子どもたちの居場所として利用されていることのメリットはどのようにお考えでしょうか。そのためにどのような支援が行われているのか。それから現在市内にはどのぐらいの数の子ども向けの居場所が提供されていらっしゃるでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 岡口議員の御質問にご答弁申し上げます。公民館は学校等にも近く、身近な地域施設だと考えてございます。子どもたちが気軽に立ち寄れる施設であります。また、児童生徒を含めた様々な客体が利用することは、公民館全体の利用者増にもつながるかと思っております。公民館では——先ほどお話しいただきました、今

月・来月にかけて公民館まつりを行ってございます。こういった機会を通して、公民館の認知度を高めてまいっているところでございます。市内の公民館では、クーリングシェルターとして活用いただいているロビーに空調設備の整備済みの4公民館があり、児童館——児童にも使っていただいているところでございます。生徒が利用する図書室としては、寺原公民館など7公民館で図書室の利用ができるような形になってございます。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 市内の子どもたちの放課後や休日に居場所が足りていると感じていらっしゃるのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 学校以外の児童生徒の休日・放課後の居場所については、現在、市の施設としては、放課後の子どもクラブ、図書館、ウェルネスプラザやアトレのたいけん美術場のV I V A（ビバ）などがあります。自宅以外の学習場所のニーズに応えてるかと思えます。足りてかどうかにつきましては、状況・時期にもよりますので、需要等を見ながら施設ごとに調査・対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。市の教育の担当部署では、子どもたちの居場所づくりに関する具体的な施策をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 岡口議員の御質問にご答弁申し上げます。教育委員会として言えることとしては、子どもたちの居場所づくりについては、小学校の放課後子どもクラブなどもありますが、その中で公民館ができることとしては、生徒等の図書室などの活用していく学習場所の提供、空いているロビーなどのフリースペースを活用いただくことができるかと思っております。しかし、公民館の施設の老朽化も進んでおりまして、公民館のロビー等、児童生徒に提供するためには、暑い日・寒い日等ございますので、最低でも空調や椅子のしつらえが必要になるかと考えてます。そういった現況を踏まえました上で、現状ではクーリングシェルターとしても活用いただいている、ロビーに空調設備の整備済みの戸頭公民館・白山公民館・藤代公民館・相馬公民館では、児童にも使っていただいております。また、生徒が利用する図書室としては、寺原公民館や永山公民館など図書室は開放し児童生徒の方に利用いただいております。加えて市内の6公民館にはW i - F i の環境も整備してございますので、中高生の調べ物学習等にも対応できるかと思えます。こういった取組が皆様に分かりやすいように、引き続き周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。W i - F i の環境も整えてあるということで、中高生にとってはすごく学習の場になるのかなというふうに感じます。この議会棟においても、1階のロビーの部分に取手二中生が家族を待っている姿もよく見かけます。公民館が子どもたちにとっての安全な居場所となるために、どのような施設の整備やプロ

グラムが必要だと考えていらっしゃるのでしょうか。特に、子どもたちが安心して遊べる場所を提供するための取組について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 岡口議員の御質問にご答弁申し上げます。市内公民館は設置から40年から50年経過しており、施設の老朽化また時代のニーズに適合した施設の整備等が課題として挙げられてございます。まずは、令和6年度に作成されました個別施設計画に基づき、井野公民館・戸頭公民館・寺原公民館という順で、老朽化の激しい公民館から大規模改修等を進めて、空調の効いた少しでも使いやすい施設に模様替えすること、あわせて子どもたちに公民館主催の子ども向けの講座などに参加していただき、子どもたちに公民館に来てもらうこと、それによって公民館を認知してもらうこと、その後、様々な活動を通じて公民館を利用してもらいたいと考えてございます。また先日、岡口議員のほうも御参加いただいた小文間公民館の公民館まつりなどで、先ほど展示もございましたが、書道や絵画の宿題などを公民館で習って、それを提出するとともに、習ったお子さんたちが公民館活動の中に入ってくるケースも幾つかお聞きしています。月2回ほど参加いただいているなんていう話も聞いてます。また、先ほどコミュニティ・スクールの話もございましたが、山王小学校なんかですと、ちょうど今週末、山王公民館のお祭りがあったんですけども、公民館で活動される方が小学校に講師として入っていただいているので、講師の先生が公民館祭り等で発表される際、またそこで学校でつくった作品なんかも公民館に飾ってますので、先生と地域の子どもたちの交流なんかもできてございます。こういった取組を後押ししてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ただいま頂いた答弁の中に、山王小学校のコミュニティ・スクールについてありました。ほかの学校においても、このコミュニティ・スクールの活動の活性化が図られるように、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

では次、今後子どもたちの居場所づくりのために、公民館での活動強化に関する計画はございますでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 岡口議員の御質問にご答弁申し上げます。子どもの居場所を提供するためには、まず専用スペース、また安心安全な環境、こちらの公民館なんかですと、窓口はあるんですけども、そこに見守りをするような職員は置いてございませんので、そういったところも今後、実施するに当たっては必要な啓発であるかなと——人とお金の話がございます。また、利用時間ですとか運営体制の取扱い、提供するサービスについても検討していく必要がございます。御質問の計画につきましては、まずは施設の老朽化が待ったなしのところまで来てますので、施設の個別計画に基づき、ハード面の改修を計画的に進めていくこととしてございます。また、活動・ソフト面につきましては、公民館要覧の年度計画に基づき、空調とハード面が整った施設から、さらに施設を活用してもらえよう、多世代が参加いただけるよう、活動の充実を図ってまいりたいと考えています。現在も子どもたちには公民館のロビーや図書室などを利用いただいているんですけど

も、コロナ禍以前に比べると、やはり利用率は減少してございます。ですので、公民館利用について、改めてホームページ等でも周知してまいりたいと考えてございます。以上になります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 周知のほう、よろしく願いいたします。子どもたちの居場所としての公民館の改修等のお考えはありますか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 岡口議員の御質問にご答弁申し上げます。公民館は市内14施設ございますが、先ほど来からございますように、設置から40年から50年経過しておりまして、老朽化が激しくなっております。時代ニーズに合う改修等も必要になりますので、施設の個別計画に基づいて、劣化度の激しい施設から井野公民館・戸頭公民館・寺原公民館という形で、実施設計をして次年度に工事をする形になるんですが、年次計画を立てて大規模の改修工事の予算を確保して事業を実施し、子ども含めた多くの皆さんに活用いただけるように努めてまいりたいと考えてます。あと先ほどちょっと公民館祭りの件をお話ししたんですが、公民館祭りのほう、2月と3月になりますので、そこだけ修正させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） こちらのイベントのものを見ていただきたいと思います。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） これは、近隣市町村——ある市のものを掲載しております。これは児童館ではなくて児童センターが出しているお便りになります。乳幼児から小中高生まで、子どもたちのための様々なプログラムが計画されています。子どもたちの居場所は、短期的な取組だけでなく、長期的な視点からも計画的に増やしていくことが大切と考えております。子どもたちの居場所としての役割がますます重要視され、放課後や休日の時間に利用できる施設も各地で増えてきています。取手市においても、公民館や公共施設など、多くの皆さんが活用いただける場が増えるよう、またNPO団体や民間の施設、子ども食堂などにも予算を組んでいただき、中学生や高校生も過ごせる居場所が増えていけるようになるとういと思っております。こどもまんなか宣言をしている取手市です。長期休暇には、公民館を利用している団体の方々と子どもたちが一緒に活動する場を設けて、幅広い世代の交流が図れるようお願いしたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらの写真を御覧ください。2019年、令和元年、吉田保育所が閉所され、今年で6年になります。敷地の面積は約6,000平方メートルで、取手市立白山小学校のグラウンドに匹敵する広さです。この跡地については、2021年、令和3年3月15日、吉田保育所跡地に関して、跡地利用検討委員会にこの後の議論を委ねられ、排水対策課の所管ということが決定しました。令和3年、一般会計決算・予算審査特別委

員会において、金澤議員が、今後の跡地利用に関して、吉田の跡地は一般の地権者の方も多数おられると思うので、地権者の声や地域の方々の声をしっかりと聴いて、有意義な跡地利用を図っていただきたい、と述べられておりました。また、令和6年9月の予算・決算委員会においても、山野井議員も吉田跡地についての利用の質問もありました。いま1度、ここで一般質問させていただきます。将来的に調整池に転用される可能性があるとのことですが、その具体的な計画や方針について教えていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま写真のほうでも御紹介いただきましたとおり、吉田保育所跡地は井野雨水幹線の下流域に位置しております。将来、雨水排水用地として有効な活用を図ることを目的といたしまして、令和3年度から排水対策課で所管いたしまして、維持管理のほうを行っております。令和3年度に取手地方広域下水道組合で策定いたしました井野雨水幹線流域の整備計画、こちらの計画では、井野雨水幹線の負担を軽減させるため、調整池のような雨水貯留施設が必要であり、その施設の設置に適した場所として、中流域にある井野団地周辺に整備することが効果的であるという考え方が示されておりますけれども、あわせまして、この整備計画において、吉田保育所跡地は雨水排水施設としての活用方法も検討されております。こうした整備計画の内容を踏まえまして、現在も排水対策課で維持管理を行っておりますが、今後はより実効性のある雨水排水施設整備の可能性について、下水道組合と協議検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ただいまの御答弁の中に、雨水排水施設として検討しているとのことですが、雨水排水施設とはどのようなものなののでしょうか。例えるならどのようなものがあるのでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいま岡口議員の御質問に答弁させていただきます。雨水排水施設の種類といたしましては、調整池やポンプ施設、さらには排水機場などが雨水排水施設となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） では、吉田保育所跡地、維持費や管理費は年間幾らぐらいかかっているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えいたします。旧吉田保育所の全体面積は約5,969平方メートルとなっておりまして、その内訳につきましては、取手市所有地が約3,590平方メートル、借地部分が約2,379平方メートルとなります。賃貸借契約につきましては、令和3年4月1日から開始しておりまして、3年ごとに更新しているため、現在の契約期

間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年契約となっております。年間の賃料につきましては、181万2,760円となっております。また、その他管理費としまして除草業務委託を契約しておりまして、年間の除草費用につきましては約19万円ほどとなっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 保育所跡地を雨水排水施設に転用する理由というのは何でしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えいたします。当時の計画におきまして、雨水対策におけるハード対策として管路、ポンプ施設や、雨水流出抑制施設として貯留であったり、浸透の整備手法とした中での選択肢の一つであったという検討がなされた結果でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 保育所跡地を雨水排水施設に転用する計画について、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えさせていただきます。計画の中では、様々な検討案やそれぞれの段階的な対策計画が示されておりますが、整備時期につきましては、現時点では明確とはなっておりません。施設整備の可能性について、今後、取手地方広域下水道組合と協議を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 管理費もかかっているということですので、ぜひとも、取手地方広域下水道組合と協議を迅速に進めていただきたいと思います。

次の質問です。将来的に雨水排水施設に転用する計画が変更される可能性はありますでしょうか。もしある場合、その変更がどのような理由で起こる可能性があるでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、お答えさせていただきます。策定されました整備計画におきましては、今後の工事を見据えた具体的な検討を行うに当たり、吉田保育所跡地周辺の住環境の変化やインフラ整備による効果などにも関係すると思われまいます。このため、計画を変更する可能性について、現段階においては申し上げることは差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 具体的な計画がまだ不明確な中で、住民への周知については、どのように情報提供や説明を行っているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。先ほど御説明させていただきましたとおり、現段階におきましては具体的な施設整備計画は整っておりませんので、

周辺にお住まいの方々に対して、段階——特に情報提供や説明は行っておりません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） では、次の質問に行かせていただきます。保育所跡地の転用計画に関して、地域住民からの意見や懸念はどのように取り入れていますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。今後の整備計画を進めるに当たり、取手地方広域下水道組合と協議を進めていく上で、周辺地域にお住まいの方や市民の皆様からの様々な御意見を伺うような機会は設けていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ぜひ、市民の皆様の御意見を聴いて、実現に向けて尽力していただきたいと思います。では、調整池転用の見通しが立たない場合、この跡地を現時点でほかの目的に活用することは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。現在、吉田保育所跡地につきましては、雨水施設の整備を目的とした行政財産として、排水対策課が管理しております。また、土地所有者の方とも、この土地を雨水排水敷地として、使用・管理することを目的として、賃貸借契約を締結しております。このため、その用途以外の利用には制約がございますので、ほかの目的に活用するような利用の仕方は現時点においては難しいと思われます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） こちらの写真を御覧ください。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 旧高須小のグラウンドですが、一般の方がペタンクなどに使用されているようです。例えば、地域住民のための公園や一時的な広場として利用するという提案は、市としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。地域住民のための公園や一時的な広場として利用するという御提案につきましては、下水道組合との調整や賃貸借契約を行っている土地所有者の方のお考えも伺うことも必要であります。周辺も住宅地となっておりますので、環境面に配慮することも必要となってきます。こうした点を踏まえまして、ふだんの管理方法も含め、今回の岡口議員からの御提案につきましては、今後の課題にさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ぜひ、旧高須小のグラウンドのように整備していただき、市民の方々の憩いの場、そして子どもたちの遊び場となるよう、検討をよろしくお願いいたします。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、岡口すみえさんの質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔10 番 鈴木三男君登壇〕

○10 番（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。創和会の鈴木三男ですけれども、今日、創和会 4 人登場しますが、私は 2 番手です。よろしくお願いいたします。では、通告順に従い一般質問させていただきます。今回は、稲築堤工事についてとスクールガードについて、2 つを取り上げてみます。まず初めに、稲築堤工事についてですが、令和 3 年第 4 回定例会でも一般質問いたしました。その後 3 年を経過しても、堤防として最も脆弱な、古戸排水機場近辺 100 メートルのかさ上げ工事が未完成のままです。当時、国土交通省利根川上流河川事務所の説明では、地盤が脆弱であることから地盤改良が必要であること、また現在水門を通っている樋管をそのまま盛土すると、重みに耐えることができないため樋管を移設しなければならない、設計段階とのことでした。スクリーンを利用しますので質問席に移動します。

〔10 番 鈴木三男君資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君） この——ここが古戸排水機場近辺ですけれども、奥の堤防よりも手前の古戸排水機場が、約 1.5 メートルぐらい低いということなんです。ここが未完成ということです。こういう状態です。令和元年度台風では利根川が増水し、元の堤防の高さ 20 センチ程度まで水が迫ってきたという報告も受けております。その後、大型台風やゲリラ豪雨による利根川が増水被害はありませんが、これからいつ——先に大型の台風等が直撃し、利根側の洪水氾濫に見舞われるか分かりません。取手市のハザードマップによれば、利根側堤防決壊した場合、取手郵便局本局まで浸水すると予想されております。もしそのような事態になれば、中央タウンの戸建て住宅、高層マンションに甚大な被害が発生します。また、近隣の稲地区、新町にも影響が出てきます。近隣の住民からは、一日も早く工事着工してほしいという声が数多く届いております。そこで質問ですが、古戸排水機場近辺堤防 100 メートルかさ上げ工事の検討に時間がかかっているのはなぜなのか、お尋ねいたします。

〔10 番 鈴木三男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。国土交通省では、稲築堤工事を含む利根川の河川整備に当たって、利根側江戸川河川整備計画に基づいて整備が進められており、堤防整備や河道の掘削、遊水池や調整池の洪水調節機能の強化などが進められております。これまで稲築堤工事におきましても、こうした整備計画に基づきまして、利根川上流河川事務所により整備が進められておりますが、古戸排水機場の周辺は軟弱地盤が多い地層となっているため、堤防のかさ上げ工事により古戸排水樋管や古戸排水機場が盛土の重みの影響で沈下してしまう恐れがございました。ただいま鈴木議員のほうからお話があったとおりでございます。この点につきましては、令和

3年第4回定例会における一般質問の答弁の中でもお答えさせていただいております。こうした点を踏まえまして、利根川上流河川事務所に現在の検討状況について確認のほうをしたところ、堤防のかさ上げ工事が古戸排水樋管や古戸排水機場に与える影響や築堤の方法などについて、様々な視点からの検討のほうを行っていたため時間を要してきたといった説明をいただいております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。古戸排水機場近辺は少し変形しており、堤防の幅も狭く、一番脆弱な場所なんですけども、地盤がですね——今、部長からも説明があったように、軟弱でということなんですけども、今の答弁では、古戸排水機場や古戸排水樋管が影響が出ないように築堤の方法について検討を要する必要があったため時間を要したというような答弁ですけども、正直言って、検討する時間が長いのかなというのが近隣住民の強い思いです。

次に、国土交通省上流河川事務所の説明では、軟弱な地盤を改良してかさ上げ工事を行う必要があるということでしたが、地盤改良してのかさ上げ工事に変更はないのか、また堤防の場所は、現在のそのままの位置で築堤するのか、これについて確認しているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいま鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。国土交通省利根側上流河川事務所に確認したところ、これまで様々な解析をした結果、堤防のかさ上げ工事に当たっては、地盤改良工事は必要ないとの回答をいただきました。また、堤防の場所についてですが、現在の位置でかさ上げなどの工事を実施すると伺っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。築堤に当たっては地盤改良工事は必要ないということは新しい情報かなと思います。また、堤防の場所は現在の堤防にかさ上げ、また拡幅して行うということは確認できました。

次に、現在の古戸排水樋管は、そのままかさ上げ工事をすると盛土の重さに耐えられず移設が必要と以前聞いておりましたけども、移設をして改修を行う予定なのかどうかお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。まず、堤防のかさ上げ工事におきましては、現在の古戸排水樋管を移設する必要はないと伺っております。しかし、堤防のかさ上げ工事におきまして、新たに盛土する荷重に耐えられるように、古戸排水樋管を補強する対策が必要であるとの説明がございました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。樋管は移設せず、補強する工事が必要ということなんですけども、この樋管は誰が管理しているのか。また、樋管を補強する工事費

用は取手市で負担することになるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。古戸排水樋管は市が所有しており、維持管理をしております。また、今回の築堤工事に伴い、新たに盛土する荷重に耐えられるように古戸排水樋管を補強する工事が必要になると伺っておりますので、樋管の補強に要する費用は国の負担となります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。この築堤に伴う古戸排水樋管の補強に要する費用は国が負担すること、また通常の樋管の維持管理は取手市が負っているということは承知いたしました。

次に、工事を進めるに当たっての設計はどのようなになっているのか、また今後の築堤工事の着工の予定は確認しているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。国土交通省利根川上流河川事務所に確認したところ、現在、古戸排水機場や古戸排水樋管への影響の解析を行った結果などに基づいて築堤工事に必要な設計を進めており、今後、工事を進める上での具体的な調整などを実施する予定とのことです。また、今後の築堤工事に予定——築堤工事の予定につきましては、予算等の関連もあるため、具体的な着手時期について——つきましては未定と伺っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今回の一般質問で一番聞きたかったところは今後の築堤工事の予定でしたが、予算等の制約もあるため具体的な着手時期については未定ということです——ですが、これは国の事業で行う工事ですので、取手市としてはお願いする立場ですから、市としてはこれ以上踏み込んだ答弁ができないことは理解できます。

次に、これまで取手市として、国土交通省上流河川事務所に対して稲築堤未着工の工事が早急に進められるような働きかけは行ってきたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。取手市では、利根川治水同盟や五県連合利根側上流改修促進期成同盟会に加盟しており、団体を通じて堤防整備などの要望活動を実施しております。また、こうした要望活動とは別に、市としまでも国土交通省利根川上流河川事務所を訪問いたしまして、これまでの鈴木議員からの稲築堤に関する一般質問の内容や地元の皆様からの要望や実情を説明して、堤防整備の進捗状況についても意見交換を行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。市としても、——日頃から働きかけをいただいていることは十分理解できました。

次に、これは令和元年の東日本台風による、利根川の増水したときの田中調整池・稲戸

井調整池の状況ですけれども、向かって左側が千葉県側の田中調整池、右側が稲戸井調整池、です。この利用調整池の整備における堤防への洪水調整機能の効果はどのように——どの程度出ているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいまの鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。田中調節池と稲戸井調節池を管理する国土交通省利根川上流河川事務所に確認したところ、直近では、令和元年東日本台風において、取手観測地点において、利根川本線水を約 1.1 メートル低減した効果があったと伺っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の答弁では、取手観測地点において、利根川本線水を約 1.1 メートルの低減——低減効果があったというのは、それなりの効果は出てるのかなと思います。ただ、私が調べ——調べたところでは、稲戸井調整池の治水容量の使用率はほぼ 100%だったのに対して、対岸にある千葉県側の田中調整池では、治水容量の 70%の使用率であると聞いています。

では次に、田中調整池・稲戸井調整池の機能を強化するため工事が進められていると聞いていますが、どのような工事なのかをお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいま、鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。田中調節池と稲戸井調節池を管理する国土交通省利根川上流河川事務所に確認したところ、稲戸井調節池においては、調節池内の掘削を推進し、洪水調節容量の増大を図るとともに、対岸にある千葉県側の田中調節池においては、令和 5 年度より新たに洪水調節容量を約 1,100 万立方メートル確保するために、越流堤を移設する事業を実施していると伺っております。越流堤を現在の場所よりも上流側に移設することで、より高い水位で洪水を取り込むことが可能となり、その結果、調節地の治水容量を増やすことができますので、洪水時の大利根側の河川水位低下による浸水リスクを低減することにもつながるのではないかと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。私のほうでも調べてみたら、やはり田中調整池の越流堤を上流移設、これ今わりと下流のほうの青山水門のほうの近くにあるんですけれども、ちょっともう一度いいですか。

〔10 番 鈴木三男君資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君） この辺が、この白い部分が田中越流堤なんですね。これを上流のほうに移設することによって、より水を流入しやすくするというような工事ということ聞いてます。あと、引用堤の高さとか幅を大きくすることにより、令和元年では 70%の治水容量を 100%に近づけていくというような工事ということなんで、洪水時の利根川の河川水位のさらなる低下が期待されるということですね。それと、さらに治水容量を増えることで、ポンプ施設の運転が停止する時間が減少するため、内水のリスク軽減が期待されるというようなことも期待されるということです。また、稲戸井調整池については、

調整池内の掘削を実施し、洪水調整機能向上が図られる効果がありますが、ただ、稲戸井調整池の高台に住む住民からは、最近、井戸水が出なくなったという苦情も聞いて——苦情も出ているというふうに聞き及んでおります。最後に、冒頭にも申し上げましたが、最近のゲリラ豪雨や大型台風により、利根川が増水して堤防決壊による洪水氾濫が未然に防ぐためにも、この古戸排水機場近辺 100 メートルのかさ上げ工事と盛土は、早急に対応していただかないと、近隣住民は安心して生活することはできません。今回の執行部の答弁で、3 年前に一般質問したときよりも、設計も最終段階に入り、工事着工に向けて着実に前進しているという感触は受けました。しかしながら、近隣住民の方からすれば、一日も早い工事着工を望んでおります。地元の自治会や自主防災会の総会では、毎年、住民から稲築堤工事について質問が出て、役員の方も答弁に苦しんでいるのが現状です。ふだんは冷静沈着な渡来建設部長ですが、この稲築堤工事については、熱い気持ちを持って、今後、国土交通省利根川上流河川事務所に働きかけていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） それでは、お答えさせていただきます。まず、とりで未来創造プラン 2024、こちらの中でも、6 つの柱の一つといたしまして、大切な日常が守られる環境整備、これが掲げられています。建設部といたしましても、重点的に取り組む課題であると認識しております。取手市は、利根川・小貝川といった大変大きな河川に接しておりますので、大雨だとか台風、こういった洪水被害については、常に考えておく必要があるかと思っております。令和 3 年に引き続きまして、今回、鈴木議員のほうからも御質問いただいている堤防かさ上げ工事の早期実現につきましては、市全体の浸水対策を進める中で、優先すべき箇所の一つとして私も認識しております。4 月以降、利根川上流河川事務所、こちらには私も何度か訪問のほうはさせていただきまして、事業の進捗状況についても説明を受けまして、意見交換などを通して、着実に進んでいるという感触、これは鈴木議員と同様の感触を私も今回持ちました。引き続き、一日も早い堤防整備へ向けまして、しっかりと働きかけのほうは行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） 建設部長の力強い答弁をいただきましたので、安心して地元の自治会等で報告ができるかなと思いますが、引き続き早期着工に向けて努力していただくことをお願いしまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、スクールガードについて御質問させていただきます。初めに、スクールガードの発足の経緯について御説明いたします。平成 17 年、栃木県日光市今市で、小学 1 年生の女子児童が自宅から約 100 メートルのところで誘拐、翌年、茨城県大子町の山林で遺体で発見された【「翌年、茨城県大子町の山林で遺体で発見された」を「翌日、茨城県常陸大宮市の山林で遺体で発見された」に発言訂正】ことから、下校途中の小学生を狙った凶悪な事件が発生いたしました。本市でも不審者等が出没していることから、学校・PTA はもとより、行政・警察と地域が連携して、犯罪を起こさない、交通事故のない地域社会づくりに取り組むため始まったボランティア活動と伺っています。本市では、平成

18年1月21日付で、取手市長、市議会議長、教育長、小中学校長会長の4者連名で、各市政協力員及び自治会長・町内会長宛てに、地域で子どもたちを守る取組の要請がなされました。私が住む中央タウンでは、平成18年9月から稲小安全パトロールチームを結成し、活動を開始、その後、西小安全パトロールへ改称されましたが、曜日・時刻ごとに分担を決め、二十数名のボランティアが児童生徒の下校に随行して、交通安全確保・防犯対策に取り組んできました。以後19年間、児童生徒そしてスクールガードの皆様には大きな事故もなく活動が続いてまいりました。また、保護者の皆様には、朝の旗当番を地区ごとに割り振って、輪番制で児童生徒の安全な登校を見守っていただいております。

〔10番 鈴木三男君資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） これが――これは取手郵便局本局前の信号機付近近辺の、下校時にスクールガードの皆さんが児童生徒を誘導している様子です。一方では、長年にわたり、スクールガードとして地域のボランティアが下校時の見守り体制を維持してきましたが、高齢化が顕著になり、児童生徒に随行するのが困難だったり、活動を中止するスクールガードも増えております。また、新規に募集しても、なかなか集まらない状況です。このような異常な状況から、スクールガードの地域ボランティアの活動の持続性が問題になっております。西小の――西小学校のスクールガードの活動員の状況ですが、稲地区は11名が交代で活動、福山地区は8名が立哨式の活動、新町地区は3名が毎日活動、中央タウンも約15名が輪番で活動しておりますが、この体制でいつまで活動ができるかどうか、見通しがつかない状況です。このようなスクールガードの高齢化による活動の持続性の問題は、西小学校だけの問題ではないと思います。市内の小学校でも同じような問題を抱えていると思いますが、教育委員会としてどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁いたします。まずは、議員はじめ、市内の子どもの登下校の安全を見守ってくださっているスクールガードの皆様の、日頃の活動に対しまして、改めて感謝を申し上げます。今朝も冷たい雨の降る中を見守り活動に取り組んでいらっしゃる姿を拝見しまして、本当にありがたいことだと感じてきたところでございます。議員ご紹介のとおり、高齢化などにより、平成18年の事業開始当初から活動に御協力いただいている方々の継続が困難になってきている現状につきまして、私が取手西小学校校長として、鈴木議員とともに交通安全を指導をしていた当時からも、課題として認識しているところでございます。最近では定年延長制度の広がりなどもあって、長くお勤めになる方が増え、新たにボランティアに参加される方が少なくなっている現状もございます。また、共働き世代の増加により、保護者が登下校の見守りを行うことも難しくなっておりますので、やはり地域の皆様全体のお力添えが、安全な登下校に不可欠なものだと考えているところです。引き続き、各学校がボランティアに御協力いただける方々を募るとともに、教育委員会といたしましても、市全体への呼びかけ

など、その募集に係るサポートをしてまいります。また、コミュニティ・スクール制度を活用した好事例の共有なども推進していきたいと考えているところでございます。詳細は部長のほうから答弁をさせます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 鈴木議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。スクールガードへの加入は各学校が窓口になっておりまして、教育委員会では各学校から名簿を提出してもらうことで、その動態を把握しております。議員のおっしゃるとおり、スクールガードの人数は年々減少傾向が続いておりますが、学校によっては個人で活動に参加している方、そのほか地域の自主防犯組織などの団体が活動している学校もあるように聞いております。そのような学校では、団体がシフトを組み、見守りの場所を分担することで、限られた人数で効果的に見守りを行っていると、そういった事例もございます。このような好事例につきましては、教育委員会としましても各学校に周知し、共有を図っていききたいと考えております。また、スクールガード活動に対する補償につきましては、これまで熱中症については対象外でございました。しかしながら、令和7年度から活動に対する——熱中症に対する活動も保険の対象にすると、そういった保険に加入したいと考えております。補償を充実させることで、スクールガードへの市民参加のハードルを少しでも下げて、参加者が増えることをサポートしていきたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。先ほど教育長の答弁の中にもありましたけども、ボランティア活動が新規に募集しても集まらないのは、近年の定年延長も影響が大きいかと思います。健康であれば、もう70歳を過ぎても働いている方もおり、ボランティア活動への障がいの一因となっていることは否めないのかなと思います。また、保護者についても、共働き世代が増えたことにより、朝の旗当番——立哨はできても、下校時に児童生徒に随行するのはかなり厳しい状況だと思います。また、教育部長の答弁では、自主防災組織の団体が活動しているという学校があるということは、ほかの学校にも情報を共有していく必要があるのかなと思います。さらに、ボランティア保険が活動中のけがだけでなく、令和7年度から猛暑の熱中症にも支給の対象になるということは、明るい情報ではないかなと思っております。このような状況に学校側の対応として、スクールガードの地域ボランティアの高齢化が進み、新規ボランティア加入の見通しも立たない状況を踏まえ、スクールガードの負担を軽減し活動を持続するため、西小学校では次年度のカリキュラムを改善する方針と伺っております。具体的には、全校5時間授業を増やし、14時30分に一斉下校、スクールガードの下校時の随行をやめて立哨にするとか、それから週2回だけ1年生から3年生の下校時に随行すると。また、学校における働き方改革の提言の中で、児童生徒の登下校の見守り体制については、基本的には学校以外が担うべき業務と明記されており、教職員の日々の業務に充てることができないとなっておりますけど

も、これについてはかなり、校長先生とか教頭先生は、時間のある限り下校時も随行して安全対策を取っていただいているという状況で、本当に校長先生とか教頭先生には頭が下がるなという思いを私もしております。このような学校側の対応に対して、教育委員会としてどのような指導を行っているのか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。学校によって様々な実情がございますので、基本的には各学校の実態に合わせた対応を委ねておるのが現状でございます。教育委員会としましては、スクールガードの皆さんの負担軽減に向けて助言をしていきたいと考えております。現状を見ますと、登下校時に学校外で見守りができる教職員の人数が少なく、スクールガードの方に負担がいつてしまうといった課題が複数の学校からも寄せられているところです。スクールガードの皆さんの負担軽減として実践している例としまして、ある学校では、？冒頭？見守りは低学年の児童の下校時のみにして、高学年は車でのパトロールに切り替えたり、随行ではなく交差点での見守りに変えたりするなどの方策を講じております。さらに、カリキュラムマネジメントによって、学年ごとに分散している下校時刻を調整し、全校一斉の下校を増やすことを実践している学校もございます。また、児童への教育といった観点では、安全教育の授業を重視し、交通ルールの徹底や児童生徒が自ら危険を察知し回避する能力を育んでいきたいと考えております。今後もこれら市内の取組事例や全国での先進事例について情報を収集し、各学校に助言・指導していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。確かに学校によって事情は異なりますので、各学校の実情に合った対応を取っていくことが大変重要かと思えます。とはいえ、スクールガードの皆さんの軽減負担を図りながら、児童生徒の交通・防犯安全対策をどのように確保していくのか、大きな課題であると思えます。また、児童生徒への交通ルールの徹底や、自ら身を守る防犯の知識の教育も大変重要になってくると思えます。そこで、今後の児童生徒の登下校時の交通安全・防犯対策については、コミュニティ・スクール—学校運営協議会でも議論されていると伺っておりますが、教育委員会としてはどのような方針なのか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 生涯学習課長、塚本豊康君。

○生涯学習課長（塚本豊康君） 鈴木議員の御質問にご答弁申し上げます。教育委員会としても、学校ごとにスクールガードの人員確保に苦慮してございまして、その解決の一方策としてコミュニティ・スクールが有効だと考えてございます。令和6年度からは、市内全公立小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。各学校に学校運営協議会が設置されて、1年目の学校・2年目の学校・3年目の学校と、導入時期に差がございしますが、いずれの協議会においても、子どもたちのために学校が困っていることを地域の力と知恵をお借りして解決できないか、日々協議を進めているところでございます。登下校時の安全・安心の対策についても、学校運営協議会の場で協議された結果、子どもたちの登下校を見守る、見守り隊が組織されることになった学校もございます。具体的な例をお示しし

ますと、久賀小学校では学校教育活動をボランティアとしてサポートする組織、久賀小応援サポーター——略してKOSを立ち上げ、その部会の1つ、安全部で登下校の見守りを行う久賀7・3・5見守り隊を組織しました。こちらは7・3・5とございますが、7時・3時・5時の時間の児童の登下校の見守りを行うものになります。もともとあった久賀安全ボランティアの会に加えまして、地域の住民による見守りを強化しようという狙いで発足したものになります。また、桜が丘小学校では、これまで登下校——登校するときは児童が集団登校のため、立哨ではなくて下校時には地域ごとに教員が決まった場所にまで送っておりました。令和6年度に学校運営協議会が設置されたことで、児童の登下校の見守り活動について協議を続け、次年度から見守り隊を組織されることとなっております。先ほど鈴木議員のほうお話いただいた取手西小の取組については御紹介のとおりでございます。市では今後も学校運営協議会を通じまして、各学校の課題について、地域の皆様をお借りして保護者と協議しながら、それぞれの学校に合った活動を行っていけるように、地域全体で子どもをサポートしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。コミュニティ・スクールは、石塚教育長が特に力を入れており、市内の各学校全てに学校運営協議会が設置されております。この協議会の委員は、保護者や地域住民で構成され、学校運営にも参加されているわけですから、おのずと児童生徒の登下校の見守りについても同協議会で検討される課題だと思います。そのことによって、保護者や地域住民の支援・協力も受けやすいものと考えます。先ほど御紹介いただいた久賀小学校の久賀小応援サポーターの安全部で、久賀小7・3・5見守り隊や、桜が丘小学校の見守り隊の発足は、各学校ごとの置かれている状況は異なりますが、参考になる事例だと思います。このような事例を各学校運営協議会に情報を共有していただき、課題解決に対応していただきたいと思います。最後に、児童生徒の登下校の——登下校時の交通事故をなくし、さらに防犯対策を充実していくことは、大人の責任だと思っております。今後とも学校側と情報共有を図りながら、課題解決に向けて対応していただくことを切にお願いしまして、この一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

続いて、長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。一般質問——質問の前に一言、3月1日、取手市に新しく配属された広報特派員、むらなかサムさん、御存じでしょうか。公式SNSで、広報とりでのポイントを短い動画で紹介してくれています。広報の課題である若い層も、本市の情報取得や魅力に気づくきっかけになることを期待しております。むらなかサムさん、どこことなく中村 修市長に似ているので、そこも含めてぜひチェックしてみてください。12月定例会での提案を取り入れていただいたこと、齋藤部長をはじめ魅力発信課の皆様に感謝するとともに、こういったスピード感のある取組は、ひとえに市長と職員の風通しがよい行政運営のたまものではないでしょうか。通告1項目めの未来を見据え

た新しい行政運営についても、重要な要素となってくると思います。中村市長が任期の半分を迎えようとしている今、就任当初のマニフェストへの所感についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 長塚議員の質問にご答弁申し上げます。住み続けるほど好きになる街、そして誰もが住んでいてよかったと思える街の実現、この私の掲げているマニフェストは、取手市議会議員として初めて立候補して以来 20 年間変わらず温めてきたこのフレーズに端を発するものでございます。そして、これまでの 20 年間の思いを下地として、時代の潮流を踏まえた 6 つの政策を柱として掲げ策定したのがとりで未来創造プラン 2024 でございます。本計画におきまして、ふるさと——ふるさと取手市の市政にしっかり自分の思いを落とし込み、根づかせ、未来に向けて大きく伸ばすべく、全力で努めてまいりました。中でも、こどもまんなか社会の実現へ向けた子ども政策の推進体制の整備、行政のデジタル化と D X の推進、そして取手の知名度と魅力向上を図りながら自主財源を確保するふるさと納税の推進については、市長就任当初より着手をしまして、策定後 1 年が経過しようとしている現時点において、一定の成果を挙げていると自負をしています。今後も、こどもまんなか社会の実現に特に重点を置きつつ、とりで未来創造プラン 2024 に掲げた各種施策を着実に具体化し、今の子どもたちが、取手に住んでいてよかった、そのような——実感してもらえそうな未来を見据え、職員一丸となって継続して果敢に挑戦してまいります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1 番（長塚美雪君） 継続と挑戦の市政運営に今後も期待をしております。では、市長の答弁を踏まえまして、1 年前の一般質問の検証を含め、デジタル化の推進及びふるさと納税に関して質問をしてまいります。まず、デジタル化の推進、自治体システム標準化とオンライン市役所です。自治体システム標準化とは、日本全国にある 1,700 前後の自治体で実施されている住民基本台帳や国民年金などの業務を標準化されたシステムに移行する取組です。全国の自治体で用いられるシステムを標準化することで自治体業務の効率化が進み、コストカットにつながるだけでなく、住民の利便性向上も期待できます。国から令和 7 年度中の移行完了が求められている中、本市では本年 5 月に移行予定とのことですが、進捗についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは答弁させていただきます。自治体情報システムの標準化・共通化の進捗状況というところでございます。先ほど、国のほうのシステムの標準化については長塚議員のほうから説明ありましたので、今、うちのほうでの状況ということですが、システムを移行する上で移行期間が非常に短い期間で対応を求められている状況でございます。開発システム事業者におきましても、人員が確保できないといった作業遅延ですとか、あるいは、期限までに標準準拠システムへの移行が完了できないと見

込まれる自治体も一定数あると聞き及んでいるところでございます。その中、本市におきましては、まず、令和4年度に副市長を情報システム標準化推進本部長とした標準化・共通化の取組に係る体制を整備の上、移行対象となる業務システムを所管する各課から推進を選任し、密に連絡調整を図ってまいりました。また、開発システム事業者ともコミュニケーションを重ねながら準備を進めてきたというような状況でございます。先ほど長塚議員からもありましたとおり、本年の5月上旬からシステムを移行に向けて、年度内にかけて、期限内に完了していく計画となっているところでございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） タイムなスケジュールの中、予定どおり本年5月に移行とのこと。事前調査によると、システム切替え後を——切替えをゴールデン——ゴールデンウィーク期間中に実施し、各種証明書が取得できない——期間があると伺っております。その概要と、市民への周知方法はいかがされるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 御答弁いたします。5月の2日の夜間から6日にかけて、対象20業務のうち、戸籍関係の2つの業務を除く18業務のガバメントクラウドへの移行を行う予定となっております。スムーズに行きましたら5日の日までに完了して、ゴールデンウィーク後の事務に支障のないかのテスト——テストをしていきたいというふうに考えております。で、住民票等、各証明書が取得できません——できないこととなりますので——その期間できないこととなりますので、4月1日の広報とりでやホームページ等で御案内・周知をさせて——していこうというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） ゴールデンウィークの——終わってシステム切替え後に、具体的には市民の方は利便性が向上するのでしょうか。どのように向上するのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。システムが統一——全国統一されることによりまして、申請から許可等の部分がスムーズに移行ができるといったこと、それと、今までその様式が違ったものが統一されることによって、例えば引っ越しのときなどの書類だったり申請だったり書類だったりっていったものが共通化されるので、あっちでこれを取ってこっちでこれを取ってといったことがなくなるというのが一例として御答弁でさせていただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） そうなると、5月以降、少し——市民の方は様式が異なった申請になるという認識で合ってますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 基本的に、取手市としましては様式が大きく変わるっていうところはございませんで、全国のとも——とにもかくにも自治体が同じ——内部的に

同じものになっていくってところです。戸籍に関しましては先ほど、5月ではなくってというような御答弁をさせていただきましたけれども、来年の2月までにはというところになってます。これらが完結しますと、先ほど述べたような引っ越しのときとか、自治体をまたいで各種申請などに関して、スムーズに申請等ができるようになるというような御理解をいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） よく理解できました。長期のお休みのときは各種手続を遠方から戻ってきてされる方もいらっしゃると思うので、周知をしっかりとよろしくお願いします。また、トラブルのないよう、引き続きお願いします。

次に、オンライン市役所についてです。今定例会初日の染谷議員が質問されておりますので、こちらを踏まえて幾つか伺います。今、導入を検討されているLINEを用いたオンライン市役所——導入済みの他市ではスマホ市役所というそうですが、それらの機能をもう少し具体的に伺います。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。議員の皆さんも利用されているラインを入り口にしまして、対話型の——いろんな申請とか申込みっていうものができるというようなまずイメージをとっていただければというふうに思います。例えばですけども、住民票を取りますといったときに、証明書というところがぼちっとタップすると、住民票、何通ですか。1つです。郵送で受け取り希望ですか、窓口にくられますか。例えば郵送ですっていうと、証明——住民票の発行手数料等郵送料が加味された、含まれた金額が表示されて、窓口——郵送の場合ですとわざわざ窓口払いに来るっていうのは不便——不都合でしょうから、電子決済——キャッシュレス決済とかカード決済というものを選択すると、決済のほうのシステムのほうに移行されて支払いが完結されて、で、例えば住民票であれば市民課からその方に郵送でお届けをするといったようなイメージをとっていただければというふうに思います。それらや、各種の研修会だとかいろんな申込み、の機能、アンケート機能を活用した情報の収集・整理、バックヤードとして私たち職員がそれらをデータ化するというものも容易にできるといったようなイメージを持っていただければなというふうに思います。なお——何ていうんでしょうね、あとLINEとマイナンバーカードのところなんかもリンクしているようなシステムなので、一々この——リンクすれば自分の情報を入力せずに確実に正確に反映されるようなシステムとなって——を今検討しております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 様々な機能があることはよく理解できました。ただ、それらの機能を住民の方にはどのように伝えていかれる御予定でしょうか。例えば、教室とかそういったものを開催される御予定はあるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。当然、システムを立ち上げて、それを——そういうものがあるんだということを御理解をいただけないと、便利なものが便

利でなくなってしまうので、システムが導入後——導入前後に、今、長塚議員から御質問があったような対住民向けの説明会であったり、今行っているようなスマホ教室的なもの、講座的なものというものも考えていきたいと思っています。それと、市内のスーパー等の軒先でのこういうものが開設されましたみたいな形で行いつつ、市の公式LINEのほうにも登録を結びつける、こういったこともできればいいなというふうに今想定しているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） では次に、ちょっとスケジュールについて伺います。染谷議員の質問の中で整備の質問が、整備予定の質問がありました。今後の予定の詳細について伺います。情報管理課長、岩崎弘まさ君はいお答えいたします。今、新しい地方経済生活環境創生交付金の申請をしておるところでございます。染谷議員のとき——御質問のときにも御答弁させていただきましたけれども、来年2月、本格稼働度へ向けて今動いているところです。その交付金が交付決定されたという条件のもとで御答弁させていただきます。交付金採択後、補正予算の要求をさせていただきまして、早ければ第2回定例会で議会の議員の皆様にご審議議決を頂ければと考えているところでございます。仮にそこで議決を頂けたとしましたらば、7月、8月で——7月ですね、入札契約等を行い、8月以降、各課が親のIDといいますか、その間利用する各課が、自分たちがこのような形のシステムを使っていくんだというようなものを考え構成するという必要がありますので、内部的なその利用のための研修だったりサポートだったりといったものを当課で行っていききたいと考えています。令和8年の2月に本格稼働というようなことを目指して進めれば進めていききたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今、各課でとおっしゃいました。スケジュールについては承知したんですが、染谷議員の答弁の中でも全庁職員向けの説明会を実施しているということです。空気感や——庁内の空気感や、職員のはどう感じておられるかお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。各所属長向けの説明会をまず行いました。その感触——感覚というところでお答えさせていただきますが、おおむね前を向いてですね、積極的に進めていってくれるような感触を受けております。なぜなぜかといいますと、その間——所属長向け説明会の後、全職員向けに庁内イントラで、そのシステムに対しての質問をアンケート機能を使って集めました。それが——そうですね比較的若い職員の方から、自分の所属している部署の仕事だけではなくて、他の部署のこういうところに使えるんですかとか、こういうことはどうなるんですかといった質問が本当に数多く寄せられましたので、非常に大変だなとは思ってますけど、大きく変わるときだなと思いつつ、今取り組ん——企業さんと一緒にですね、取り組んでいるところでございますので、大きく変わることを期待してるところです。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 前向きな意見が多いということで、この部分はまた後につなげた

いと思います。

次にセキュリティー対策についてです。現在インスタグラム、フェイスブックなどSNSを主として利用されております。また今後、オンライン市役所などデジタル分野の取組がさらに申請進展していきますが、セキュリティー対策の状況をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 市のSNSも含めて、色々なメールへの対応などですが、けれどもセキュリティー対策としましては、階層別の研修であったり全職員の研修であったり行っております。特に、ここ数年は、茨城県警のサイバーの担当の方との協力も頂きながら、実際に各課のメールアドレスに対して、標的型メールを訓練というようなことを行っているところです。そこで誤って開いてしまうのか、怪しいメールが来たときに10日に報告があるのか、こういったようなことを研修を1年間等を通じて重ねながら、セキュリティー意識の向上を図っているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 導入予定のオンライン市役所、今回LINEとのことですが、市民の方にはLINE不安を持たれている方もおります。セキュリティーは心配ないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○議長（岩澤 信君） 器 デジタルだから不安っていうところは一旦置いて、アナログでも不安だから、今までもセキュリティー研修をさせていただいてきたところでございます。LINEを用いてというふうに御答弁をさせていただいてますが、入り口はLINEなんです、それはなぜかという、多くの方が使われている、使い慣れているといったところでLINEの入り口なんですけれども、LINE社のサーバーには、そのデータ情報を保存しないというような、契約を結んで行います。データの保存に関しては、イスマップっていうそういう認証という国が求める高いセキュリティーの要件を満たしているサービス、これを利用した——このサーバーを利用したシステムを導入して検討していくという、今検討しているところでございます。とはいえ、LINEへの不安デジタルへの不安の方も一定数おられるのも理解してますので、LINEを用いずにウェブでの申請というものを可能なシステムというのを検討してます。ただLINEを用いたその申請とか手続と、ウェブでの一定やっぱりできることできないことがあるということとは——差があるということはあらかじめ御理解頂ければなと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） セキュリティーに関しては、今の御答弁でよく分かりました。次にデジタルディバイド対策です。この件も染谷議員が質問されておりますので、踏まえて質問いたします。今年度のスマホ教室の開催状況は把握しています。今年、視覚障害者向けのスマホ教室も開催されております。誰1人取り残されない人に優しいデジタル化の取組を着実に実行されている点にまずは感謝申し上げたいと思います。今後の開催はどのように計画されてますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） これまでは、携帯電話ショップ事業者の皆様に御協力をいただいております。これは国のデジタル活用支援推進事業というものを活用いただいて、無料でのスマートフォンのサポート教室を開催をさせていただいているところでございます。来年度は今の時点で、交付金——補助金があるかないかということが明確となっております。なので、必ずやっていきますということはここでは申し上げられないところなんですけれども、交付金の有無にかかわらず、情報管理課デジタル化推進室といたしましては、これまでのよろず相談であったり出前講座であったり、こういったものはしっかりと行いつつ、先ほどデジタル市役所のところでも御答弁させていただきましたが、来年度はそれが実装されれば、そちらの説明というものも幅広いという意味で必要になってくるのかなというふうに考えているところでございますので、教室の実施に向けて、これから継続して開催に向けての協議を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今年、スマホ教室を見学させていただきました。初心者向けの講習だったんですけど、高齢者の方、QRコードを読み取るのに15分ぐらいかかるんです。たくさんの受講者の方いらっしゃったんですけど、本当に2人に1人のサポートされている状況で、マンパワーがすごく必要だなと感じました。スマホ教室ってどこでも行っているんですけど、市民の方から聞くと、やっぱり行政がやってるスマホ教室が安心という声をすごく皆さんおっしゃいます。そういった優しいデジタル化を推進していく中で、必要な予算は講じていただき、スマホ教室の開催も引き続きお願いしたいと思います。最後に、12月定例会、佐野議員の一般質問の中で、福祉部長が保育所入所オンライン申請により、窓口に来る来庁者——保護者が明らかに減ったと答弁をされておりました。デジタル化推進の好事例だと思います。デジタル化の推進は、市民サービスの向上・行政の効率化のみならず、持続可能な自治体経営に大きく寄与するものです。それには、全庁挙げての連携が大変重要になってきます。部長、担当課長の皆様は、職員向けの説明会で、若手職員から積極的な意見があったとのことなので、その声をしっかりと上げていただき、新しい行政運営の一つであるデジタル推進を、市長を筆頭に全庁挙げて強くお願いし、期待してまいります。これでこの質問は終わります。

次に、ふるさと納税についてです。昨年度、歳入確保の観点から質問させていただきました。まず、1つ目の質問です。今年度の途中経過、個人版ふるさと納税及び企業版ふるさと納税についての実績をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、長塚議員の御質問に答弁いたします。個人のまずですね個人の寄附者の皆様からの、ふるさと取手応援寄附金の実績でございますが、令和7年1月末時点の速報値では、寄附件数が約9万3,800件、寄附金額では約17億5,000万円の寄附を頂いております。昨年度、令和5年度の実績が、1年間で寄附件数が約8万5,400件、寄附金額が約15億3,000万でしたので、現時点で昨年度1年間の実績を上回

っているという状況でございます。次に、企業版ふるさと納税の実績ですが、現時点で令和6年度は2件の数を頂いておりますが、社名ですとか寄附の内容を非公表としたいという御意向の企業様がおられるため、詳細については控えさせていただきたいと思います。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 個人版ふるさと納税については、1月までで前年比で約15%ぐらい上回っているということでした。企業版ふるさと納税に関しては、また後の質問につなげます。今年度も組織目標では、寄附額20億と設定されております。昨年10月にも増額補正をしております。これまでの実績の所感について伺います。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それではお答えいたします。先ほど答弁のとおり現在、既に昨年1年間の寄附額を超えている状況です。12月までの寄附の受付状況を申し上げますと、9月に昨年度対比が伸び悩んだ以外は、全て前年度の同月を超えているという状況でございました。4月以外は少ない月でも、対前年比で150%程度の伸びを見せておりました。そのためその伸び率のまま推移してしまいますと、歳出予算に不足が——不足を生じる恐れがあるということで、12月補正で増額をしたところでございます。しかし、特に、11月から年末にかけて、他自治体との競争が激化したこと、それから、年末に在庫切れがありまして翌日配送という強みを訴求できなかったことなどから、広告への注力にもかかわらず、最も寄附額の大きい12月の寄附が期待していたほど伸びなかったものと捉えております。令和6年度残り1か月を切りましたけれども、さらなる寄附額の増加のために、打てる施策を全て打ち、PRに取り組んで寄附額の増額に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 競争激化というところは、ほかの自治体もかなり力を入れているということだと思われます。また昨今の物価高騰により、比較的生活により密着した返礼品が選ばれていることも考えられます。今後、ふるさと納税を進めていく上で、様々なシチュエーションを念頭に置き、改めて自治体の個性が光る返礼品を増やしていく必要があるものと考えます。その中、市長もトップセールスマンとして、また部長はじめ担当部署一丸となって、市内事業者様に直接訪問し、参加とサポートを働きかけると、1年前おっしゃっておりました。事前調査によると、協力事業者、返礼品どちらも増えているようですが、改めて伺います。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） それでは、長塚議員の御質問に答弁いたします。令和5年度の返礼品数は326件、令和7年1月末時点での返礼品数は445件となっております。昨年度末と比較しますと、119件の返礼品が追加されております。また、事業者数は令和5年度末時点では34事業者でございましたが、令和7年1月末時点では55事業者となっております、21事業者増加しております。返礼品の内容としましては、アンコウ鍋ですとかイチゴやマスカットなどのフルーツ、そばといった茨城県共通返礼品もございますし、

それ以外にも市内事業者の皆様の御協力を得ながら開発した新規の返礼品、さらにはビールやカップ麺などの新製品、こういったものがラインナップに加わっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） ふるさと納税は単なる財源確保だけでなく、シティプロモーションにつなげていくとのことでした。これらの返礼品、今おっしゃられた増えたのも含めて、シティプロモーションにつながった事例はありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。今年度追加された返礼品の中には、取手市PR大使さくらまやさんの御協力によって実現した返礼品がございます。おかげさまでこの返礼品、テレビの情報番組ですとかヤフートップのニュース——ヤフーニュースのトップをはじめとする各メディアで、この企画を大きく取り上げていただくことができました。メディアの露出後は、寄附者様だけではなく様々なお問合せをいただきまして、寄附実績でも現時点で3件、御寄附を頂いているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） これは、担当課のアイデアなんですか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） ふるさと納税推進室のメンバーのほうから発案がありまして、魅力とりで発信課との協力の下、実現したものでございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 担当部署に限らず、皆さん——職員の皆様からの声を上げていただき、今後もメディアで取り上げられるような返礼品の開発を期待しております。次に、昨年一般質問の中でご提案差し上げた事業者向けアンケートです。ふるさと納税、一言で言っても、事業者の協力が欠かせません。事業者は既存のビジネスと返礼品対応のバランスが必要となります。だからこそ、市と事業者がコミュニケーションを取り、信頼関係を築いていくことが重要と考えます。事業者同士は横のつながりが強く、よくも悪くも耳に入ります。夏頃アンケートを取られたとのことですが、改めて時期や方法について伺います。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えいたします。今年度、市では、返礼品登録事業者や登録を希望されている事業者の皆様に対しまして、ふるさと納税事業に関するアンケートを、8月中旬から9月上旬まで、郵送及び市の公式ホームページを活用して実施をいたしました。このアンケートは、事業者の皆様のニーズや現状を把握し、返礼品登録に係るハードルをできるだけ下げて、より多くの返礼品を御登録いただくために実施したものでございます。53事業者中、16件ご回答いただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） では、そのアンケートで明るみになったニーズや課題はありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。アンケートでは、業種などの基本的な質問のほか、市や中間管理事業者への要望や課題、実施してほしいイベントなどについても伺いました。その結果、返礼品の登録やサイト掲載の手続についての説明が欲しいといったものですとか、商品の見せ方やキャッチコピーなどの商品のPRを知りたいと、こういったニーズが多いということが分かりました。また、事業者訪問の際、パソコン作業が苦手なのでホームページではアンケートの回答ができなかったという御意見をいただいたことですか、窓口に直接アンケートの用紙をお持ちいただいたという事業者様、こういった方もいらっしゃいましたので、ウェブ上での作業がハードルと感じている事業者がいらっしゃるという可能性も高いかなというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） では、そのアンケートを生かして、今後どのような取組をお考えでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。先ほどの答弁のとおり、手続に関する説明と商品PRについて知りたいというニーズがあることが分かっております。その両方のニーズを満たすことができ、かつ、できるだけ多くの皆様が参加できるような取組が必要であろうというふうに考えており、そこで、事業者ごとに、パソコン操作の習熟度が異なることですか、扱う品物によって効果的なPR方法が変わってくるといったことも考慮しまして、現在、希望事業者に対する個別対応型の説明研修会の実施を検討しております。内容や時期については、現在調整中ではございますけれども、早ければ3月中、遅くとも4月中には開催をしようと考えています。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 3月というと今月、来月、です。調整次第早急に周知頂いて、フォローをよろしくお願いします。そのような積み重ね、すぐには寄附にはつながらないんですけど、コミュニケーションを図ることで、相互の理解が進み、信頼関係が生まれ、参加事業者も口コミで増えていきます。今後も、事業者と行政をつなぐコミュニケーションの手段として、アンケート等の実施を続けてはと思いますがいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。今回アンケートを取りまして、御回答頂けなかった利用者もそれなりにいらっしゃいました。ですので、同じように引き続きまた様々な事業者の意見を取り入れていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） よろしく申し上げますでは、三つ目の質問になります。市長はふるさと納税に関して、前例にとらわれない提案を取り入れていくとのことでした。新たに検討している返礼品等がありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それではお答えいたします。現時点で具体的に申し上げられ

る段階ではないんですけれども、現在、取手市ならではの体験型の返礼品企画を複数進めております。大手企業と中小企業の連携によるものなど、取手市の返礼品としては初の試みもあり、詳細内容について検討と今調整を進めているところです。前例のない、返礼品は、総務省のハードルも高くなりがちではございますが、事業者と協力して実現できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） すごく内容が気になるんですが、前例のない返礼品、1日も早く実現するよう、よろしくお願いいたします。ここからは前例にとらわれない新たな提案のための推進として、2つ御提案がございます。1つ目が企業版ふるさと納税の推進強化です。冒頭実績の際に伺った企業版ふるさと納税、今年度は2件とのこと。企業版ふるさと納税正式名称は地方創生応援税制と言います。創設の背景ですが、地域の人口減少が進み、社会改善、も複雑化する中で、地方公共団体団体だけでは、地域の社会課題を解決することは容易ではありません。一方で、企業側でも社会課題の解決に取り組むケースが増えています。国や地方で地方創生の政策がスタートする中、企業の民間資金やノウハウを持つ企業人材を地域に還流させるという観点から、内閣府により、2016年度に企業版ふるさと納税が創設されました。ここからは資料を用いて、企業版ふるさと納税についてお話をいたします。お願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 個人版ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となりますが、企業版ふるさと納税は最大で寄附額の9割が軽減されます。また、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を地方公共団体へ派遣、受け入れる人材派遣型という制度もあります。自治体としては、人件費を負担することなく、専門的知識・ノウハウを取り入れることで、地方創生の取組を一層強化することにつながります。企業は経費の最大9割に相当する額の軽減を受けることができ、金銭的支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウ活用による地域貢献がしやすくなります。企業の方が企業版ふるさと納税活用のメリットは大きく分けて2つです。1つは社会貢献。創業地やゆかりのある地方公共団体が推奨している事業を寄附を投じて応援することで、恩返しや自社達成だけでは難しい環境保全・脱炭素の目標を、地方公共団体の取組を支援することで、目標の達成に大きく寄与することが可能です。2つ目は事業展開、企業のPRのみならず、寄附をきっかけに地方公共団体等との新たなパートナーシップの構築、そして人材派遣型の企業版ふるさと納税活用により、新たな人材育成につながっている企業の声があります。今までのお話をまとめますと、企業版ふるさと納税は、企業・自治体双方に様々なメリットがあることが分かります。次に、企業版ふるさと納税の実績についてです。令和5年度の寄附実績ですが、最新の情報ですと金額件数ともに大きく増加しており、金額は前年比約1.4倍の470億円、件数は約1.7倍の1万4,022件となっております。この増加要因ですが、令和2年に税制改正によって、企業の実質負担が約4割から1割程度にまで圧縮されたことから、寄附金額・件数ともに大きく増加し、多くの企業が地域貢献に参加しやすくなったことが背景にあります。では、なぜこのタイミ

ングで企業版ふるさと納税の推進なのか。令和6年——今月末で終了予定だった制度ですが、昨年12月の税制改正にて、令和9年度までの3年間延長されることが決定いたしました。一部繰り返しになりますが、寄附の対象、地方公共団体が行う事業・プロジェクトとなっています。地縁やプロジェクトへの共感、事業構想段階からの官民連携事業など、様々な寄附活用の事例が生まれております。寄附するプロジェクトを選定するだけでなく、企業と地方公共団体がプロジェクトの構想段階から連携し、地域の社会の——社会課題の解決に向けて取り組むケースが出ています。官民連携は本来の制度の目的や理念でもあるので、制度の活用を通じた取組は国としても好意的に受け止めています。

ここからは事例を幾つか御紹介いたします。まず、令和6年度企業版ふるさと納税に係る大臣表彰から、島根県江津市の紹介です。広津市は島根県のやや西寄りに位置する町、東京から一番遠い町と呼ばれているそうです。そんな江津市、本市のように多くの課題を抱えており、逆にそれらを強みと捉え、それらの課題解決の過程を番組と連携するシティプロモーション事業を企画しました。そこから生まれた事業に企業版ふるさと納税が活用されております。赤丸で囲っている部分になります。まず2つの事業のうち1つ目、菰沢公園【OK】のリブランディング事業、現在は子どもの遊び場・運動場・オートキャンプも楽しめるようになっていました。次に、波子駅。無人駅だった波子駅にクラフトビール醸造所を設置し、新たな価値が生み出されました。各企業とも、その後も継続的な関係性の構築がされております。ほかに、もう少し身近な事例ですと、隣の守谷市は、最も都心に近いテレワークのまちプロジェクトとして企業版ふるさと納税を活用し、補助金交付を行って施設開設支援を行いました。2022年度ですが、施設利用者は3,113人だったそうです。資料終わりです。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） こちらなんです、実は近隣自治体のイベントに携わったことがある取手市在住の社長さんから、こういうのが届いたよと提供いただきました。パンフレットと名前入りのお手紙には、企業版ふるさと納税を活用し、当市の取組を支援する方を募ってますと書いてあります。本市も企業版ふるさと納税の推進を活用される——推進を強化させる必要があると思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。取手市では、令和5年度から企業版ふるさと納税の受付を開始しており、現在市の公式ホームページを通じて企業版ふるさと納税についての周知・募集を行っているところでございます。企業版ふるさと納税は、先ほど議員からも御紹介いただきましたとおり、税の優遇措置や地域貢献という観点から興味を示してくださる企業も多く、他市町村ではポータルサイトや専門の仲介事業者へ委託をしたりですとか、また先ほど御紹介ありましたように市の事業に参加した事業者へダイレクトメールを送付して呼びかける、こういった取組を行っている市町村もあるということは認識しております。注目度が高く、1件当たりの金額も多い傾向がございまして、市にとってもメリットがございまして、今後力を入れていく分野であると我々も考えております。今後、他市町村の状況ですとか、専門事業者へ委託した場合の経費、こういったも

のを調査しながら、さらなる寄附の企業の獲得に向けて、人材派遣型も踏まえ——含めまして、取組を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 認識され——力を入れるべき分野だと認識されているということで、検討のほどよろしくお願いします。もう1点の推進の提案は、クラウドファンディング型ふるさと納税です。ガバメントクラウドファンディングとも呼ばれております。通常ふるさと納税と何が違うのか、どんなメリットがあるかを資料を用いて御説明いたします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 寄附金控除——寄附控除はどちらも同じなんですが、大きく違うのは寄附先選定と返礼品です。個人版ふるさと納税では、地域の魅力ある返礼品で選ばれることが多いですが、クラウドファンディング型ふるさと納税は、地域のプロジェクトから寄附先を選び、また返礼品あるなしはプロジェクトにもよります。また、ただ寄附を集めるにとどまらず、市民満足度も向上につながることを期待できます。その理由を御説明します。通常私たちの納める税金——市は様々な事業を実施し、基本的に使い道を個人で決めることはできません。しかしながら、クラウドファンディング型ふるさと納税は寄附によって応援する事業、実施してほしい事業を個人で選べるので、市民満足度の向上、また他市へのふるさと納税による市税流出防止になるだけでなく、人によっては思い入れのあるプロジェクトに納税以上の寄附につながる可能性があります。ここからは、クラウドファンディング型ふるさと納税の事例を4つ御紹介させてください。市長を含め野球にゆかりのある方もいらっしゃると思いますが、今月開幕の第97回選抜高校野球大会に出場が決定した長崎県の壱岐高校野球部です。部員が21名、全員壱岐の島で育ち、全員が中学軟式野球部の出身、長崎県大会で強豪校を倒し準優勝、九州大会ではベストエイト、そして全国で2校しか出場できない21世紀枠に選ばれました。甲子園にかかる費用をクラウドファンディングで募った事例です。寄附のコメントでは、壱岐の出身の方、親が壱岐出身ですという、胸が熱くなるような応援のコメントが多々あります。次も野球つながりですが、現在、日立市市民運動公園野球場を、プロ野球も誘致可能な新たな野球場として大型リニューアル事業を進めています。その中でクラウドファンディングを活用していますが、既に目標金額以上の寄附が今も集まっている状況です。こちらは近くの稲敷市です。チューリップまつり開催のために30万円の目標——30万円目標の寄附金を現在募っているところです。最後になります。山梨県甲斐市の公園整備事業プロジェクトです。1年前の一般質問の最後に提案させていただいた、環境に優しい、災害対応のできるハイブリッドな公園、ちょっとあまりにも合致する点が多かったのも、そこも含めて事例の御紹介です。担当の方に聞いたところ、正直うちは財政が厳しいですと、だから一部だけでも寄附を募ってみようとのことだったそうですが、現在、目標金額を大幅に超えて、達成率148%ということで、寄附金額は今も伸び続けております。資料ありがとうございました。長くなりましたが、寄附金額の大小・返礼品の有無にかかわらず、自治体オリジナルのプロジェクトに賛同する思いを形にする方法です。シティプロモーションにもつながります。

本市でも取り入れてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。現状、多くの市町村がクラウドファンディングで市の事業資金を集める取組を行っております。実施のためには、ポータルサイトの選定ですとか金額の設定、返礼品の有無の決定、実施時期の決定など、様々な調整が必要となってまいります。現在、庁内の事業課からもクラウドファンディング型のふるさと納税を活用したいという御相談を受けておりまして、現在、情報収集を行っている段階でございます。具体的な事業への寄附となりますので、御紹介のとおり寄附者の意向をより反映しやすく、特色ある事業や取組のPRにもつながるというふうに考えております。金額の多寡にかかわらず、非常に意義のある取組と考えておりますので、今後も調査を進め、実現に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 庁内の積極的な声あるということなので、実現に向けて御尽力よろしく願いいたします。また、時期を見て質問させていただきます。次の質問に移ります。

次、法的リテラシー教育についてです。最近多発するSNS関連の犯罪やトラブル、巻き込まれた子どもたちの年齢に10代が多く見られるようになりました。闇バイトに関しては、生活に困っていないような家庭の子が短期間に高額を稼げるとSNSの投稿で読み、グレーのアルバイトだと思いながらも応募する。身分証明書から個人情報把握され、家族に危害が加えられると脅され犯罪に及ぶ経緯はほとんど同じです。逮捕後の子どもたちは捕まってほっとしたと口をそろえて言うそうです。指示役は諸般なら執行猶予がつかないと言いますがそんなことはなく、冒頭でも詐欺でもほぼ実験になっています。仮に見張りや運転手役でも、共同正犯として重い罪が課せられます。分け前が数万でも、民事で被害全額の賠償責任を負う可能性があります。こうしたリスクを全く認識していないのです。子どもたちが犯罪の加害者・被害者にならないために、倫理はもちろん、法的リテラシー教育の重要性・必要性を感じておりますが、教育委員会としての見解をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 長塚議員の御質問に答弁いたします。情報化社会の現代にあつて、子どもたちがルールやマナーの理解も含め、情報モラルを身につけることは、ますます重要になっています。ネット詐欺や闇バイト等、インターネットを介して発生する犯罪も多く、今後、子どもたちが危険な犯罪に巻き込まれないようにするためにも、学校における法的リテラシー教育は非常に重要と考えます。具体的な取組については、部長から答弁いたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、長塚議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。現在、学校教育の中で行われている法的リテラシーに関する学習について、

説明させていただきます。まず、小学校においては、学校生活や社会生活における基本的なルールやマナーを教え、決まりを守ることの重要性を学習します。中学校では、社会科で人権や義務について教え、権利と義務についての考えさせたり、技術家庭科や学級活動の時間において、消費者トラブルの種類や対処法を教え、悪質な業者から身を守る方法を学習させています。また、インターネットにおけるルールやマナー、違法行為についても授業の中で取り上げております。小学生から中学生まで、教育活動全般を通して、発達段階に応じた指導をしているところです。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 学習内容については、よく分かりました。では、取手市としてはどういった取組をされているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。本市としましては、発達段階に照らし合わせて体系的に学べるよう、法の理解を含めた情報モラル系統表を作成し、学校での指導に役立ててもらっております。内容は、情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティなどについて、項目立てをし、小学校1年生から中学生まで、体系的に指導を行っているところです。また、学校で学ぶだけでなく、保護者にも働きかけ、通信機器等の家庭におけるルールづくりを推奨し、学校・家庭が一体となって、通信機器等を介したトラブルから子どもを守る取組を行っているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 子ども——小学校の子どもが、お手紙でよく情報リテラシーの取扱い方、家庭でも話し合ってくださいねというお手紙をよく頂いて、子どもと話すきっかけになっております。ありがとうございます。小中学生向けの法教育は、法律の内容を覚えるといった知識的な領域ではなく、あくまでも法の在り方、法の役割といった法的なものの考え方にフォーカスしています。そんな中、昨今のSNSトラブルを受けて、多くの弁護士会では様々なアウトリーチ活動が行われています。SNS上のアルバイト募集文を比較し、どれが怪しいか考えたり、刑事手続や刑事罰の説明、困ったときの相談先などを伝える出前授業がありますが、そういった専門家の活用のお考えはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。現在も、各学校が実態に応じて、いろんな関係機関・企業等に出前授業をお願いし、スマートフォンやSNSの安全な使い方について学習しているところです。具体的に申し上げますと、スクールロイヤー、県の県警職員、それから携帯電話会社と、こういった方を講師に招いて学習を進めているところです。一方で、県のスクールロイヤーを活用した取組については、いじめ予防教育や法務相談等いじめ問題対策の観点から行われていますが、現在のところ、犯罪の防止や犯罪を行ったらどう罰せられるか等の観点での制度は——制度での利用は至っておりません。今後、スクールロイヤーなどの専門家については、これらを最大限に活用しながら、さら

に効果的な法的リテラシー教育が実践できるよう、学校に助言していきたいと考えているところです。また、この法的リテラシーの問題は、保護者の子どもたちへの指導も大きく関わっていると考えております。学校教育におきましても、しっかり取り組んでまいりたいと考えておりますが、道徳性・倫理感、そしてこのような法的リテラシー、これらは保護者にも重要性を十分理解いただけるよう、保護者への啓発とともに、御協力をお願いしたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 餅は餅屋、専門家の話は受け止め方が本当に変わります。先日、六郷小学校で行われた銀行員による金融教育の授業を見学させていただきました。授業とは雰囲気も大きく変わり、いつもの先生ではなく、専門家に耳を傾ける姿がとても印象的でした。アンケートの内容もとっても具体的で、いかに内容の濃い時間だったかを感じました。話は戻りますが、検挙された実行役には、高校に進学しなかったり中退している子も少なくありません。家庭環境により、価値観・考え方は千差万別である中、義務教育の段階から学んだほうがいいと考えます。進めてくださることなので、よろしくお願いします。情報化社会、複雑な世の中、今の子どもたちは求められることが本当にとっても多くなっています。その一方で、先生の働き方改革、新しい価値観や考えた方もあり、気軽に声をかけることもはばかれます。そんな中、子どもを守るとはどういうことでしょうか。スマホを持たせなければいいのか。SNS関連のアプリを制限すればいいのか。恐らくどちらも根本的な解決にはなりません。年齢にもよりますが、私は子どもを守るのは、最後は子ども自身だと思っています。トラブルに直面したとき・しそうになったとき、判断するための知識があれば、守れる・防げることも多々あります。岡口議員も先ほどお話をされておりまして。教科書には載っていないことが求められる中、教育委員会の果たす役割はとても大きいと思います。未来を担う取手市の子どもたちが意図せず悲しい思いをしないよう、させないよう、様々な視点で子どもたちを守る取組をお願いしたいと思います。これで、私の一般質問を終わりにします。御答弁いただいた皆様、ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、長塚美雪さんの質問を終わります。

13時30分まで休憩いたします。

午前 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

看護のため遅参届が出ておりました関川 翔君から、看護のため欠席届が提出されました。

一般質問を続けます。

続いて、佐藤隆治君。

〔20番 佐藤隆治君登壇〕

○20番（佐藤隆治君） 皆様、こんにちは。創和会の佐藤隆治でございます。今日は創和会の4番目の質問者として登壇させていただきます。よろしくお願いします。多少資料がありますので、席を移動させていただきます。よろしくお願いします。今回の一般質問

は、2項目ほど通告をさせていただいております。1つ目は、中村市政の2年間と今後の取組について。2つ目は、地域公共交通計画の進捗状況についてと、大きく2項目ほど質問をさせていただきます。それでは、まず1つ目のほうの、中村市政の2年間と今後の取組についてということで、4項目ほど質問をさせていただきます。中村市政が令和5年4月にスタートしてから、約2年間、議員として私は見てまいりましたが、これまでの取組について感じたことを交えながら、質問をさせていただきたいと思います。中村市長は継続と挑戦を掲げて市長に就任されましたが、まず感心したのは、就任後間もなくして開催したとりで利根川花火においてドローンショーを取り入れたことであります。就任後、市長が発案され、すばらしいスピード感で調整され、8月の花火大会で実現し、多くの方に驚きと感動を与えたのだと感じました。これは、市長のこれまでの多方面のパイプの太さと推進力が示されたものだと思っております。さて、任期折り返しの地点を迎え、まず初めに、子ども政策について伺わせていただきたいと思います。就任2年目となる昨年の4月にこども政策室を立ち上げ、この意図としては、こども部の設置に向けての市としての政策体系を整備し、こども計画を策定するとともに、どのような組織体系を持って取り組むのがよいかしっかり検討するための機関であったことと認識をしております。この4月にこども部がスタートし、市長のマニフェストにもある、子育てに特化した部の創設が実現することとなりますが、対象となるのは、結婚・妊娠・出産・子育てという一連の流れを取りこぼすことなく支援していくという強い決意を感じております。この間口を大きく広げて——設けて、こどもまんなか社会の実現に向けた施策体系としてきたことについての経緯を伺いたいと思います。

〔18番 佐藤隆治君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。国においても少子高齢化が急速に進み、2月27日に厚生労働省が発表した数字によりますと、令和6年度の——令和6年の国の出生数が約72万人と、統計をとり始めた1899年以来過去最少の数字となりました。この流れは本市においても同様であり、私が市議会議員をしておりました平成17年の藤代町との合併時には800人程度いた年間の出生数は、現在では500人程度となっております。一昨年、市長に移行するため——するに当たり、取手市に住み続けていただくこと、そして取手市で子育てをしていただくこと、皆さんにそういった選択をとっていただくためにはどのようにしたらよいか、そのことを念頭に置いてマニフェストに着手をさせていただきました。そして、マニフェストでは子育て支援を柱の一つとして掲げ、市長就任後、すぐに子どもの専門部署の設置について検討するよう指示をいたしました。先ほど佐藤議員のほうからもいろいろ御説明があったとおりですけども、まず昨年の4月にこども政策室を立ち上げ、1年間の助走期間を設けさせていただきました。この4月にこども部を設置することに——こととなりました。この助走期間において、計画や理念だけが先走るのではなくて、実際に市民の方々に何をもたらすことができるのか、実効性の

あるものとしていくために、まずこども政策室において子どもを取り巻く様々な施策についての洗い出し・整理等を行って、どのような組織体制が望ましいのか検討を進めてきたところでございます。子育てを切れ目なく支えていくためには、医療・福祉・教育、様々な分野との連携も必要です。本市においても、国が掲げるこどもまんなか社会の実現に向けて、現在、策定が大詰めを迎えている取手市子ども計画においては、当事者の意見を取り入れるため、子どもや若者、子育て世代との直接的な対話の機会や、アンケートの実施、イベントを通じた意識——意見聴取を行い、当事者の目線に立った計画策定を進めていることができているものと認識をしているところでございます。4月以降については、この計画に基づいて各種施策に取り組んでいくとともに、こども部において、国が掲げる子ども家庭センターの機能を持たせており、全ての妊産婦、子育て家庭に交付する切れ目のないサポート体制と、一体的な相談体制の強化を図ってまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁、ありがとうございました。子どもに対する切れ目ない支援を行っていくということに対して、大変理解ができました。私も市長と同じように、20年以上政治の世界で活動しておりますけれども、取手市というのは他の自治体と比べて、一気に高齢化が進み、このような今、高齢化率になっている自治体であると思っております。今後の町の発展のためには、若い方々が暮らしやすい、子育て世帯が暮らしやすい町をつくっていくということが必要になってくると思います。そうした中で、今回のこども部の設置によっては、子ども真ん中社会の実現に向けて市内全体で向かっていくという組織体制がつくられていくことだと思っております。そこで、次の質問に移りますが、若い方々が取手市を選んでいただき、住んでいただくことを踏まえると、デジタル化の潮流に合わせた施策も必要であると思っております。高齢者が多い取手市にあって、デジタルだけに頼ってしまうわけにはいけないと思いますが、世代ごとに合ったデジタル化を進めていくに当たっての市としての考えはどのようなものなのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。市長のマニフェストの一つに、DXへの果敢な姿勢というものを掲げておりました。デジタル化については、そのツールを使うことによりまして、何を指すのかという視点が非常に大切になってくると考えております。例えば、市民の皆様の手続きが楽になる、いわゆる利便性が向上するメリット、それから市の財政面でのメリット、私たち働く側にとっての業務の効率化といったメリット。また、労務環境の向上につながるメリットという様々な方向性がございます。その中、市民の皆様の直接的なメリットといたしましては、AIシステムの導入を行い、高齢の方など、耳が聞こえにくいといった方でも、音声を認識して文字表示をするディスプレイを窓口に設置をいたしました。また、昨年11月から始まっております、令和7年度からの保育所等の利用申込みのオンライン化、それから、今年1月からは母子手帳アプリの導入などを進めてきたところでございます。また、コミュニケー

ションアプリでありますLINEを用いて簡単便利に、オンラインで様々な行政手続や、オンライン決済を行うことができるデジタル市役所の実現に向けて、今動き出しているというようなところでもございます。一方で、高齢者を中心としたデジタルディバイド、いわゆる情報格差も考慮していく必要がございます。スマホの使い方教室ですとか、相談、そういった取組のほかにも、デジタルツールだけには頼らないという形での行政サービス、支援ということもしっかり継続していかなければいけないと考えているところでございます。また、私たち働く側にとっても、RPAという作業の自動化や生成AIによる業務の効率化も進めているところでございます。職員が高度な業務に注力できるよう、労働環境の向上も一つの命題であると捉えているところでございます。そのような取組を進めている中で、昨今は、公務員も定年まで勤め上げるというような感覚が希薄になってございます。この職場、取手市役所で働きたいと感じていただけるような職場環境をつくっていくことも非常に重要であるという認識をしているところでございます。デジタル化を通じた市民サービスの向上とともに、持続可能な自治体経営にもつなげてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。今の答弁をお聞きして、特にLINEを活用した行政サービスは、まさに来なくてもよい市役所の取組にもつながるものであると感じました。市役所の手続というのは、行かなくてもよければ市民の方々にとっては大変ありがたいものであると感じています。特に、共稼ぎの世帯が多くなり、例えば土日の施設の予約をして使用するのに、オンラインで予約とともに支払いも済ませることができれば、市民の皆様の利便性の向上にもつながると思っております。また、市民の皆様が窓口にお越しになることが減るということは、市役所にとっても事務の効率化につながる可能性もありますし、今の御答弁にあったように、事務の効率化についてもデジタルを活用した取組を様々取り組まれているというのも理解しました。昨年12月の議会で、私、質問させていただいたのは、市役所が今、大分老朽化してきて、将来的に建て直さないとならないと。でも、そのときの概算はどのくらいですかと聞いたときに、120億ぐらいかかるかなという話でしたけども、これからの時代の変化とともに、もう少しコンパクトにお金もかけずにできるようになってくる時代も迎えてくるのかなとは思っております。こういったいろいろ今の御答弁も含めて、こういった取組を進めていくためにも、やはり歳入の確保についても積極的な取組をする必要があると思っております。中村市長は、ふるさと納税に積極的にこれまでふるさと納税に取り組むということを、令和5年の所信表明でも述べられておりますが、歳入の確保に向け、また取組として、就任後の成果、先ほど長塚議員さんもいろいろ質問されておりましたけれども、私はちょっと大きくお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、佐藤議員の御質問に答弁いたします。市の様々な

取組を進めていくためには、当然ながらたくさんのお金がかかります。また、皆様の生活と同じように、私たちの市政も、物価高騰といった影響を受けながらも、安定した自治体経営、そして行政サービスの提供が求められます。これらのサービスの提供のためには、高齢化や人口減少により、中長期的には担税力の低下が想定される中、税以外にも安定した財源を確保していかなければなりません。そのような中、中村市長就任後すぐに指示を受け、取り組んでいるのがふるさと納税の拡充です。本市の資産を活用していくことで、そしてまた新たな資産を生み出していくという取組を進めており、就任後、ポータルサイトの選択肢を増やすなどの取組によって、寄附額の増加につなげております。まず就任した年に、前年度比で約 1.5 倍、そして、今年度も——先ほどの長塚議員の御質問においても答弁いたしました、既に昨年度を超える額に達しており、好調に推移をしているところです。これは、従来の中心商品であったビールのみならず、市内の事業者で返礼品を提供して下さる事業者を増やしたり、取手市PR大使であるさくらまやさんにも御協力いただいて、御自身の歌唱レッスンを返礼品として加えたりといったシティプロモーション部門との連携も構想しているものと認識をしているところです。この取組については積極的に取り組んでいかないと、市税の流出のほうが大きくなってしまいうことから、今後も新たな視点も取り入れながら進めてまいりたいというふうに考えております。また、もう一つの歳入の確保策として、ネーミングライツがございます。市長就任後にネーミングライツパートナーの募集を開始し、10 月から愛称での運用が開始されております。議員の皆さんにおかれましても、施設の愛称をぜひ意識していただければ、今後もこの取組についても広がりを持たせることができるものというふうに捉えております。私たち自治体としても積極的に歳入確保に向けて、多様な選択肢を持って今後も取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。税以外にも安定した収入が得られるようにということでの、いろいろな施策が展開されているということを理解できました。ふるさと納税については、新たな返礼品の発掘にも取り組んでいたり、伸びているということも理解をいたしました。特に、午前中にも長塚議員さんの御質問にもありましたが、さくらまやさんの自らが歌唱レッスン等を返礼品として出されたのは、報道でも取り上げられており、非常に興味深いものでございます。このように市長就任後、まさに継続と挑戦における継続はもちろんのこと、挑戦の部分で、この2年間新しいことに積極果敢に取り組まれていることを感じております。市長が掲げる、住み続けるほど好きになるまちを市民の皆様を感じていただくことが、市に若い力を呼び込む力となると思います。そのためにも、まず先に子育てしやすい環境の構築を行い、若い方が、子育てをされている方が取手市に入ってきたときに、取手市に住んでよかったと感じていただけることが、また次の好循環につながっていくと思いますが、今後、市として力を入れていく取組、そして本市をどのような市としていきたいのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。中村市政になりました、もうすぐ2年が経過しようとしているところでございます。この間、市長は継続と挑戦というキーワードを常に意識して、私たちにいろいろお話をしていただきながら進めているところでございます。今回、新年度予算の編成に際して、やはり我々事務方では、この事業はこういった理由でこういった効果があるので、これはこのまま継続をしてやりたいというものに関して、市長もしっかりとそこは理解をして、そういったものに予算をつけるという作業をしてまいりました。一方で、冒頭に佐藤議員のほうから御紹介いただきましたけれども、市長が就任されてすぐのときに、あれは広島サミットでしたか——ドローンが、ドローンショーが行われて、それがテレビなどで報道されていたんですけども、ああいったものを、取手の花火であわせてやれないかというようなことが、最初お話がありまして、どうやったらできるんだろうというところから始まりまして、本当にそれからいろんな調整をして、本当に数か月後の花火大会で実現をしたという、そういった本当にあれが一番最初のチャレンジだったかな——挑戦だったかなと思うんですけども。そのような挑戦も合わせて、いろいろなところで続けてきているというところでございます。子育ての分野においても、今回、保育士の処遇改善ということによって、共働きの家庭のお父さんお母さんが安心して預けることができるという、そういう保育環境をきちんと整えていかなければならないと。駅前の商業ビルに民間保育園が、開園が決定をして、これは来年の4月開園に向けて今準備が進んでいるところでございますけれども、そういった環境の整備を、これからこども部を中心に子ども政策をしっかり充実をさせて、取手市で子育てをしていてよかったというふうに感じていただけるような、まさに住み続けるほど好きになるまちにつながるようなことを、これからまたさらに取り組んでいきたい。それがやがて市の、取手市のブランドであり、シビックプライドの形成にもつながっていくのではないかとというふうに考えております。とにかく事あるごとに申し上げて申し訳ないんですけども、常磐線の始発の駅でございまして、非常に東京までのアクセスがいい、仕事に通うにも都合がいいというようなところでございますので、そういったポテンシャルを最大限に生かして、また魅力を発信して、インナープロモーション・アウタープロモーション、両面から展開をして、今後またさらに発展するようにつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。もうあっという間に2年が——中村市政の2年間経ったなというのを実感しております。昨日になりますけれども、藤代の相馬公民館祭り、中村市長さんも御挨拶をされるのを、私も同席させていただきました。2年前は県会議員の中村さん、また市議会議員の中村さんは、ずっと知ってる方多かったと思うんですけども、やはり中村市長さんになってという形で公民館祭りに参加されるのはもう何回もあるでしょうけども、私がこのタイミングしか行かないからなかなか分かんなかったんですけども、中村市長自らがいろんな公民館の中でやってる行事等も、地域の方と触れ合いをしながらお話しされているところを、その話の中に含んでいることを聞いてると、本当にそのお人柄もいろいろと藤代のほうにも浸透してる、これは私

の勝手な偏見的になっちゃうかもしれないですけども、そういった形で、藤井市長さんが長くやられた後の、今、中村市長さんですから、またここでぐっと藤代のほうにも、しっかりと中村市長さんの人柄も浸透していったらうれしいなと感じたのが、そういったところでございます。後半2年もあっという間でございますので、中村市長を先頭にして、執行部の皆さん、職員の皆さんが一丸となって頑張ってくださいことをまずお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。地域公共交通計画の進捗状況についてということで、1番、アンケート調査、2番、課題、そして今後の取組ということで、質問を続けさせていただきたいと思います。地域公共交通計画の進捗については、議員の皆さん、いろんな議員の皆さんがいろんな思いでこれまで質問もされてきております。私もここで質問をさせていただきたいと思います。

〔20番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20番（佐藤隆治君） こちらの画面を御覧になっていただきますと、取手市内の公共交通ということで、取手市のこの地図の中に公共交通がいろいろと記載されているわけですが、常磐線・常総線と鉄道をはじめ、関鉄・大利根交通とバス、そしてコミュニティバス、各企業のバス、タクシー、そして有償ボランティアの団体の送迎サービスなど、いろんな市内をくまなく歩けるように、準備を——回っているわけですが、そういった中でも、空白地域ではなかなか公共交通を期待する人の声が、以前は上がっていましたが、今はそればかりじゃなくて、高齢化が進んで、免許返納等ある中で、いろんなところからいろんな声が今上がってきている。そういった中で、今まとめる作業をするのが、今回のこの地域公共交通計画の策定なんだと私は思っております。そうい——それで、今年度は計画2年間のうちの1年目ということで、今の時点で様々な調査が行われていると思っておりますが、私も地域を回らせていただいて、これは市民の方また自治会さんとか、そういったところを回ったときに、その方々から様々な関心のある公共交通の今後について、意見をされるのを聞いております。そういった中で、市が今現在行っている路線バスの補助、去年は桜が丘地区においての路線バスの補助750万円ということで、本当に大変高いです。高額な負担をしてでも、ここの路線を維持しなきゃいけないとか、そういうことで、地域の人にとっては本当にありがたい話ですが、こういったことが、これから市内の中で続いていくと、今後いつまでこういうことが継続できるのかなという心配もあるわけでございます。公共交通の維持存続、持続可能な施策が必要になり、それを踏まえた上での交通計画であるべきだと思っております。そこでまず、市全体を対象とした市民アンケート調査のほか、地区のヒアリングや事業者側へのヒアリングなど、複数種類の調査をどのような目的で行っているのか。また、調査の結果について伺いたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

す。取手市地域公共交通計画の令和7年度策定に向けて、本年度は各種調査を行っているところでございます。皆様の関心も高く、要望も様々にございます公共交通ですけれども、予算や人的資源が限られている中で、持続可能な交通施策を展開していくためには、本当に必要とされている事柄を見極めていく必要がございます。また、既存の交通資源と新たな交通手段を効率よく組み合わせて、直面する課題に対応していくことも重要であると考えております。これまでも公共交通に関する御意見・御要望は個別に頂いておりましたが、調査に当たりましては、改めて市全体における交通の現状や直面する問題を把握する必要があることから、市民アンケートを行いました。また、交通に課題のある地区に関しては、市民アンケートに加えて、地区の意見集約が必要であり、今後の地区の移動手段について意見交換ができる場も重要であると考えたことから、従前より移動に関する要望をいただいている地区を中心に、桜が丘や駒場団地など7か所の地区に訪問をいたしまして、ヒアリングを行っております。こうした場では、公共交通を取り巻く厳しい現状について共有していただくとともに、皆様からは、お出かけに関わる様々な需要や困り事などをお聞きし、同じ住宅団地内でも、端と端では大きく状況が異なることなども伺いをいたしました。そのほか、課題の解消や、交通の利便性向上などのための事業を展開する上で、実現可能な計画を策定するため、交通事業者が抱えている課題や、対策費との連携についてのお考えなどをヒアリングしております。調査結果といたしましては、現時点では移動に困っていないものの、将来の移動には不安を抱える方が多く、公共交通の維持拡充や利用時の助成を求める回答が多く寄せられております。一方で、地区ヒアリングでは、バス停までの徒歩移動が困難であることや、ドアツードアの移動手段の導入を希望する御意見を多くいただいております。交通事業者におきましては、運転士不足以外にも、運転士の高齢化、エネルギー価格や人件費の高騰などの問題があることを伺っており、現在はそれらの取りまとめ作業を行っております。以上でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。アンケート調査 3,000 件をお願いして、それは今までよりも少し多い——多めにしてアンケート調査を行い、そして回答が何割というの、それより予想以上に多く、いろんな意見がいただいたというふうに、私は認識しております。そういうそういった中で、今度はその調査結果をもとにした課題ということで次の質問に移らせていただきたいんですけれども、広く意見等を集約して、現実に即した持続可能な公共交通網の構築のために、やっていかなければならないわけがあります。また今後さらに少子高齢化が進む中で、公共交通の存続や、より利便性の高い移動手段を望む声が多数寄せられている一方で、交通事業者側では、依然として、この先ほどの御答弁がありますとおり、運転手の不足が、解消などが課題となってるのかなと思っております。今回、そこで調査結果から見えてきたもの、こういった方向でこの対応を考えているのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。課題としましては、

まず地区に合わせた移動手段の確保が挙げられます。調査を通しまして、道路の幅員や地形によりバスが通行できない地区や、バス停までの移動が困難な方が多い地区など、バス以外の移動手段を必要とする地区も把握できており、そうした移動需要を満たすために、例えばタクシーを活用した移動手段の導入などを考えた場合、予約制とするか乗り合いとするか、料金の設定・利用可能な目的の設定など、様々な要素について交通事業者との協議の上、皆様が使いやすい制度をいかに設計するかが肝要であると考えております。次に、鉄道や路線バス・タクシーの維持存続が課題として挙げられます。特に、鉄道や路線バスは通勤通学の移動手段として高い需要があり、輸送力がコミュニティバス等では代替できないため、乗換えの利便性を向上させることで利用促進につながるよう、接続時間帯を踏まえたコミュニティバスの再編も検討する必要があると考えております。ほかにも課題として挙げられるのが、やはり運転手の不足です。交通事業者も運転手の確保には注力しているものの、運転士不足の解消には至っておらず、路線バスやコミュニティバスの維持が難しい現状にあります。そのため、ルートダイヤを調整し限られた資源を、最大限効率的な運行を図る必要があると考えております。こうした課題や対応の方向性を踏まえ、持続可能な公共交通の構築を目指していくために、各交通機関の特性を生かして役割の分担を明確にし、再配置を検討していくとともに、やはり皆様にも積極的な公共交通機関の利用や、ある程度の御負担をお願いしていく、こういったことも考えていかなきゃならないと考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。いろんな課題がある中でその課題に対して、今どんなふうにとまとめていくかという段階で、その点をよく理解できました。今後の取組といたしまして、将来の持続可能な公共交通網を構築するには、画一的なコミュニティバスをただ通せばいいというものではなくて、やはり地区の実情に合わせて移動手段を選択していくことが重要になると認識しております。特に、今の御答弁の中で出たように、交通事業者の運転手不足は大きな課題でありますし、路線の維持をするために市が補助を行うのにも限界があるのだと思っております。地区の需要や交通の現状を精査して、計画の策定を進めていただきたいと思います。そうしたことを踏まえて、今後の計画策定から事業化までのスケジュールを伺います。また、予算や人材に限りがある中で、既存のコミュニティバスの運行や新たな移動手段の事業化などについて、持続可能な施策をどのように進めていくのかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） ただいまの質問にお答えします。今後のスケジュールとしましては、今年度の調査結果を踏まえて、令和7年度には計画を策定し公表するとともに、令和8年度からの事業展開を目指して、交通事業者との調整を並行して進めていきたいと考えております。佐藤議員のおっしゃるとおり、予算や人材に限りがありますので、繰り返しにはなってしまいますが、持続可能な公共交通網を構築するためには、各公共交通の役割を明確にし、特性を生かして事業に応じた移動手段を配置することで、効率的や——効率性や利便性を高めていく必要があると考えております。また、持続にはやはり皆

様に使っていただくことが重要であり、継続的に利用状況に応じた、いわゆるスクラップアンドビルドを行っていく必要もあると思います。そして、特に公共交通の中でも、バスやタクシーは利用状況が増便・減便に直結しますので、持続のためには地区ヒアリングなどの機会を通じて、皆様には積極的な利用をお願いしている——お願いしていく所存でございます。いずれにしましても、少子高齢化が進む中では、様々な課題を解消し、持続可能な公共交通網を構築することは喫緊の課題であると認識しておりますので、あらゆる交通資源を総動員し、事業の展開につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。今、御答弁の中で、スクラップアンドビルドと行っていかなければならないという、その何ていうんですかね、ニーズに沿ってやってくというのはこれ非常に難しい話であると思いますけれども、当面はそういったことを視野に入れた形でこれを考えていくというのは、なかなかいろんな要望等も含めた決断をしなきゃいけないと思うんで大変だと思うんですけども、そこをしっかりとお願いしていききたいと思います。これ最後になりますけれども、今回2か年の計画の中で、今日アンケート調査そしてまとめということを聞いて、今後の取組ということヒアリングをさせていただく中で取りまとめていく中では、今この令和6年度、調査が終わり、そしてまとめる時期に入りまして、令和8年度に向けてコミュニティバスの再編とか新たな移動手段の導入、そしてほかの公共交通に関する施策等も、いろんな機関と交渉しながらやっていくもんだと思っております。この来年度が、再編に向けての今までのまとめだと思っております。普通、計画立ててすぐ実行するのに、現状はもういろいろ問題があるから、2年後なのというところから始まってますけれども、これだけいろんなことを踏まえないと、この計画は立てられないんだということはよく理解できました。そういった中で、これから持続可能としてもまた何年後かには見直しはしていかなきゃならないことはあると思いますけれども、当面は見直しをせず、そしてやはり高齢化社会に対応した市民の皆さんの足——もちろん一定の負担はやっぱり仕方ないと思いますし、民間業者をなくさないように、そして市民の皆さんの足を確保するという、これは本当に難しい課題をこの令和7年度はまとめ上げる時期だと思っております。私はもっとこう具体的にこういう施策をやったほうがいいんじゃないですかということも頭の中ではありましたが、染谷前建設委員長頃から建設委員に入ってて、やはり具体的な施策があるのかなとは思ってんですけども。いろんなことを含めて取手市内の交通公共交通の事業者さんともお話ししながら進めていかなきゃいけない課題とかもよく理解できましたし、市民の意見もよく聞いていかなきゃいけない、今すごく大変な取りまとめをして計画を立てるとこだと思っておりますので、またそのときには委員会等でも質疑等をさせていただきたいと思います。どうかこの1年間、今後の1年間でしっかりと計画を立てていただけますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。もし何か御答弁があれば、御答弁いただきたいと思います。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今、議員からいろいろ励ま

しのお言葉なども頂きまして、ありがとうございます。まさしくこの公共交通等の問題というものは、これから将来にわたってやはりこの骨格を決めていくということでございますので、大きなテーマであると担当部署としても考えております。アンケートから来年の計画策定というところの道筋の中では、骨格となる——これから先ほど議員もお話しいただきましたけれども、将来一部見直しとか、そういう部分は時代の流れによって求めているいろいろな変わってくる部分もあるかと思っておりますけれども、まず令和7年度はこの骨格という部分をつくり上げて、そこの部分からいろいろバージョンアップなり変化に対応した計画、微修正なども将来に渡っていけるように、この大事な骨格というものをいろいろ御議論・御意見いただきながら、定めていきたいというふうに思っておりますので、その際にはまた議会のほうでもいろいろ御協議いただいて、御意見も頂きながら最善のものをつくり上げていきたいと思っておりますので、またその際には、いろいろとご意見頂戴いたしたく思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

続いて、山野井 隆君。

〔18 番 山野井 隆君登壇〕

○18 番（山野井 隆君） 会派、みらい・維新・国民の会、国民民主党の山野井 隆でございます。本日の一般質問で創和会さん以外の議員が初めて登場する形ですかね。よろしく願いいたします。今回は4項目ございまして、淡々と粛々と進めていきたいと思っております。まず初めに、公共インフラの安全性の確保について、お尋ねをしていきたいと思っております。令和7年1月28日に八潮市で発生した陥没事故に際し、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、トラック運転手の一刻も早い救助と現場の復興を願うばかりであります。さて、2040年には、全国の上下水道管の41%、下水道管で34%が、建設後50年を経過します。今回の事故によって、改めて公共インフラの計画的な維持管理の必要性が認識されました。取手市においても同様の事態を防ぐために、戦略的なインフラ計画が求められています。まず初めに、八潮市の道路陥没を受けた市の対応についてお尋ねします。

〔18 番 山野井 隆君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、山野井議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま議員のほうからも御紹介いただきましたように、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損が起因とすると考えられる道路陥没が起きまして、トラック1台が巻き込まれるとともに、一時は約120万人に下水道の使用自粛が求められるなど、日常生活に大きな影響が発生いたしました。まずは、被害に遭われた方の一刻も早い救出と、現場周辺の日も早い復旧を願っております。道路管理者である市では、事故発生の報道を受けた直後より、下水道の管理者である取手地方広域下水道組合と情報共有を行いまして、対策を検討してまいりました。具体的に申し上げますと、事故発生の翌日の1月

た理由としては、当初予算において国からの補助が不足したことで発注を見送ったとして
るんです。このように、交付額不足による年度繰越し、それから入札不調による工事の遅
れ、これが散見されております。今回の陥没事故は被害が非常に拡大しました。多くの時
間と費用を要する結果となったことから、事故を未然に防ぐために、予防保全に力を入れ
るべきと考えております。メンテナンス費用を拡大しますと、今お答えいただき誠にあり
がとうございました。今後なんですけれども、この道路の関連各所との連携であったりと
か、市民からの情報共有の充実を図るべきだと思いますが、例えば、八潮市の陥没した道
路付近では以前から異臭があったことを近隣の住民が知っていました。情報提供をライン
等で共有できる環境を整備したいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 山野井議員の御質問に答弁いたします。現在、国交省では、
24 時間受付の道路緊急ダイヤル、＃9910 に加え、無料通信アプリ L I N E による通報内
容を、ほぼリアルで各自治体に共有できるシステムの運用が開始されております。このシ
ステムは国道だけでなく、県道や市町村の道路も対象となりますので、茨城県を窓口 to 各
自治体と運用に向けた準備を進めてきておりました。こちらは取手市の費用負担はなく、
維持管理する側としては、情報共有の迅速さ、より正確に場所を把握できるという利点が
ございます。まずはこの L I N E を活用した国土交通省のシステムを、今までの窓口や電
話、電子メールとあわせて情報把握のツールとして運用していきたいと考えておりま
す。また、本システムを 1 人でも多くの皆様に知っていただき、小さな異常もちゅうちょ
せず、情報発信していただけるよう、取手市のホームページや広報等を活用して、周知啓
発にも力を入れてまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 御答弁ありがとうございます。取手市でも老朽化したインフ
ラの放置による市民生活の影響を防ぐために、早急に計画的なメンテナンス方針を確立す
る必要があると思います。特に国庫補助の減額の影響を考慮して、市独自の財源確保策、
地方債の発行もそうなんですけれども、公民連携の可能性を探ることが重要であります。
取手市として、現状の課題を洗い出し、戦略的なインフラ維持管理計画を策定する考えは
あるのか、またそのためにどのように取り組んでいくのかを、黒澤副市長の見解を伺いま
す。

○議長（岩澤 信君） 副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） 山野井議員の御質問にお答えいたします。八潮市で発生した道
路陥没事故につきましては、被害に遭われた方の安否がいまだに分からない状況でござい
ます。一刻も早い救出と、現場周辺の 1 日も早い復旧を願っております。さて、高度経済
成長を期に整備された多くのインフラは、老朽化が進み、機能を維持するための適切な管
理が必要となっております。私どもといたしましても、今回、八潮市へ発生した道路陥没
事故を受け、インフラの維持管理の大切さ、難しさを改めて感じているところでござい
ます。取手市におきましても、多くの道路等のインフラの老朽化が進み、大規模な改修等の

管理費用の増加が見込まれております。その一方で、市が入手できる財源が限られている中、持続可能な自治体運営と市民が安心して暮らせるまちづくりを両立していく必要があります。こうしたことから、現在、市では、道路・橋梁・公園などのインフラの維持管理計画である長寿命化計画に基づいて、予防保全型の管理を積極的に進めることで費用削減に努めておりますが、あわせて、効果的に起債や国庫補助金などを活用して、必要な維持管理を進めてまいりたいと考えております。市といたしましては、市民の皆様が将来にわたって安心して暮らせる、住み続けるほど好きになるまちを築き上げていくためにも、まちづくりの基盤となるインフラの管理を引き続きしっかり進めてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 黒澤副市長、ありがとうございます。今、このインフラの老朽化で、埼玉県で主にいろんな上水道も含めて破裂してる事故なんかを見ますと、それによって今度値上げの話も急に話題になってました。たしか 40%ほど水道料金上がるような話を、埼玉県内の市町村、関東で 37 か所ぐらいあると聞きました。これ、ただ私自身が昨年 1 年間、この自動車に関わる税金を幾ら払ったのか計算をしました。まず、ガソリンだけで 40 万 5,000 円を払って——そのうち 4 割が税金ですから、約 16 万円を税金で支払っています。また、自動車を所有してるだけで自動車税がかかりまして、これも 6 万 6,800 円ぐらい払ってるんで、私 1 人で 23 万円近く税を納めているんですよ。これ累進課税じゃありませんから、皆さんも同様の金額を納めているわけなんです。この皆さんのいろいろ負担をしているこの道路特定財源でもうなくなって一般財源化されているわけなんで、この公共下水道は道路ともう一体化して考えるべきだと思います。この受益者負担だとかということではなくて、料金値上げで新たな負担を求めることで財源を捻出する考えを理解を得られることは、私は到底ないと思ってますし、同調もできないし、これは防災と景気対策として積極的に財源を支出するべきだと私は思っております。これをけちるということは、自動車とか飛行機、これをメンテナンスしないで走らせたり飛ばしてる事してる状態と、私は等しいと考えております。このインフラの維持管理を、いかに財政出動を積極的に行って、事故が人災と言われないように、安全対策の徹底をお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。答弁大丈夫です。

次、続けて、体育が苦手な児童生徒への配慮について質問したいと思います。まず初めに、連日、ドジャースの大谷選手の活躍がテレビで本当に放映されておりまして、本当にこの野球の枠を超えて、日本の誇りであって、夢を追い続ける全ての人の希望であるなど感じております。また、大谷選手の活躍は、スポーツの持つ力を示していただいていると思います。挑戦する勇気を与え、努力の大切さを教え、夢を見ることのすばらしさを伝えてくれています。大谷選手のプレーを見て、自分も頑張ろうと思った人はきっと多いはずです。彼は単なるアスリートではなく、夢と希望を届ける存在です。これからも大谷翔平選手の活躍を心から応援したいと思っております。しかしその一方、体育の授業やスポーツが苦手な人がいることも忘れてはならないと思います。音楽プロデューサーのヒャダインさんが、体育専門誌で寄稿した「私は体育の授業が大嫌い、体育の教師も嫌いです」という一文から始まるエッセイが、SNS 上で大変共感を得るということで注目されています。

体育の授業や児童生徒の健康維持や体力向上、協調性の育成に重要な役割を担っていますが、運動が苦手な児童生徒にとっては、苦痛を伴う授業となり、自己肯定感の低下や運動への苦手意識を助長することにもなっています。運動が苦手な児童生徒にも前向きになれる体育の在り方を検討する必要があります。体育が苦手な生徒に対して、現在市内の小中学校ではどのような配慮が行われているのか。例えば、運動強度の調整であったり、役割の変更、審判記録係など、別メニューの実施など、具体的な対応策について教育委員会に見解を伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 山野井議員の御質問に答弁いたします。中学校学習指導要領の保健体育編では、教科の目標の一つに、生涯にわたって運動に親しむとともに、健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養うとあります。各種の運動の特性に応じた技能の習得だけでなく、運動やスポーツの得手不得手にかかわらず、生涯にわたって親しんでいきたいという態度を養うことが求められているものです。こうした中、令和6年度全国体力運動習慣等調査の結果では、運動やスポーツをすることは、好き、やや好きと答えている児童の割合が過去最高となっている一方、やや嫌い、嫌いと答える児童生徒も一定数存在しており、特に中学校女子においては、23.2%と高い状況にあります。市内の小中学校でも同様に、運動やスポーツに対し苦手意識を持つ児童生徒はいるものと認識しており、そのような子どもたちに対して具体的な配慮が必要な状況にあるものと考えております。学校現場の取組については、教育部長が答弁いたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、山野井議員の御質問に、学校現場の取組について答弁させていただきます。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善が図られており、その取組が運動・スポーツに苦手意識を抱える児童生徒に、心に寄り添う一助となっている例がございます。具体的には、マットや跳び箱、鉄棒などの機械運動や長距離走、走り幅跳びなどの陸上競技において、個人で目標を定め、個人内評価で学習を進めていく取組がございます。縄跳びで飛び方や回数について、自分自身で目標を定めて達成に向けて取り組むというものです。児童生徒が運動スポーツに苦手意識を感じる理由として、他者との比較であると言われております。1人1台タブレット端末の普及に伴い、録画機能を活用することで、児童生徒は自分の市議の様子を自分自身で確認、評価し、改善に生かすことができるようになりました。他者との比較、他者からの評価の機会が減ることにより、苦手意識を持たずに自分に合ったペースで取り組むことができます。また、長距離走においても、従来の同じ距離を走って順位づけをするのではなく、走る時間を決めて、その間どれだけ走れたかを目標とする取組も増えてきております。他者との比較ではなく、自分の過去の記録の更新を目指して、意欲的に取り組むことができます。このように、個別最適な学びの充実を図っていくことが、運動・スポーツに苦手意識を抱

える児童生徒の苦手意識を軽減する役割を果たしていると考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 御答弁ありがとうございました。個々の能力に応じたプログラムが工夫されているということは分かりました。ただ問題は、団体競技をどうするのかということです。J A 共済が行った全国の小中学生 400 名を対象とした意識調査によりますと、学校の体育の授業が嫌い、やや嫌いと答えた割合は 33.1%でした。理由として人と比べられることへの抵抗感やグループ協議で回り直しを引っ張ってしまうことへの不安が 7 割だそうです。私は、体育の授業でこのような思いを今もしている、取手市内の女子高生の生の声を聴くことができました。そして、その一言一言に深い共感を得ることができたわけであります。ここで、これ私が考えた文章じゃなくて、その場で相談を受けたものですから、ぜひ聞いてほしいなと思って、今日はちょっと時間をいただいて、どんなことをおっしゃったのか、ちょっと私ここで発表させていただきたいと思います。私は体育の授業が本当に死ぬほど嫌です。体育の苦手なことは、他教科が苦手な子という圧倒的に多大な悪影響をもたらすと私は感じています。体育の授業が人格形成に影響が出るというのは本当だと思います。運動神経がいいことが全てな小学校で、格好悪い失敗をさらされるのを週 2 回以上やらされるんだから当然だと思います。足も遅い。持久走、胸が苦しくていつも最下位。バスケはドリブルできない、パスできない、取れない。運動できなかった人は、総じて陰キャ的なノリは考えてみれば当たり前ですよ。運動できなかった人は一だってこうやって小学校から下手したら高校まで、これをやらされ続けるのだから、自己肯定感もなくなるし、スポーツというコンテンツ丸ごと嫌いになります。どう考えても、体育だけ明らかにほかより劣っている子への救済措置がなさ過ぎます。こと音楽や図工などの他の技能教科もできない人はそれなりにつらかったと思いますが、体育にそのつらさが劣ると感じるのは、好きな人以外できなくて当然みたいに考えられていると思います。体育はできないとなぜかみんな笑う。特に団体競技はあまりにひどいと周りの顔色が変わってくるのは分かる。それでも優しくしてくれる友達の言葉に、悲しさ、情けなさ、悔しさ、死亡時期の入り交じった感情で押し潰されます。しまいには、家では親にも誰に似たんだろうとか、情けないと言われる。体育が苦手な人は一生分からない感覚だと思います。頼むからそっとしておいてほしいと思います。自分のような気持ちになる子をつくらないでほしいです、という意見がありました。ここで代替措置の検討何か考えていらっしゃったらお話しいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 山野井議員の御質問に答弁させていただきます。まず、球技においてですけれども、チームで活動する機会が多いことから、運動に苦手意識のある児童生徒がより敬遠してしまう傾向にあるというのは間違いないと思います。例えば、バレーボールに代表されるようなネット型の競技では、拾う・つなぐ・打つなどの役割がはっきりしていることから、苦手な子はキャッチをカットするとか、そういったルールを設けて、苦手意識のある児童生徒がチームの一員として貢献できるよう工夫をされているとこ

ろもあります。そういった形で、一人一人に合うようにというなことで工夫をしておりますが、特にサッカーやバスケットボールに代表されるゴール型では、競技の性質上、個人の役割が目まぐるしく変わることから、個別の配慮に困難さを感じている指導者も多く、課題があると思っております。今後、取組の工夫については、先行研究を参考にしなければならないと思っております。先ほど部長答弁でもありましたとおり、児童生徒一人一人に対応した個別最適な学び、これらを判断する負担とする取組は、学校で増えてきている状況にはございます。しかしながら、それでも体育運動が苦手な子が取り組むこと自体に抵抗感のある児童生徒への代替措置という点では、まだまだ十分に整備されてないというのが現状でございます。今後、外国や県内外の先進的な取組を調査研究し、現実的にどのような配慮措置ができるのか。また運動スポーツに関する個別のアンケート調査の実施についても、今後、校長会や市の体育専門の研究部会と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。少しずつではありますが、そういう声が大きくなってるのも皆さんも感じてらっしゃるということで、少し安心をしましたが。私は彼女の気持ちがよく分かる、自分も決してスポーツ得意なほうじゃなかったんで、特に中学校とかだとサッカー・バスケ・野球もてるんで、本当にうらやましいなと思ってました。私は水泳部と柔道部、一緒にやりましたけども、本当にそういった面でも、球技苦手だったんで、今でもゴルフ誘われる僕すごく苦手で、すごく気持ち分かります。何か適当な理由つけて行きたくないとか考えたりもするんですけど、やっぱり下手だと恥ずかしいですし、すごく気持ち分かりました。例えばなんですけども、私は今回提案したいのは、もう既に学校でもやってますし、チアリーディングとか、例えば応援活動の導入を、もうちょっとこうなんでしょうね——点数を高く見積もるようなプログラムを考えていただけないかなと思ひまして、要は振りつけとか、簡単なダンスとかを、ちょっとカッコいい衣装を着たりしながら音楽に合わせて応援するというのは、一つの体を動かすリズムを養う体育にもなると思ひますし、また高校野球なんかで、特に名門の高校に行きますと、もうベンチに入れない選手 100 人とかスタンドで応援するじゃないですか。あれはもう十分私は試合に参加して応援してると思ひますし、そういう形で同様の点数のつけ方ができたらいいんじゃないかなと本当に思ひます。だからスポーツができない人が輝くときって、例えば、そのスポーツでバトルなので、どうしても熱が入ると思うんですよ。御両親もそうだし、本人の悔しさで削られていく中で、大谷選手のようなすばらしい選手が出るのは確かなんですけれども、リカバリーする部分が、他の教科よりなかなかちょっと見せ場なくて、私もカラオケ得意なんで、カラオケで、カラオケを人前で歌ったときに初めてスポーツ選手の気持ちが分かったんですよ。ただ、その舞台がやっぱりないので、小中学校なかなかないので、それも何か工夫していただきたいなと思っております。まず私のこれ思いではあるんですけど、当然ながら児童生徒からヒントをぜひもらっていただきたいんですよ。こういう運動だったら全然恥ずかしくないとか、これを是非アンケートを取ったりしながら、校長会そして部会というんでしょうか——のほうに真剣に投げただけな

いでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 答弁させていただきます。逆に自分はカラオケが苦手なんですけど。今回、山野井議員からこのような質問を受けて、教育委員会としても、やっぱりこういう声がやっぱりだんだん広がっていくんだなっていうのも正直認識しました。やはり先ほど丸山課長が答弁したように、まずはそのアンケート、子どもたちがどういうふう
に受け取っているのか、それを校長会や、やはり体育部会の体育の先生たちがどういうふう
に受け取って、どうやっていくか、そこを協議していくところを、まず進めていきたい
と考えております。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） それでは引き続き、研究のほうをお願いしたいと思います。
よろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。続いては外国人の方が高額療養費制度の利用をどのよう
にされているのかという実態について、取手市で今どうなってるのかお尋ねしたいと思います。
初めに日本の医療制度は国民皆保険制度のもと、高額療養費制度を初めとする手
厚い補償が提供されています。本来この制度は長期間日本に居住し保険料を支払っている
国民や住民の医療費負担を軽減するためのものでございます。しかし近年治療目的である
ことを意図的に隠し、中長期的に滞在しながら国保に加入し、高額療養費制度を利用する
一部の外国人の存在が懸念されています。これにより、日本の医療財政に負担がかかるだ
けではなく、制度の公平性が損なわれる可能性があります。この問題について、取手市の
現状を把握し、必要な対策を講じるべきと考え、質問をいたします。まず初めに、取手市
の国民健康保険に加入している外国籍の方のうち、短期間の滞在で高額療養費を利用した
ケース、どの程度あるのか、また過去数年間の傾向について、市としてどのように把握を
しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの山野井議員の御質問に答弁いたします。先ほ
ど御紹介いただきましたが、国民健康保険に加入いたしますと、1 か月同じ月の中での医
療費が高額になった際、自己負担限度額を超えた分がいわゆる高額療養費として支給され
る制度がございます。取手市におきましてですが、在留資格が留学生や技能実習生となっ
ている被保険者が、1 か月から数か月の期間、取手市に在住した後、市外へ転出するとい
う傾向が高くあることから、そのような方のうち国保に加入される方を御質問の短期間の
滞在をされている被保険者に該当するものとしてお答えのほうさせていただきます。令和
2 年まで遡りました5 年間、2 年から6 年にかけて5 年間の間に、高額療養費を支給した
外国籍被保険者は延べで117 件、そのうち留学生に当たる方は、毎年度お1 人から3 人程
度で、5 年間の延べ件数は8 件となります。また、同じように令和2 年度まで遡りました

が、技能実習生において高額療養費を支給したケースはありませんでした。外国籍の被保険者数は年々増加する傾向にあります。取手市に短期間滞在する傾向の高い留学生に対する高額療養費支給等の件数は少数にとどまっているという現状と把握しております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。現在のところ取手市ではそのような事例はないということで安心をいたしました。ただ、保険料を十分に支払わずに帰国してしまうリスクというのが、今指摘されているわけであり。取手市において外国人の医療費未払いの実態はどのようになっていますか。また未回収リスクを軽減するための方策、例えば補償金デポジット制度を入れたりとか、それから滞在期間に応じた負担の仕組みであったり、その国保加入前に健康診断を受けるなり何なり、確認が必要なのかなと思うんですが、どんな対応を取られていますか。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。外国籍の被保険者ということで限定させていただきますと、基本的には取手市の住民基本台帳に登録した外国籍住民のうち、他の社会保険に加入していない場合は、国民健康保険法に基づき、国民健康保険に加入することが必要になります。ただし、在留期間が3か月未満の短期滞在者は対象外となります。留学生や技能実習生などについては、滞在期間が3か月以上であれば、国民健康保険に加入する義務が生じますが、国民健康保険への加入のほうは義務づけられないケースとしては、在留期間が3か月未満の短期滞在者や他の健康保険に加入している場合、在留期間が特定活動のうち、医療目的入国と観光目的入国の場合は、国民健康保険に加入することはできません。この中で外国人の未納件数ということですので、令和6年度、国保納税義務者延べ数1万8,313人に対し、未納は2,891件で、未納割合は16%となります。このうち、日本国籍の国保納税義務者延べ数1万6,521人に対し、未納は2,354件で、未納割合は14%となります。また、外国籍納税義務者延べ数1,792人に対し、未納は537件で未納割合は30%になります。日本国籍者に比べて外国国籍者の未納率が高く、全体の約3%が外国籍の未納者になります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） そうしますと、一部、日本の国保の制度を理解していないとかというケースもあって支払っていないというのもあると思うんですけども、その未納者の4分の1が外国籍の方となりますと、真面目に納めている外国人の方にとっても非常に批判が集まるような数字になってしまってますので、その辺も含めてフォローが必要だというふうに思っています。他の自治体においては、やはり厳格化というんですか、その国保に加入するまでのハードルを少し高くして、より細かい実態調査をしてから国保に加入できるようなシステムが、一部やっているとあるんですけども、取手市としてそのような考えございますか。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。御存じのとおり、国の制度を市町村が独自に見直しをすることはできませんが、取手市では外国籍住民の転入時には、在留資格を確認し、医療目的入国または観光目的入国でないかの聞き取り調査を丁寧に行い、必要に応じて滞在ビザを確認するなど、国民健康保険に加入する際の審査を行っております。また、在留期間が3か月と中長期に満たない場合などは、居所の契約書、家賃等支払領収書、水道光熱費等の支払領収書の提出を求め、居住の実態の確認を行うなど、厳正に実態の把握に努めておりますので、現時点において、審査をさらに厳格する具体的な予定はございませんが、短期滞在者が日本の医療制度を一時的に利用し、高額な医療費を請求するケースが増加していることが社会問題になっておりますので、本市としても、他自治体の事例等を参考にしながら、必要に応じて審査基準のさらなる厳格化や、国へ制度の見直しを要請することも含め、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。すみません、しつこいようなんですけども、537 件のこの未納はもう既に転出してしまっていて、取れないんでしょうか。その場合、例えば海外に国際郵便で納付書を送ったり、どういう形で処理をしますか。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） お答えさせていただきます。多くの方が納付期限以内に自主納付をしていただいているところでございますが、何らかの事情により、納付期限を過ぎてしまい、滞納されている方も当然いらっしゃいます。滞納されてしまった方への対応についてですが、国籍を問わず、市内在住者、市外在住者、さらに国内での提出先が判明している場合などについては、督促状や催告書といった文書により、自主納付すること。納付困難な場合は——相談をすることを促しております。しかしながら、議員ご指摘の海外転出者につきましては、督促状などの送達先が不明であることから、国内に残っている財産の調査を行い、財産が確認できた際には差押え処分を行い、未納の解消に努めているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。できる限りの範囲で対応していただいているということでございます。例えば、3 か月で国保が手に入るということであれば、90 日間日本に滞在すれば——法律変わってまだ少し厳しくなったんですけども、以前は海外に居住してる扶養家族までも国保を使って高額療養費が受けられるという制度がありました。これ 2020 年 4 月に法改正してできなくなったんですけど、当時だから 90 日の滞在です——例えば前年所得に応じてなので、もう最低額の支払いで、例えば先進医療でがんの難しい治療なんか数千万になるじゃないですか。それを支出したという事実がありますので、ここについては本当に厳しくする必要がありますし、これは市単独というよりは、窓口なんでやっぱり厳しく見ていただくしかないんですけど、その入国の際の審査に何か工夫が必要なのかなと思います。取手市として、将来的に基金はたくさんあるとはいえ無駄遣いできませんから、厳しく見張っていただきたいということを申し添えて、この質問を終わります。ありがとうございました。

最後になりますが、日本の農業をどうやって守っていくのかという視点で質問させていただきます。まず初めに、日本の食料自給率については、皆さん御存じのとおり、38%——これカロリーベースということになりますが、生産額ベースで58%と、主要先進国の中で極めて低い状態でございます。カナダなんかは226%、アメリカで132%と、かなり日本は、この辺は領土が少ないという——狭いということもありますけれども、この状況は非常に輸入に依存している状況というのは、国際情勢の変化とか物流の混乱によって深刻な影響を受けるリスクがあるわけでありまして。取手市の農業振興と食料自給率向上、そして安定した食料供給の確保に向けた取組について、まずは市内の離農就農に関する現状についてお尋ねしたい。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 山野井議員の御質問に答弁させていただきます。市内の農業状況、離農・就農状況についてということですが、日本の農業の現状についてですが、農業従事者の高齢化は深刻となっており、農林水産省によると、農業従事者の平均年齢は60歳を超えて、若年層の農業従事者が減少しているため、後継者不足が深刻しています。市内の農業状況においても、他の自治体同様、高齢化や後継者不足といった状況が続いており、特に今回、地域計画策定に当たり、各地域農業者と話し合いを進めていく中で、改めて高齢化や後継者不足問題が顕著になっていると感じたところです。この状況では、荒廃農地が増えることや地域の農業生産力が低下してしまうことが懸念されます。新たな農産物に挑戦する農業者も現れてはいますが、全体的には就農者よりも離農者が多くなっている状況です。現在、農業委員会の農業委員さんや農地利用最適化推進委員さんを中心に、担い手となる農業者をあっせんして、耕作をお願いしている状況です。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。今部長の答弁にあったように、離農者のほうが多いということでございます。新規就農者——昨年度、マクロで見たときに約5万人が新規就農されてますけど、離農者が6万人超えてるんで、基本的には離農の方、取手市においても同様の形かと思います。今、話題のお米について、今度質問していきたいんですけど、米作を中心やっている農家の状況というのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。米作農家の状況においても、高齢化に加え、農機具等の補償金に離農を考える農業者も多いと伺います。水稻営農の多くの——多くの農機具を——水稻営農は多くの農機具を必要とし、また昨今の物価高もあり、現在の農機具は非常に高額となっております。一般財団法人取手市農業公社の育苗事業や、ライスセンター事業を利用し営農を続けている農業者も一定数おりますが、最終的に営農ができなくなった状況においては、地域の中心的な担い手をお願いして、荒廃農地の発生

を何とか食いとめているといった状況にあります。その担い手農家も、高齢化や新規請負に余力がない状況ですので、新たな担い手農家の育成が課題となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。ありがとうございます。この就農の支援策の拡充をぜひお願いしたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。就農支援とは、資金面ばかりではなく、技術的サポート、また、教育や経営ノウハウ等様々な面での支援が必要になってくると考えております。資金面においては、国の就農準備資金や経営開始資金、青年等就農資金等があり、それぞれ条件はありますが、これらのメニューを活用することで、就農を志す方を後押しする体制をとっております。技術サポートや、教育や経営ノウハウの支援については、現在県南地域の自治体で——自治体及びJA、県、それと協力してつくば地域就農支援協議会を組織しております。就農支援に向けた短期農業体験、研修等の各種研修や実証実験、相談を行って、新規就農者への支援充実を図っております。なお、就農後の支援についても、取手市においては引き続き、転作等実施補助金や集積補助金で農業者へ対しての支援を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 御答弁ありがとうございます。どこの自治体もきっと似たような形で新規就農を増やそうとしてるんですけど。実質——結果的には、やっぱり離農者に追いつかないということで、これダイナミックなやっぱり政策が必要だと思うんで。これは私もちょっと今回、米のことって本当——親戚の農家は私はいるんですけども、結構今回こういったことがあって、しっかりちょっと私もおさらいをして、米が今どういう状況なのかということのをちょっと調べましたんで、資料のほうお願いしたいと思います。

〔18 番 山野井 隆君資料を示す〕

○18 番（山野井 隆君） まず、直近の米の価格なんですけれども、皆さんも御存じのように、これは農水省のほうで発表されたものでございます。2月16日時点で全国のスーパー1,000店舗の平均が、3,892円ということです。前年同月比が90%増で、この頃、去年の今頃2,000円台だったと思います。また相場の最高値も、5か月連続で更新しているということです。それと、この米価格の高騰の原因についてなんですけれども、この異常気象と需要の増加——インバウンドを含めた、あとそれから物価高騰してるんで、1番安価なお米をとということで、お米も買うということで大分減っているなど。そしてまた消えた21万トンというふうにおっしゃってましたけれども、異業種を含めた買占め、もちろん米の卸売業者さんもそうなのかもしれませんけれども、これあくまでこの予測といえますか、はっき——これを、これが複雑に絡み合って実際米が足りなくなっているのかなというふうに思えるわけでございます。実際のところ、米の生産量と消費量を調べますと、実は皆さんの努力のかいもありまして、昨年より18万トン多く生産をしているんですけども、705万トンの需要がありましたので、需給ギャップによってこの価格が高騰しているというふうに言えるんだと思います。これは、米の値段を上げるための——価格調整と

いうのは当然あるんですけれども、ただ現状——次は農業の赤字——農家の赤字経営、特に米はひどいということで、年収で10万円いかないとか時給10円というような話が国会でも話されていましたが。まずこの——先ほど染谷さんもおっしゃってた農機具の高騰、それからエネルギーコストの高騰、これでも本当に赤字だよと。また補助金があるんです、水田の利活用と畑作に転身すると補助金がもらえるというので、年間4,000億円ぐらい、野菜作ったりすると——米じゃないものをつくと補助金出るので、そういった形で米の農家、その収穫量が減るんだらうと。もう一つは、赤字なんで当然、後継者に継がすわけにいかないよねということで、こういう負のスパイラルが起きているということです。このまま続くと、今農家、平均の年齢が69歳ということですので、あと10年するともう80歳近くなる中で、御飯を作ってくれる人がいなくなっちゃうという危惧も出てくるわけなんです。このときに価格がさらに高騰する可能性もありますし、輸入米に依存せざるを得なくなったら、日本としてプライドに関わると思いますね。アメリカのスーパー、例えばロサンゼルスで日本人向けのスーパーで米が何と5キロで3,000円——2,500円から3,000円で安いんですよ、日本の米よりも。これ理由としては、日本の米だけじゃない米の種類が豊富に置いてあるんですよ。ですから日本米だけに需要が集中しないので、ロサンゼルスって日本より物価高いのに、なぜか関税まで払ったお米が日本より安いというこの逆転現象が起きてるんですよ。つまり日本人が日本の米をいかにおいしいと思ってるかというあらわれでもあるんで、日本人にとって米は水と一緒になんです。恐らく。こうなると、もう本当にこの自給率の低下が続くと、外部要因に左右されやすくなりますので、まさにこの食料安全保障の危機が迫るということになります。これは国策としてこうすべきだというのは、我が党の代表も、私も全く同じ考えなんですけど。まず米の生産調整を見直したほうがいいと思います。これは、今農家のほうで、米農家の増産をお願いしてるんですけど、10%ぐらい増やしたいと言っても4%ぐらいに抑えられちゃうらしいんですね。多分米の価格を、価格——生産調整で米の価格を維持したいという政府の考えなんですけど、だとしたら所得の保障をちゃんとやって、安価で皆さんが食べられる料金で提供するような方向がいいんじゃないかというアイデアがあります。今度は、我が市でこれをぜひやってもらいたいなと思うんですが、やっぱり異業種を含めた参入の新規参入、これを、多様な企業の参入を新たに促進するってのが一つと、あとブランド米を是非これは取手米をつくっていただきたいと思っています。この取手市の特産費をブランド——特産米をブランド化して付加価値を高めると。ふるさと納税の返礼品にするというのはいかがかなと思います。もちろん米をつくったことのない会社にとっては、この水田と資金とそして技術の提供をサポートするというのが、今、市でできることなんじゃないかなと思います。境町ですか、関東で7年連続、ふるさと納税の寄附額が1番だったらしいですね。令和5年度でしたか、99億円、ところがこの米不足で米が売れ、その分返礼できなかったんで、54億円まで下がったんですよ。つまり、米にそれだけの需要があるということであれば、——財政部聞いてますか、お米なんですよ、お米。お米をつくれば需要があるんで、新しいものを生産するのは難しいと言ってたんですけども、既に返礼品として出まわっているこのお米に力を入れてやる方法というのはあるんじゃないですか。これ

は私が考えたことですが、実際に農家の——米農家のプロの方もいますし、そんなやり方じゃなくて、こうやってやればもっと簡単にたくさんつくれるんだってアイデアももらったりもします。私は短時間で全部覚えることはできませんけれども。ぜひ、こういった形を目指していただけないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えします。山野井議員いろいろな御提案ありがとうございます。日本の農業、農家取手市の農業なんですけども、取手市はコシヒカリを生産している方が本当に農業者の方が多いと思います。こういったコシヒカリは、ふるさと納税でも返礼品としていていると思います。また、新規参入ということでは、いろいろな形でサポートをして、農政課のほうでも行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 私のほうこそよろしくお願いしたいと思いますが。お米どうですかね、ふるさと納税で。やっぱり灯台もと暗しというのはあると思うんですよ。今回請願も出ていて、私も読ませていただいたんですけど、五、六十トンの米をつくれるよというアドバイスもありますので、ぜひ予算委員会のほうでこの続きはやりたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。本日は御答弁ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、山野井 隆君の質問を終わります。

15 時 25 分まで休憩いたします。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、加増充子さん。〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。皆さん雪の中、本当に傍聴においでいただきましてありがとうございます。寒い中ではございますが、もう少しお付き合いいただければと思います。私のほうからは、通告順に従って伺いたいと思います。

まず、西口開発についてです。区画整理事業は、やっと駅広が開通したということで、あともう少しということで、収束する令和 8 年 3 月 31 日で収束の予定です。平成 25 年から着手した A 街区について、私は地権者の同意も見通せず、開発手法も不透明のままでの移転解体に着手することは、事業の遅延、補償費を主とする事業費が拡大するなどの問題点を指摘してまいりました。指摘した心配が今、現実のものとなっています。住民合意なき事業推進という取手市開発行政の失政と言わざるを得ません。前市長の遺品を引き継いだものだといえ、それを無批判に継承した中村市長の責任も免れません。市長の見解を市長自身の言葉で伺いたく、答弁を求めます。市長、答弁を求めます。

〔24 番 加増充子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） まず最初に、この区画整理事業でございますけれども、換地計画案に基づきまして、仮換地指定を行い、建物移転及び造成工事を行ってまいりました。そして、令和7年度には換地計画の認可を予定しておりまして、事業完了に向けた換地処分手続を今後行ってまいります。そういうところから、まだ区画整理事業は収束はしてございません。今後も進めてまいります。また、先ほど取手市の失政の結果と、議員おっしゃいましたけれども、区画整理事業によって基盤整備が整えられまして、様々な整備効果も出てきていることから、一切、失政とは考えておりません。その上で、区画整理事業についてお話をさせていただきます。取手駅北土地区画整理事業につきましては、平成5年に事業着手いたしまして約30年が経過しておりますが、これまでも世界的な経済状況の悪化による社会情勢の変化に対応しながら、また高齢化社会に代表されるバリアフリーへの対応など、都市構造の変革を見据え、適宜事業計画の見直しを図りながら、都市基盤整備を推進してきたところでございます。これまでも、通行量の多い通学路にもかかわらず、一方通行で幅員が狭く危険な県道の拡幅や都市計画道路整備による回遊性の実現をはじめ、歩道の新設や拡幅、照明・案内誘導板の配置など、これからの駅前にふさわしい景観に配慮した明るいまちなみをつくり上げることができました。また、民間による医療モールやマンションの建設、別事業ではありますが、県施行の四ツ谷橋のかけかえ、これによりまして駅東西口の回遊性も向上いたしました。さらには、治助坂の高低差を解消し、駅前のバリアフリー化に大きな役割を果たす歩行者デッキの新設などは、この区画整理事業を契機として実現したものでございます。そして、今年度においては、新しい駅前交通広場を供用開始したことで、安全安心な歩行空間の実現や、エレベーター設置などによるバリアフリー化の拡充、そして朝夕の通勤通学時間帯での交通輻輳の緩和といった本事業による整備効果は、市内の皆さんだけでなく市外から駅を利用する多くの皆さんにも実感していただいていると考えております。現在は、駅前広場に接続する都市計画道路の拡幅整備を進めておりまして、その後はペDESTリアンデッキ上の老朽化したタイルなどの撤去、表面舗装など様々な総仕上げ工事を展開してまいります。今後も、区画整理事業の完了となる換地処分に向けて、引き続き事業を進めてまいります。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 部長は失政と考えていないと、そのような答弁でありましたけれども、これまで私たちはこの西口駅前開発については、市民の税金を無駄なく、そして事業費を縮減するために努力せよと、繰り返し求めてまいりました。しかしその結果、総事業費220億円近くになってしまったわけです。これ一つ見ても、税金がこれほど投入されてきたということは、市民の暮らしを圧迫してきた、その一つでもあると、私はこれまでも述べてまいりましたが、そこからしても失政ではないかと私は受け止めております。平成25年度のA街区着手時は、ビル1棟の移転補償・解体費、7億円計上されておりました。A街区の計画は商業ビルの共同化でした。まだ全体的な方針は決まらない中の移転補償費で、その後の中断補償費は10年から12年以上払い続けてきた結果です——結果となりました。C街区では、駐車場ビルなど開発目的や手法も二転三転し、事業の大幅な遅れ

と事業費拡大をもたらしてまいりました。この誤りを繰り返すことのないように、C街区の教訓を生かすよう指摘してきたことに対して、当時、担当課は、市はC街区のようにならないよう教訓にしてやっていくとお答えしていました。それにもかかわらず、現実には過去の教訓も生かされない結果となりました。その後の補償金は、A街区に関わる補償費、これは中断補償費も含まれておりますが、何と50億円を超えているという現実であります。こうしたことで、地権者の合意はどうだったのか。区画整理事業と再開発事業一体の計画が地権者の同意を困難にし、同意案件の整わないままの事業推進が進められてきたのではないのでしょうか。区画整理事業の遅れと事業費拡大の大きな要因になったことは否定できないと思います。これについては、どのように受け止めてきましたでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、お答えさせていただきます。まず、A街区を整備するには、どうしても周りの街区を形成する都市計画道路をまず整備しなければいけません。そこで、都市計画道路に関連する建物の移転を行い、続いて街区中央に位置する建物移転を行い、最後に交通広場に面する建物移転に着手してまいりました。これは、どうしても周りの都市計画道路を整備して、スムーズに建物解体を行って工事を進めるために、そのような計画で順次、一棟一棟ご協力をいただきながら行ってまいりました。また、本地区は既成市街地の区画整理事業でありますので、借家人や借地権等の権利関係も複雑で、堅牢な建物があることから、建物移転は長期間要する地区でもございます。さらには、本事業は国から交付金を受け、それを財源として進めている事業でもありますので、一斉に建物移転に着手することはできないことから、事業計画にのっとり進めてまいりました。決して、いたずらに時間を費やしているわけではなくて、事業計画に沿って最も効率的な工程を構築して工事を進めてまいりました。そのような中、おかげさまで事故もなく、工事完了を迎えつつあります。先ほど部長答弁でもありましたように、区画整理事業の様々な整備効果が発現されておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これまで約10——A街区に入ってから10年——12年でしょうか、そのぐらいになりますよね。その間、地権者の皆さんからは様々な声が寄せられたと思います、私のところにもありました。そういう中で、ビル解体5棟または6棟というビル解体を進めてきたんですけれども、それがなかなか進まない、そういう状態も続きました。これからしても、地権者の合意が得られていなかったということの現れではないかと、私も受け止めております。そういうことが、最終的には区画整理事業全体では32年間、そしてA街区に入ってから十数年経過しているわけですが、これからしても、やはり事業費の拡大、そういうことは私たちの暮らしに直結する問題であり、これは大きな問題だと私は伺っておりますが、それについてはありませんか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。A街区が一番、建物補償費、確かに大きかったです。それは堅牢な建物が多く存在して、それだけの建物物件があった

ということですから、やはりA街区の整備、そして交通広場の整備を進めていくためには、まず建物移転補償をお願いをいたしまして、そして地権者の皆さんに御協力をいただいて基盤を整えていくと、こういう工程のもと進めてきたものでございます。時間を確かに要したことはあります。もうA街区に入ってから10年かかっておりますけれども、先ほど次長からもありましたように、国の補助金も受けながら、そして一気に建物を壊していくということではできませんので、やはり順次、この計画に基づいて都市計画道路を整備するのを目的としながら、建物移転は進めていかなければなりませんし、最後に控える大きな交通広場というところの最終の手段も考えながら進めていくしかありませんので、そういう計画の下で、期間についても事業費についても、大きい金額頂きながら進めてきましたけれども、私たちとしては適正にこの事業の工程管理を行いながら進めてきたと思っているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） あと1年、令和8年3月31日で収束ということですので、もうこれ以上、住民の税金投入はしない、事業費は膨らませない、そういう中で、最後の仕上げとなる区画整理事業、しっかりと私も見ていきたいと思えます。よろしくお願いします。

次に、A街区再開発事業について伺います。再開発事業の停止に至る経緯について、市の責任を問うものです。2月14日の全協で、A街区再開発事業は停止すると説明がありました。理由は、一部地権者が再開発事業に参加しないとのことでした。こうした事態になるには、再開発事業計画案は妥当であったのか伺います。市はこれまで、にぎわいをつくるため、図書館を核とする複合公共施設の整備を、としながら、所管する教育委員会、産業振興部などの協議もありませんでした。市民に問うこともなく、駅周辺再生本部で決定した内容を6——令和6年3月15日の取手市広報で掲載しました。再開発ありきの計画であり、進め方でした。こうしたトップダウンの進め方は、失敗する大きな原因ではなかったでしょうか。伺います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。議員が今お話をされました再開発事業の停止というお言葉でございますけれども、今現在停止をしておりますのは、再開発事業全般の中の工程の一つであります都市計画決定、この手続を今停止しているということでございますので、この辺につきましては、そのような内容で御理解いただければと思います。その上でお話しさせていただきます。この取手駅西口A街区における再開発事業につきましては、準備組合におきまして、実現化に向けた作業を行っているところでございますが、デベロッパーとゼネコンが事業協力者となっておりまして、また準備組合が再開発コンサルタントに業務委託を行い事業計画などの検討を行っております。こうした企業の専門的な知見の下、駅前の不動産の需要、不動産の取引相場、建築工事コストの推移といった様々な要素を想定して、施設計画案や収支計画案の立案を行っております。そのため、準備組合における事業計画などの検討作業におきましては、本市の現状を踏まえた上で、実現可能性が高い計画の立案を行っているものでございまして、現実性に欠ける計画立案を行っているわけでは決してありません。現在市において都市計画決定手続を

停止しておりますのは、一部地権者が再開発事業へ参加しない旨の意向を示したことによって再開発事業の施行区域が変更となる見込みとなったことを受け、準備組合から手続の停止の依頼を受けたことによるものでございまして、再開発事業の事業計画案が妥当でないことを理由としているわけではございません。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 私が——再開発事業は停止するということが、そのような答弁でありましたが、確かに、都市計画決定の停止ということは十分存じた中での私の発言でありました。結局、駅前の再開発事業について、ちょっと待ってください、まだまだということで、停止という言葉なんです、これは私から見れば再開発事業の困難さをあらわしているかなと受け止めております。そういう中で、地権者の合意についてどうだったのかということ伺いたと思います。都市計画決定目前にして一部の——一部の地権者から再開発事業に参加しないとの話は、地権者の一部が突然態度を変えたために都市計画の停止に追い込まれたと聞こえます。果たしてそうでしょうか。このことは、経過は事実に基づき正しく報告されなければ、地権者の名誉に関わることにもなります。地権者 20 人から 8 人に減少し、昨年 2 月に公表された複合公共施設整備計画も、一般市民ばかりか地権者の間の合意に至っていなかったこと、そのことも市も十分承知の上で、合意形成のための努力を怠ってきたということではないでしょうか。何とかなる、そのうち何とかなるとも思っていたのでしょうか。いかがですか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それではお答えさせていただきます。A 街区におけます再開発事業につきましては、地権者が主体となって準備組合を結成し、事業化に向けて準備作業を自主的に進めているものであります。組合施行の区画整理事業は地権者自身の——ごめんなさい。組合——組合施行の再開発事業は、地権者自身の有効な土地利用を促進したいという意向に基づき、地権者自らが県の認可を得て再開発組合を設立して実施するものであります。こうしたことから、再開発事業への参加意向につきましては、個々の地権者において判断していく性質のものでありまして、地権者に再開発事業への参加を呼びかけることは、本来的には準備組合の役割となっております。しかし、市としましては、取手駅周辺地区の魅力度を高め町の活力を向上させるためには、A 街区における再開発事業の実現が必要不可欠であるとの観点から、再開発事業の実現化を目指して、準備組合に対して最大限の助言や、技術的援助の一環として地権者に対して再開発事業参加へのメリットを丁寧に繰り返し説明し、事業参加について強く促してきた経緯がございます。このように、市はこれまで再開発事業の実現化に関する地権者の合意形成という点について継続的に尽力してきたところでございます。しかしながら今回、一部地権者が自分の土地を御自身で利用したいという意向を強く示し、再開発事業への不参加を表明するという想定外の事態となり、市としましても大変驚いているところでございます。とはいえ、事業参加への意向につきましては、民有地である以上、最終的には個々の地権者において判断することであるため、不参加の意向を強く示した場合におきましては地権者の判断・決定を尊重せざるを得ず、再開発事業への参加を強制することはできません。こうした観

点からは、一部地権者による再開発事業への不参加の意向が示されたからといって、地権者の合意形成に関して市に落ち度があり、市が責任を負うと言った御指摘は全く当たらないというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 市としての落ち度には当たらないと今お伺いしましたけれども、私も全協のときに質疑しました。これまで西口開発の決算・予算の説明書の中で繰り返し出されてきたことは、市は再開発準備組合——組合が行う事業計画案の検討に対して助言及び技術的援助を行ってきた、このようなことを繰り返し繰り返し、毎回出されております。しかし、このような事態を迎えたことについて、大前提である地権者の合意形成への努力不足から生じたことだと思えます。そのことを率直に受け止めて、認めて反省をすべきだと私考えますが、説明責任、しっかりと果たすべきと考えておりますが、この——合意形成に至らなかったという大きな原因はどこなのか。市にあると思うんですが、そこは全然受け止めてないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。私が先ほど御答弁させていただきましたとおり、こちらの事業に関しましては、あくまでも地権者が御自身の土地の有効活用をするという事業でございます。そういった中で、準備組合としましても市としましても、再開発事業、共同化の事業を進めるということが御自身の土地利用の観点、また取手市の駅前のにぎわいの活性化などを含めまして、最も適しているというふうに考えていることから、事業を進めてきたということでございます。今回、一部の地権者の方が事業に参加しないという意向が示されたのは、あくまでも地権者の方が御自身の土地を御自身でお使いになりたいという意向が示されたからでございます、この再開発事業について今まで進めてきた準備組合の活動、また市の地権者に対する説明などが何の落ち度もなく進めてきたというところではございますけれども、そういった判断を一部の地権者の方がされたということでもありますので、御理解のほどいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 実は、私も過去のいろんな書類を見ました。平成 23 年には、取手市は取手駅北土地利用構想に、A 街区は土地の高度利用を図る共同化を目指すと位置づけてあります、これ市ですよ。平成 28 年 7 月には、取手市西口 A 街区共同化事業検討会を設立しました。平成 29 年 7 月には、取手駅西口 A 街区再開発基本構想策定と進めてきたわけです。市はこのように計画を示し進めてきましたけれども、市側の合意形成のための努力がされてこなかった、それに地権者の心は変わってきてしまったというのは、市の責任が大きいんじゃないですか。私はそのように思うから、このような質問をしてるんです。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。今、議員がおっしゃいましたとおり、平成 26 年の 10 月から地権者懇談会を開始しまして、再開発事業の検討

を開始しているということでございます。これはあくまでも地権者が御自分の土地を御自分でどのように活用するのかというところを、まずは共同化について検討を始めるということで、平成26年から検討を開始したということでございます。その後、平成28年の7月に、取手駅西口A街区共同化事業検討会というものを地権者の皆さんが立ち上げられ、その後、平成元年の6月に再開発準備組合を地権者の皆さんが立ち上げて事業を検討しているということでございます。そういったことから、その活動に対しまして、市は最大限の助言・技術的援助を継続して行ってきたというところでありますので——令和元年の6月に再開発準備組合の設立です、すみません。訂正をお願いいたします。そういったところに対しまして、市は最大限の助言・技術的援助を行ってきたということがございます。そういったことから、市のほうに努力不足ということは考えておりません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 市のほうの落ち度はないというような言葉なんですけれど。地権者からこのようなことが出ているということは、最初20人、そのうち——それから8人、そしてまた撤退をというのは、やはり合意がされてないんですよ、市の思うようにはならない。そこを市はしっかり受け止めて、反省すべきなんです。そのことを求めているところですよ。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） 今、議員がおっしゃった言葉ですけれども、市の思うようにならないという、この市が思うようにしようという思いはございません。ただ——ただ、取手駅の西口というところは、取手市の玄関口で、ここがにぎわいが活性化されて、よりよいランドマークになってほしいと、こういう思いは当然、市のほうはありました。そして地権者さんも、区画整理事業が終わって基盤が整えられて、その土地をどう高度利用していくかということについては、やはり共同化が望ましいだろうというところがあって、先ほど課長からお話がありましたように、検討会を開催したりして、計画を進めていこうというところに道筋が進んでいったわけでございます。そこで市としまして、最も土地利用的には、市も望ましいと思っている再開発事業でもありますので、にぎわいを持たせていく活性化を進めていくためには、やはり一緒になって地権者さんと一緒になって盛り立てていったほうが良いという、そういう思いもありましたので、技術的な援助、資金的な援助もしながら、側面的な面から計画を一緒に考えてきたというところがございます。今回、このような結果にはなりましたが、これは最終的には地権者の方の、どう土地利用していくかというところに、最終的な判断にはなってしまう部分があります。市のほうはA街区に、土地は1平米もございません。そういう中で、先ほど部分的に複合公共施設のお話が議員からもありましたけれども、そういう中で再開発事業と一体的になってまちづくりをしていきたいと、こういうことで進めてきたことでございますので、そこで市が責任とかそういう話には全く当たらないと思います。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に、再開発事業への公共施設整備方針の検討経過と市民ニー

ズについて伺います。市側の合意形成のための努力がされてなかったのかという私の指摘
その一つとして、公共施設整備方針の検討経過と市民ニーズについてもつながると思い伺
います。平成 28 年 10 月、地権者検討会から公共施設導入の要請がありました。そして、
平成 6 ——失礼いたしました、令和 6 年 2 月 22 日に準備組合からの地権者から都市計画
決定の手続を市に要請された、こうした経過があります。その以前に、そうした経過があ
ったわけですが、それ以前に令和 6 年の 2 月 7 日には、駅周辺再生本部は再開発事業に公
共施設整備方針を決定しました。そして、令和 6 年 2 月 29 日に全協で議員に知らされま
した。その後、3 月 15 日の取手市広報に掲載に至ったわけです。しかし所管の教育委員
会図書館関係者などと検討することもなく、一方的なものでした。ここで一言言わせてい
ただきますが、図書館の移転の方針を市長決裁で決定するということは、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律に違反する疑いがあると私は考えております。市民に問うこと
もなく進めてきた内容です。これで公共施設方針——整備方針を検討したと言えるのか、
準備組合の地権者との協議もなかった、どういうことなのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。まず、検討経過につ
いてということで、御答弁させていただきたいと思います。公共施設整備に関する検討経
過でございますが、平成 28 年度に地権者から要望書が提出されたことを契機としまして
検討作業を開始し、取手駅周辺再生本部や下部機関でありますワーキングチームなどにお
きまして、継続して検討作業を進めてきた経緯があります。図書館機能を中心とした複合
的な公共施設を整備する方針につきましては、令和 6 年 2 月に開催しました取手駅周辺再
生本部において方針案を決定し、これを受けて市長決裁により正式な方針として決定をし
たところでございます。これを受け、令和 6 年 3 月定例会冒頭の議員全員協議会におきま
して、整備方針を公表いたしました。その後、整備方針に肉づけする形で、複合公共施設
の基本構想の策定作業を進めてきたところであり、基本構想案につきましては、令和 6 年
12 月 1 日から令和 7 年 1 月 10 日までの期間、パブリックコメントを実施し、17 名の方か
ら御意見が寄せられたところでございます。しかしながら、2 月 14 日の議員全員協議会
におきまして御報告させていただいたとおり、A 街区における再開発事業の都市計画決定
手続につきましては、再開発事業の施行予定区域が変更となる可能性があることから、準
備組合からの依頼を受けて、現在停止している状況でございます。複合公共施設の整備に
つきましては、再開発事業全体の施設規模や施設配置などの事業計画と密接に関係してお
り、再開発事業全体の計画が変更になれば、それと連動して複合公共施設の基本構想案の
内容が変更になる可能性がございます。そのため、都市計画決定手続を停止している状況
と歩調を合わせる形で、複合公共施設の基本構想につきましても、現在策定作業を一旦停
止しているところでございます。複合公共施設につきましては、再開発事業の施行予定区
域が変更となった場合は、施設全体の規模やフロア構成・諸室の面積などに変更が生じる
可能性もございますが、複合公共施設の整備目的やコンセプトなどの変更はございません
ので、市としましては引き続き、使い勝手がよく利便性の高い魅力的な複合公共施設の整
備に向けた作業を推進してまいり所存でございます。また、図書館の検討作業、なぜ都市

整備部で行っているのかということがございました。今回の複合公共施設は、再開発事業施行区域内において、再開発事業によって整備される建築物の中に整備を行うものであり、また施設整備の目指すところは、駅前のにぎわい創出により町の魅力向上と活性化を図るためのものでございます。今回の複合公共施設は、駅前において魅力的な都市空間を整備していくという特性があるため、市街地整備事業を担当している都市整備部が中心となって検討作業を進めているものでございます。また、複合公共施設であることから、教育委員会所管の図書館だけではなく、市長部局も含めた複数の部署が横断的に関係する施設となります。こうしたことから、今回の複合公共施設につきましては、都市整備部が中心となって検討・整備作業を進めておりますが、今後の整備プロセスにおきましては、当然のことではありますが、教育委員会をはじめとしました庁内関係部署と綿密に連携・調整して、全庁的な体制で進めていくという所存でおります。また、図書館は社会教育施設であり、社会教育法及び図書館法に照らして図書館行政を所管しているのは教育委員会であることは、当然に認識をしております。そのため、複合公共施設内の図書館部分に関する具体的な事項につきましては、教育委員会において社会教育施設としての性格を踏まえ、検討・決定していくこととなるというふうに考えております。このように、複合公共施設の整備に当たりましては、市長部局と教育委員会とで適切に役割分担をしつつ、協働して進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 公共施設整備方針の中での複合施設図書館の問題なんですが、3月今年の――失礼いたしました、令和6年3月15日の取手市広報では、これまでの取手図書館を廃止するとまで明記しているわけですよ。そこまで決定的に書くということは、これは、まだ決まってないのに書いたということなんですよ。そこが大きな問題だと、これまで市民団体の皆さんも多くの市民の方も私も声を上げているわけです。そうした中で、やっぱり市民の声を聞く、関係者の皆さんの声をしっかり聞いて、そういうことがプロセスの中には何もなかったじゃないですか。説明はしましたよ、しかし協議の内容は教育委員会の中でも話されておられません。担当課の――図書館の皆さんとの話もされておられません。あくまで都市整備部と――市長部局で進めているというだけで、ここが問題だと思うんです。これは西口開発のこれまで指摘したことが、全てこのように現れているんだと私は受け止めます。ですからここに来て、しっかりと市民ニーズはどこにあるのか、担当課の皆さんも努力されています、それぞれの所管の皆さんも市民のため働いています。そういうところをしっかりと受け止めない、そうした無視したやり方、あまりにもひどいじゃないですか。だから先ほど私は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反するのではないかと、そういうことまで考えてますよと話したわけです。そういう反省も全くない中で、今、都市計画決定は停止しております。そういう中で進めることは、やはり問題はこれからいっぱい出てくると思います。だからこそ、こうした事態を踏まえて、再開発事業は白紙に戻す、そして予定した再開発事業区域の土地利用そのものの再検討を行うべきではないかと、私は申すものです。当然、再開発事業への複合公共施設導入方針は撤回です。それについては、どうお答えしますか。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。3月15日の広報に載ったということで議員からございましたけども。あちらはあくまでも方針ということで、3月15日の広報とりでに掲載をさせていただいたところでございます。その後、その方針に肉づけする形で、複合公共施設の基本構想の策定作業を現在進めているという状況でございます。そこは御理解いただきたいというふうに考えております。また、市民ニーズということでございました。市民ニーズにつきましては、例えば、昨年1月に図書館が利用者アンケートを行っておりますが、その中で、駅前に図書館があったほうがよい、また新しい図書館を造ってほしい、もっと広いとよい、開放感のある作りを望む、カフェ的な場所があればよい、等々の御意見が寄せられており、ゆとりのある魅力的な空間を持つ図書館を駅前に設置する——配置することへのニーズは多くあるものというふうに認識しております。こうしたことから、既存の取手図書館の機能や規模を拡充して移転する形で、駅前に図書館機能と市民が交流活動できる機能を有する複合的な公共施設を整備するという方針としたものでございます。このように、駅前に複合公共施設を整備する理由は、駅前の活性化やにぎわい創出を図り、既存の取手図書館の課題へ対応するといったことではありますが、これだけにとどまらず、市民の皆さんからの交通アクセスのよい駅前に魅力的な図書館の整備を望む多様な御要望が寄せられていることも理由となっており、こうした意味では、駅前に複合公共施設を整備する方針は、市民の声に応えた市民ニーズに沿うものであると考えておりますことから、白紙撤回をするということとはございません。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 図書館のアンケートを行ったというお話もありました。私も実際そのアンケート、子ども向けと大人向けのアンケートもありました、図書館利用者の皆さんにね。その中に書いてあったのは、「令和11年度にはこの図書館がお引っ越しします。だから、皆さんの声を聞かせてください」から始まるんですよ。お引っ越しですよ。もう決まったかのようにアンケートが始まってるわけですよ。ですからそういうことではなく、今図書館についてどういうお考えがあるんですかという、広く皆さんの意見を聴く、そういう姿勢は全くなかったことは非常に残念でした。再開発事業で駅前ににぎわいと言いながら、駅前ビルの空きビルは放置して、再開発を支えることを目的の公共施設導入という再開発の失敗を——失敗を認め、計画はきっぱり白紙に戻し、再検討を行うことを重ねて申し上げて、これはこの質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お話しさせていただきます。再開発事業、前段の区画整理事業も時間がかかってまいりましたが、ようやく終了のめどが立ってまいりました。そして、駅前のA街区、この街区の高度利用を図っていくためには、地権者の皆さんも、そして市も、再開発事業の実現が最も活性化を図っていくためには望ましいだろうと、こういうふうに思っておりますので、白紙撤回でありますとか、そういう考えはもとよりござ

いませので、今後また地権者の皆さんといろいろ寄り添いながらお話をしながら、実現に向けて、市としましては、技術的な援助・資金的な援助を側面から行ってまいりたいと思っておりますので、お話をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（岩澤 信君） 加増さん、加増さん、（３）番が今抜けてると思うんですが、加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この（３）については、先ほどの質問の中に含まれているということも含めて、私も終わりにしましたけれども、これはあくまでも進めるのではなく、この土地利用は地権者に利用——自主的な土地利用を図ることということで、取手市はここから撤退しなさいということですので、これはそういう意味で終わりにしました。よろしくお願いします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） 一つお答えさせていただきます。自主的な土地利用と、今議員お話ありましたけれども。再開発事業をしていくこと、また、そのほかに個別で土地利用を図っていくこと、これも同じだと思います。自主的なお考え——最終的なお考え、これに基づいて選択をしていくものだと思いますので、これは個別利用、再開発事業、これは別に個別で土地をやったからといって、おかしいことでもありません、再開発事業に参画して進めていくことも当然のことです。ですから、そのような地権者の方のお考え、選択、こういうものに基づいて事業は成り立ってまいりますので、再開発事業を進めていこうという地権者の皆さんが結成した準備組合、そして将来の本組合に向けたこの工程を、市としては最大限バックアップして進めていきたいと思っておりますので、お話しさせていただきました。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この問題はこれで終わりにしますが、次回の議会、また楽しみに待っております。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） よろしくをお願いします。

次に、排水問題について伺います。長町樋管のポンプ場化の計画策定・促進を求めるものです。異常気象が続く中、各地での豪雨災害は繰り返されております。取手市においても、2023 年 6 月に起きた双葉地域の災害は甚大な被害をもたらしました。自治体としての市民の命と財産を守る役割は、一層高まっています。私は今回も約 285 ヘクタール、詳しくは 284.6 ヘクタールですが、これを有する井野排水区の水害を防ぐために、内水排除へ長町樋管のポンプ場化を強く求めるものですが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、加増議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま加増議員のほうからお話ございましたように、長町排水樋管は——失礼しました、長町樋管は 284.6 ヘクタールの流域面積を有する井野排水機の雨水排水を利根川に流すため、井野雨水幹線の流末として、大変重要な役割を担っている施設でございます。このた

め市では、利根川増水によりまして長町排水樋管の水門を閉鎖した際、速やかに内水排除が行われるよう、同時に排水ポンプ車を長町排水樋管へ配置いたしまして、市の職員は消防本部や地元の消防団の方と連携しながら、水位の監視を24時間体制で実施しております。井野雨水幹線への雨水流入量の抑制対策といたしましては、井野雨水幹線の中流域に位置する井野なないろ保育所の駐車場に雨水浸透施設を整備いたしました。保育所の敷地内に降った雨水が直ちに井野雨水幹線に流れ込むことを防止することで、雨水幹線の負荷を軽減する措置を講じております。また、雨水の枝線排水整備によりまして、井野排水区への雨水流入を相野谷川に向けるような対策も講じておりまして、こういった整備の積み重ねによりまして、冠水機会が少しでも軽減されるように努めているところでございます。長町樋管のポンプ場化につきましては、これまでも加増議員からの一般質問の中でも取り上げられておりますけれども、整備に当たりましては様々な課題がございます。まず、長町樋管のポンプ場化の整備には、国からの下水道事業に関連する補助金等の財源確保が必要であることはもちろんのこと、事業認可の取得は下水道管理者である取手地方広域下水道組合が行うことになります。また、事業認可の取得や国からの補助を受けるには、下水道組合で作成した雨水排水整備の中長期的計画であります雨水管理方針に基づく整備であることが条件であることから、市と下水道組合との連携が不可欠でありまして、また、ポンプ場を整備することによる効果や実現性、こういった点についても、さらに協議を進めていく必要があると考えております。以上です。〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今、部長の答弁の中にもありましたが、このように下水道では令和3年度に示されました。この計画は私も下水道議員20年近くやっていたのでしょうか、そういう中で、この話も繰り返し繰り返し求めてまいりました。そして、その当時は下水道組合は、この検討報告を市に示して、検討してほしいということで投げかけてあるという答弁でした。その内容ですけれども、先ほどからも言われてますけれども、暫定的な策として井野団地の中に新たなバイパスを通す、井野小跡地・旧取手一中グラウンドを調整池に、そして抜本的な対策として長町樋管のポンプ場設置との概要が示されました。こうした計画報告がされているわけですが、市は何も検討をしなかったということなんですか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいま加増議員の御質問に対しまして、答弁させていただきます。先ほど加増議員から示された下水道組合で作成しました雨水排水整備の中長期的計画である雨水管理方針に基づくというものでございますけれども、その中で先ほどもろもろ説明していただいたようですけれども、長町排水樋管ポンプ場化だけでなく、井野排水区の冠水被害が全て解決するようなというような、内水被害がなくなるような調査結果ということになりますと、下水道組合からはそれだけではなくて、先ほどおっしゃられましたように、中流域への調整池の整備であったり、井野雨水幹線を補完するような排水路、それからバイパス管とか、そういった幾つかの案が出されておりますけれども、そういったことに関しまして、ポンプ場化だけでなくそういった様々な工事も含めて、下水道組合のほうと今後協議を重ねていきたいというふうに考えております。以上で

す。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 協議を重ねていくということですが、しっかりと進めていただきたい、それが私の強い願いです。平成 27 年ですか 2015 年、9 月の台風 18 号で、青柳スーパーカスミが冠水しました。皆さんも記憶があると思いますが。当時、青柳地域の方々からは、夜も眠れなかった、雨が降るたび床下床上浸水が繰り返されて安心できない、こうした声が憤りとして寄せられました。その地域に合った吉田保育所・子育て支援センターは冠水し、その後、現在のなないろ保育所として移転したものです。地域住民の不安払拭を最優先していくべきです。これまで取手市は、上流部にバイパスや貯留管配備、スーパーカスミわきの水路擁壁のかさ上げなどを行ってきましたが、抜本的な解決にはなっていません。いつ災害が来るか、誰も想定できません。長町樋管のポンプ場設置計画の策定を協議をするだけではなく、策定を求めるものなんですが、その点については、いかが受け止めてますか。

○議長（岩澤 信君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいま加増議員の御質問に答弁させていただきます。先ほどからおっしゃられました部長からの答弁にありましたように、排水ポンプ車、こちらの設置以外の対応ということも市のほうとしては行っております。井野雨水幹線につきましては、連絡水路により相野谷川につながっておりまして、相野谷川排水機場のポンプが運転されることによって、井野雨水幹線の水位を下げる事が可能となります。相野谷排水機場のポンプの早めな稼働ということになりますと、相野谷川排水機場は国土交通省利根川下流河川事務所利根川出張所のほうで担当しておりますので、そちらとのオペレーション、スムーズに行っていただけるように、運転操作に関しまして、適宜、井野雨水幹線の水位の状況等については、情報を図ることで雨水幹線の水位の安定が保たれるように努めているところでございます。あわせまして、連絡水路等につきましては、開削——上がオープン——の水路でございます。土が入りやすかったりとか、そういったこともございますので、適宜しゅんせつとか水路の適切な維持管理を、極力スムーズに排水ができるように、市のほうでは努めておりますので、今後もそういったことにきちんと排水できるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） この質問をする中で、かつて亡くなられた吉田議員が、この議場でも繰り返しおっしゃってました。本当に青柳地域は、水が次から次へと床下浸水とか繰り返されて大変苦勞されてきた、ぜひこれは進めてほしい、これ思い出しました。ぜひ取手市はそうした実際——実際被害をこうむった方たくさんいらっしゃいますので、進めていただきたいと思います。岡口議員が今朝、一般質問で出されておりましたが、元吉田保育所敷地は、排水対策課の管理下にあります。排水関連施設用地として排水関連用地としてのその可能性を予測したものだと思います。周辺地域の皆さんからも、有効活用をと求められる声が寄せられておりますが、この要望も含めて、長町樋管のポンプ場設置のために、しっかりと検討していただきたいんですよ。もう待ったなしなんですよ。それ再度

伺いますが……

〔チャイム音〕

○24 番（加増充子君） （続）変わりありませんか。

○議長（岩澤 信君） 建設部長渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。井野雨水幹線、確かに過去、道路冠水であるとか住宅地への冠水被害というものが起きたということも、私も存じ上げております。そういったことを契機といたしまして、排水ポンプ車の配置でありますとか、なないろ保育所への雨水浸透施設、こういった、できるところから少しずつ整備のほうは行わせていただいております。市といたしましても、例えばどこか1か所、ここを整備すれば、浸水被害冠水被害がなくなるといったものではないと思います。できるところから少しずつ冠水被害を少しでも減らすために努力のほうはしてまいりたいと思います。また先ほど今日の岡口議員の答弁の中でも、答弁、お答えさせていただきましたけども、旧吉田保育所跡地、こういったところも、今後どういったことで利活用できるのか。少しでも、雨水被害を少なくするためにはどういった活用ができるのか、こういったことも、引き続き検討のほうはしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。○24 番（加増充子君）利根川管内の樋管について、私もホームページで見ましたら、13 か所あります。その中で4 か所が排水機場が設置されている樋管です。長町樋管は285 ヘクタールという大きな排水排水区です。にもかかわらず繰り返される床下浸水、床上浸水があるにもかかわらず、機場設置がされていない。やはりここを、しっかり取手市は国にきちっと物申して下水道組合の事業として申請する。ことだと思いますが、そこを肝に銘じて、ぜひ進めていただきたいと思います。

〔チャイム音〕本当に285 ヘクタールと本当に広いところですよ。協同病院の協同病院の後ろから本郷地域、井野台地域、そして井野地域、青柳へと流れる、広大な範囲でありますので、やはりそこは取手市の中で1番、井野排水区は大きなところなので、しっかりと肝に銘じて、これからし、声を上げていただきたい。下水道としてもやるという話をされていますので——やらなければならないと思っていると当時の事務局長おっしゃってましたけれど、ぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で加増充子さんの質問を終わります。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

続いて、佐野太一君。〔6 番 佐野太一君登壇〕

○6 番（佐野太一君） 無所属、無党派、佐野太一でございます。本日最後の質問となりましたので、お疲れのことと思いますが、皆様よろしく願いいたします。また、YouTube 配信で御覧頂く皆様にもお礼をお伝えしたいと思います。ありがとうございます。それでは、通告に従いまして質問いたします。まずは、取手の農業についてです。農業は一昨年、昨年と一般質問で取上げてきました。農業についてはまだまだ勉強中ではございますが、取手の農業を守る、農業者を守る、農地を守る、これらを守るためにはどうしたらよいか。今の農業に関する問題を真剣にとらえ、これまで継続して取上げてまいりました。今、取手の農政が何を進めているかなどお聞きしたいと思います。そこで一つ目の

質問は、国の農政に準じて行われております。人農地プランから変わりました、地域計画についてです。国が地域農業の未来をまとめる計画とされているものですが、取手市における地域計画の策定状況についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。まちづくり振興部長、野口昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 佐野議員の御質問に答弁いたします。地域計画の策定につきましては、令和5年4月より、施行されました改正農業経営基盤強化促進法において、これまでの人農地プランを地域計画として法定化し、地域の農業者等の話し合いにより、今後の——高齢今後ですね、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農業が適切に利用されなくなることが懸念されるため、将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、10年後の地域農業の将来設計増、策定することになりました。取手市においては、令和5年11月より策定に当たって、農業者による地域の話し合いの場を市内10地区で実施いたしました。現在、各地区の地域計画素案がまとまり、目標地図とともに、素案に対する意見聴取を各関係機関から行ったところです。今後は、この素案について、3月末の公表に向けて、下準備しているところです。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。地域計画策定に向けた各地区の座談会協議の場を公表しますということで、ホームページにも出ておりましたので、私も各地区、全部、目を通させていただきました。全体的にやはり担い手不足ということがつづられておりますけれども、この、地域計画策定に当たっての課題についてお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。国の目標としては、農地の全てを将来の耕作者で位置づけ、目標地図に色塗りするよう指示がありましたが、ほかの地域から参入してくるものや、その地域の担い手が営農規模を拡大して、目標地図に将来エントリーしてくることも想定できます。また、耕作条件が悪く、耕作に不安を抱えるエリアについては、あえて担い手を定めることなく、保留地として、条件が整った後に、誰かが誰がエントリーしてもいいように、柔軟性を持たせた地区もあります。そのような理由から、集積率が上がらない地区も地区もあり、課題が浮き彫りになったと感じております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。そうですね、課題としてお聞きしましたが、国の目標としては農地全てを目標地図に色塗りする指示がある中、無理に担い手を決めずに、保留地としたことについては課題というより、農業者の方の不安などを防ぎ、新規参入の余地を残す意味でも、私はよい判断だったというふうに思っています。色塗りした農地についてもう課題はあると思いますので、早期に課題の抽出等対策をお願いいたします。それでは続きまして農業委員会は、地域計画策定に当たりどのような関わりを持ってきましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 農業委員会会長倉持光男君。

○農業委員会会長（倉持光男君） 佐野議員の御質問に答弁をいたします。地域計画の策定につきましては、今、市からも説明がありましたように、地域の話合いの場に場を基本に、地域農業の将来の在り方や、誰がどの農地を耕作していくかなどを検討するため、幅広く、関係者に参加を呼びかけ、それぞれが役割を担いながら、実りある話合いの場が展開されました。地域計画策定においての役割として、一つは、農業、団体、農業関係団体が一堂に会し、県、市、農業委員会、JA、土地改良区が話合いの場に参加することです。農業委員会においても、農業委員及び農地利用最適化推進委員がそれぞれ担当地区の話合いの場に参加して雰囲気づくりや、積極的な意見交換が行えるよう手助けを行いました。もう一つは、地域の現状把握のため、農地利用の実績、実態調査ということで、全農地を対象とした一筆調査を市内外の農家へ実施し、農地利用の状況や今後の経営意向、さらには、後継者の有無などを取りまとめ、各地区8割以上の回答をもとに色分けした地図化を行い、話合い、地域の話合いの場を基礎資料として活用した次第です。そしてもう一つは、話合いの場において農業の将来の在り方や地域の農地の効率的、かつ総合的な利用を図るため、誰がどの農地を耕作していくのかを一筆ごとに定めた目標地図の素案をまとめ、地域の農業振興と持続可能な発展を促進する役割、利用になってまいりました。そして付け加えればこれは私ごとではございますけれども、山王のある農家の方から、土地の交換分合をしたいという申出が私のところがありました。もちろん農業委員会の仕事の中には、農地の集積・集約という仕事も入っているわけがございます。交換分合をするのには、その筆の面積を等価交換をしますから測量図をつくらなければならないんですけれども、私のところに持ってきたというのは、相対で話がまとまらないという、そういう懸念があったから、私のところへ話を持ってきたわけがございます。私は当然、相手の地主のところへ行きましたけれども、うちは希望していないんだから、交換してもらえないことはいいことだけでも、測量図——測量代まで払って交換はしないよという、そういう条件が当然つきました。そしたら、それを持ち帰って相手に、測量代を持つとは言わないんだけど、どうしますかと言ったら、測量代はうちで持ちますから、これはこうしたほうがいいと思ってるからやってくれということで、2月の末に測量までいったんですけれども、まだ分筆の作業は仕上がっておりません。3月の農業委員会までに間に合うかななんて一瞬は思っていたんですが、どうも4月の農業委員会にかかるような形になってしまうようでございますけれども、分筆作業まで全部私が1人で、ただ、たまたま高校の同級生に土地家屋調査士の資格とそれから測量士の資格を持っている者がおりましたから——3年間同じクラスだったので、特に安くやってくれということで頼んでやってもらったような次第で、いずれ来月の農業委員会の総会にはかけられるかなと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） とても詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。これに関しましては、国の農政政策に合わせて準じて進めているわけですが、やっぱり一番は各農業者さんたちの思いがあると思います。農業委員会がこの件でも多くの役割を担って、特に話合いの場で各地域の農業者に対する役割について重要なものであったと

いうことはよく分かりました。ぜひ、農業者のための政策として進めていただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問です。耕作放棄地についてです。現状や方策・課題・対策などについて、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 農業委員会会長、倉持光男君。

○農業委員会会長（倉持光男君） 佐野議員の御質問に答弁いたします。まず、耕作放棄地の面積でございますが、令和5年度は57.6ヘクタールとなっており、全体の農地面積の2.6%が耕作放棄地となります。新たに発生した農地や解消された農地もありますが、ここ数年は2.6%前後を推移しております。当委員会では耕作放棄地を増やさないための方策として、農業委員及び農地利用最適化推進員による日常の農地パトロール、さらには農地法に基づき年1回、各地区の委員ごとに農地の利用状況の現況調査を行い、最終的に事務局職員も入れての現地調査を実施して、3段階により市内の耕作放棄地の状況を把握しております。この調査の結果、新たに耕作放棄地と判断される所有者に対しては、農地の利用意向調査を行いまして、今後自ら耕作していくのか、また貸付けを希望するのかなど、所有者の意向を確認し、必要に応じて担い手への集積をあっせんして、耕作放棄地の解消に努めているところでございます。その他、高齢化や後継者不足により、耕作が困難になってしまった場合など、次の担い手につなげるため、日頃から農業委員及び農地利用最適化推進員による個々の活動や農業委員会窓口において随時相談を受け付け対応しているところです。しかしながら、農業者の高齢化と併せて、後継者などの担い手不足により、農地の利用集積が進まないことも現状にあります。このような状況の中で、発生防止と早期発見はもちろんのこと、耕せる農地を耕せるうちに、新たな担い手へつなげていくことが非常に重要であると考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。耕せる農地を耕せるうちにということ、本当に重要なことだと思います。これは耕作放棄地のことだけではなく、やはり農地を守り農業者を守るためにとても重要なことで、この先2.6%、この耕作放棄地の推移が取手の農業に大きく影響していくと考えます。今後も注視していきたいと思いますが、やはりこの耕作放棄地を今後どうしていくか、これがやはり今後の取手の農業にとっては大変肝になると考えておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。また、ただいま御答弁いただきました倉持会長におかれましては、今期をもちまして御勇退されます。長きにわたり取手市の農業行政を担ってこられたわけでございますので、今私が質問しております今後の取手の農業について、最後に農業委員会会長としてのお考えと熱い思いを一言頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 農業委員会会長、倉持光男君。

○農業委員会会長（倉持光男君） 大変名誉な御質問を頂きまして、誠にありがとうございます。今後の取手市の農政についてということでございますけれども、これは私が口やかましく言わなくても、農業委員の皆さん方あるいは農地最適化推進委員の皆さん方が、自分からやりたいと、取手市のために頑張りたいということで手を挙げてきた方でござい

ます。そして今回、先日皆さんに承認を頂いた農業委員の皆さんも、本当に新しい農業委員さんでも、15ヘクタールとか20ヘクタールとか、大変な農地を田んぼを耕作している方が農業委員、素晴らしい方が農業委員に選出されてきております。ですから、その人たちの気持ちを、やっぱり自分たちが耕作放棄地をつくりたくないんだという気持ちで、やはり農業委員になってきておると思いますので、それはその人たちをきちんと信頼して、後ろから見守っていきたいなと思います。それと同時に私、昭和60年8月21日に農業委員に最初に就任いたしました。実に40年前になるんですけれども、そういうことを考えますと、中でも私の一番の思い出が農業公社の設立に尽力したことでございます。農業公社は栃木県の鹿沼の農業公社ができてから10年間、どこの自治体が申請しても——農林省に申請しても認められなかった、それに風穴を開けたのが、藤代町の農業委員会の藤代町の農業公社でございました。そして、藤代町の農業公社の中で、機械化貧乏と言われる中小の農業者を救済するのには、どうしてもカントリーあるいはライスセンターの設置が必要だということで、農業委員会が先鞭を切って、全国の先鞭を切って農業公社のライスセンターをつくったわけでございます。農業委員会が中心になってやりましたけれども、当時の藤代町の産経課の職員は夜10時頃まで残業しながら、あした書類、朝一番で県庁へ持ってこいとか、そういうのを本当に職員も一緒になって頑張ってくれました。私はどうかしてこれをつくらなければということでやったんですけれども、仕事を当時の川口三郎先生が見てくれまして、県の農林水産部長に、何か倉持に表彰状は出ないのかというような進言をしてくれたみたいで、私が農林水産部長から頂いた勲章が——勲章じゃなくて賞状が、この昭和——平成2年3月30日に頂いた、地域農業の発展に寄与され、その功績は誠に顕著でありますということで頂いたのが、平成2年の3月30日です、もう大分前の話でございすけれども。平成——長塚さんなんか、平成2年頃ではまだ中学生ぐらい……

〔笑う者あり〕

○農業委員会会長（倉持光男君） （続）もっと前かな、本当に大分昔の話でございすけれども。これは私の最大の喜びであり、その感激は今でも忘れることはできません。当時の農業委員会の皆さんが、双葉団地の中にあるおすし屋さんの2階を借り切りまして祝賀会を開いてくれたのを今でもまだ覚えてますし、倉持よくやったな、よくやったなということで、本当に私も職員と産経課の職員と一緒に、遅くまで職員が帰らないうちに、建設委員長である私が先に帰っちゃうわけにいかないの、職員と最後まで残って仕事をして、そういう思いが、今ふつふつと湧き上がってきているところでございます。これからも取手市の発展を願って、陰ながら応援をしていきたいと思っておりますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） アンコールはちょっと時間的に……

〔笑う者あり〕

○6番（佐野太一君） （続）会長、どうもありがとうございました。アンコールはなしでお願いいたします。

それでは続きまして、3番目の質問、新しい農業についてです。今、農作物にブランド化など付加価値をつけて差別化する取組や農業の多角経営などが取り上げられております。先ほど山野井議員の御質問にもありました。取手でも今後メロン栽培が本格的に始まると聞いております。取手の新しい農業の現状についてお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。新しい農業については令和5年度に農業者から相談があり、令和6年度に予算計上を行った儲かる産地支援——儲かる産地支援事業があります。高品質のメロン栽培に必要なビニールハウスの改善事業としてエントリーして採択されました。現在、営農に向けて準備を進めているところです。今後もこのような新しい農業手法や新しい——作物、品種の栽培に取り組む農業者が参入された際には、国や県の補助事——補助事業の活用といった資金面に加えて、つくば地域農業改良普及センターや農業経営士による技術的サポート、経営ノウハウを含めた包括的な支援を、関係機関とともに行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。取手メロン、ぜひ取手の——本代表となるような農作物になってほしいと思っております。

では、近年、米不足とかそういった問題は気候変動や異常気象による影響が出ているとも言われております。？さくしゅ？がやはり多く取れるということは大変よいことで、こういったことに対応できるような新たな品種への取組の状況などもお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。高温体制のある品種や多種品種への取組は、農業者への選択肢が広がるばかりでなく、収入の面においても有利に働くと考えております。最近ですと、にじのきらめきやふくまる等がありますが、こういった品種の周知も関係機関と協力して進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 収穫が増えれば、安定した収入につながるばかりか、消費者にも大きく影響すると思いますので、今後、品種の選択肢の周知、これはぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして4番目の質問、農業公社についてですが。農業公社の今後、また必要性について、お伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えいたします。農業公社につきましては今、農業委員会の倉持会長の御尽力を頂きまして設立され、中小規模農家の重要な施設として、また地域農業の支援となっており、約30年が経過いたしました。主に育苗事業、ライスセンター事業、公園管理事業の3本柱で運営を行っております。事業の中でも、ライスセンター施設や育苗施設は、設置から——先ほども言いましたように30年が経過し、機械等の老朽化により修繕費が年々増加しており、議員の皆様からも老朽化した施設の更新に

ついて御心配をおかけしております。更新の――施設の更新等について、今年度、両施設の更新に関わるサウンディング調査を11月に実施いたしました。調査に参加した事業者は、育苗施設のみではありましたが、育苗施設の更新の新たな事業提案の把握を行うことができ、検討を進展することができました。今後は、ライスセンター施設の修繕・更新計画と合わせて、施設の更新に向けて資金面についても検討を行っていく予定で考えております。農業公社は、地域の農業者が減少していく中で、自分が元気なうちは農業をやっていくんだという農家の――農業者の手助けになっていく上でも、重要な施設だと思っております。存在価値は農業公社の存在価値は大きいと思っております。〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。農業公社、今の取手ではまだまだ農業公社の役割は大変重要だと思いますし、存在価値も感じております。今、国の政策としては、農地を主集約し大きな農業を進めていくというような形で進めておりますけれども、この農業公社というのは、今一人一人の農業者さんをやはり助ける重要な場所で、やっぱりこれからの農業の――何ていうんでしょう、つなぎをしっかりと役に立っていただいているような場所だと思っております。農業者を守り農地を守るためには、農業者に対しより現実的な取組が重要だと考えます。今進めている国策についても、取手に合った現実的で柔軟な方策と、またこれまでなかった新しい取組にも果敢にチャレンジしていただきたいことをお伝えいたしまして、この質問を終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、動物愛護・動物福祉に関する庁内連携についてです。庁内連携の必要性についてですが、まず動物イベントについて、こちらを質問させていただきます。今回、私がこの質問をするに至った経緯ですが、昨年末、グリーンスポーツセンターにて開催されましたイベント、ふれあい動物園が発端です。これは意見交換会でも市民の方から御意見を頂いておりました。これ、指定管理者が運営側の企画で当初行われておりました企画されたもので、当初私が確認した際は、担当課もまだ把握されていないという状況でした。これについてはまたちょっと別件でお話ししたいと思いますが、このイベントについては私も見に行きまして確認し、記録も残しておりますが、事前にいろいろと大丈夫かということで確認したにもかかわらず、当日は気温9度の強風の中、体感はとても寒く、環境は最悪、そして内容もとても配慮されたものとは、私自身は感じることはできませんでした。世界的基本原則として、法律で明文化されている国もあります。動物の5つの自由、これにも私的には抵触している状況だと感じました。世界に広がる動物福祉、世界的にアニマルウェルフェアと言いますが、その背景にはSDGs（エスディーゼーズ）の関係やエシカル消費、そしてESG投資などと呼ばれる新しい投資にも関係深いものと今やなっております。今回ここでは、エシカル消費やESG投資などについては掘り下げることはいたしません、アニマルウェルフェアはとても大きな影響力があることが分かります。取手市でも今後、どこかの施設やイベントで動物の企画があった場合には、開催に当たってはどこが判断するのか、できれば全部署にお聞きしたいところではございましたが、私はこ

の機会に、動物イベントの開催については、主管部署の環境対策課を中心とした庁内連携を取るべきと考えております。本来、動物愛護や動物福祉への理解や取組、動物愛護協議会との連携も行っている主管部署が中心となる庁内連携は重要と考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えいたします。動物愛護・動物福祉に関する行政の推進に当たっては、庁内外の関係機関との多様な連携が必要であり、人と動物が安全に豊かで暮らし、共生していくことが重要だと考えております。御質問の庁内連携についてですが、多頭飼育や飼い主のいない猫など、課題は動物の問題だけではなく、生活困窮や孤立など人との問題とも関連しており、その解決には複合的な対応が求められます。動物愛護・動物福祉に関する庁内連携を進めていくことにより、様々な部局との情報共有を図り、動物を飼っている人・いない人も、心豊かに動物と共生できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） それでは、市が関わる動物イベントの把握について、お答えさせていただきます。現状では、市または先ほどお話ありました指定管理者などが行う動物イベントにつきまして、環境対策課のほうで把握というものは、現状行っていないという状況でございます。しかしながら、まず動物イベントに関しましては、県の動物指導センターのほうに確認したところ、そうした動物を扱う事業者につきましては、法律——動物の愛護及び管理に関する法律に基づいた登録であったり、または届出といった、そういったものが法的なものも必要だということは確認してございます。また、先ほど佐野議員からも御紹介ありましたように、アニマルウェルフェア、そうした考えもございます。今後は、そうした動物愛護の考え方であったり、周知を含めまして、イベントの把握につきまして、環境対策課のほうで課メールなどを利用しまして、把握に努めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 前向きな御答弁をどうもありがとうございます。ぜひとも、その辺進めていただきたいと思います。私が例に出しましたふれあい動物園などは、人それぞれいろいろな捉え方がございます。情操教育の一環、動物の触れ合うことで、子どもたちに思いやりの心を育むなど、捉える方もいることも確かです。ですが、動物を介した情操教育が効果を上げるためには、動物が適切な環境に置かれ飼育されていること、また関係性が築かれていることが前提とも言われております。近年、民間企業や自治体でも、触れ合い動物園のイベントを中止したり、動物園でも触れ合いコーナーを終了するところさえ出てきております。1月に行われました動物愛護講演会では、伊藤副市長からも、当市は人と動物が共生できる社会を目指し、動物たちの幸せと健康を守るための啓発を行っている、とのお言葉もございました。今後は、動物イベントについて、ぜひとも庁内連携を徹底していただき、動物愛護や動物福祉に取り組んでいただきたくお願いを申し上げまして、この質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、市民への情報発信についてです。これは、啓発にしても情報発信にしても、まだまだ進んでいないと私は感じております。この後質問します福祉や防災関連での連携や情報発信、担当課に置かれております啓発チラシを、各課と連携し配置場所の拡充を図ったり、今、当市が力を入れているSNSの活用もさらに進めたいと思います。犬猫譲渡会の情報や愛護団体さん、地域ボランティアさん、協議会活動などの情報発信ももっともっと連携して発信していくことができると思います。SNS発信はもちろんです、年間——もちろんです、動物愛護週間だけでも、例えば市内——ごめんなさい、市役所内や福祉交流センターなどを使いまして、パネル展だとか情報発信や啓発展示などを行うことで、デジタルだけではなくアナログ発信の活用で、ふだんSNSを使わない人や別件でこられた方がたまたま目にとめていただいたりする周知の効果はあると思います。そこで、現在の状況と、ただいま申しました取組についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） お答えいたします。現在の状況ということで、現在ですけど、市民に対する動物愛護・動物福祉に関する情報発信は、市のホームページや広報紙、SNSなどを通じて行っております。また、市の動物愛護協議会が主催する動物愛護講演会では、動物愛護・動物福祉に関する啓発の講話や、犬猫譲渡会などでは各種動物関連のチラシなどを配布——を行い、情報発信を行っている状況です。市民への情報発信を強化するためのインスタグラムなどのSNSの活用をさらに進め、情報の即時性と双方向性——双方向性を高めることや、高齢化等による——飼えなくなったペットなどの課題について関係機関や動物愛護団体等と協力し、情報発信を今後も行っていきたいと考えております。その他、市の環境対策課前に設置されている動物関連のチラシなどを、市役所の各課と連携を図りながら、市民の方々が利用する、藤代庁舎や公民館などにも常設するなどの対応を検討していきたいと考えております。なお議員より御提案頂きました、動物愛護週間における市民への周知ですが、近隣自治体の事例を調査し、市動物愛護協議会と協議し、連携し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 各課との連携で情報発信やチラシ配布場所などの各中など、とても、今後検討し、前向きな御答弁を頂きましてありがとうございます。今後実行していただけるのかなあと私は受け止めております。SL発信——SNSの発信や動物愛護週間の取組も、前向きに御検討頂きたいと、ぜひお願いいたします。今後、——今後、環境対策の取組につきましては、私大変期待しておりますので、ぜひともよろしく願いいたしたく、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。続きまして、福祉関連での連携についてです。私は動物愛護、動物福祉を充実させることは、人の生活にも大きく影響があると考えております。特に犬猫などは、犬猫などのペットは人と生活していますし、家族として暮らしています。動物への助けは、人の助けにもなるという観点から、以前にも福祉関連での庁内連携について伺いましたが、高齢者、特に独居の高齢者が動物を育てていた場合、突然の入院や面倒見れなくなるなどの事態が起

こる可能性は高く、事前の対応はとても重要と考えます。つきましては、これまでの対応などの実績や現状についてお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、佐野議員の御質問に答弁させていただきます。福祉関連での連携についてという御質問です。まず、先ほどお話しいただいたように、高齢者に対する支援という形なんです。担当する部署は高齢福祉課になっております。65歳以上の高齢者からの生活に関する相談を受け付けております。また、その担当課に限らず、地域包括支援センターの職員や主任介護支援専門員、訪問介護ヘルパーなど、介護サービス事業者が既に高齢者の生活に深く関わる活動を行っております。そういった関わりの中で、高齢者の生活の中にペットの存在を認識することもあります。ペットは高齢者の生活に癒やしの効果などが期待されるわけですが、一方で高齢者は年齢を重ねるほど介護が必要となるリスクが高くなり、医療機関への入院や、場合によっては介護施設への入所など、自宅を離れる必要性も高くなってきます。実際に高齢者の生活に関する相談などの中で、入院や施設入所が必要または可能性があるとなった際には、飼っているペットの処遇についても、親族や近所の方に一時的な依頼また譲渡などを検討するよう、高齢者にアドバイスするようなこともございます。また、詳しい実際の連携について、環境対策課や動物の保護団体のほうとの連携について詳しい事例等もございますので、何例か担当課の課長のほうから答弁させていただきます。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） では今、福祉部長から答弁ありましたとおり、高齢福祉課が行いました高齢者の支援の中で、動物に関して関わった件を事例としてお話しさせていただきます。1例目、急病で入院せざるを得なくなりまして、急に飼育が困難となったり、独り暮らしで猫を飼っていた高齢者がくも膜出血により緊急入院を余儀なくされた、入院後の猫の飼育については、本人が友人に餌やりやふんの処理などを頼み、友人が飼育を引き継いだ。その後、その猫は友人が引き取ることになりましたが、こういった一連の流れについて、地域包括支援センター、それから高齢福祉課に相談等して——参画し——参加しまして、動物愛護団体から捕獲器を借用するなど、関わりを持った経緯がございました。2例目、徐々に認知機能の低下が見られ、それまで飼っていた動物が飼えなくなった例でございます。介護保険等を利用して独り暮らしをしていた高齢者が犬1匹を飼っておりました。この高齢者に徐々に認知機能の低下が見られ、ふんの処理などもできなくなりました。認知機能の状況から施設入所を検討する必要があるしまして、環境対策課にも相談をし、最終的には御本人が納得のもと、予防接種代・検査代などの経費を負担いただき、動物愛護団体へ保護を依頼したというケースがございました。3例目、地域で飼い主がいない猫に餌をあげ続けていたケースがございました。独り暮らしの高齢者が猫に餌をあげ続けたところ、繁殖した結果、猫の数が全部で10匹を超えたという状況です。この件でも環境対策課に相談・連携した結果、公益財団法人が行います無料不妊手術事業を利用し

——避妊去勢手術を行い、——という——行ったという事例がございます。以上、例として申し上げましたが、適切な飼育がされたものが——身体的な能力の低下により飼育困難になったもの、また、そもそも適切でない飼育の状況があったものがございます。飼い主本人の意向を尊重し、その家族や御近所といった関係者の協力の下にペットの処遇が決まったものもあれば、御本人だけで決められず、地域包括また高齢福祉課が環境対策課に相談・連携しまして、さらには動物愛護団体へ協力を仰いだものもございました。事例として報告させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。詳しい御報告ありがとうございます。連携していただいているということで、本当にうれしく思います。人の問題、動物の問題として別々に捉えることなく、今のように庁内で連携して協働して取り組むことが重要と私も考えております。それでは、今後もちょうと今の連携、ぜひ続けていただきたいんですが。提案ということも含めまして、今名簿を作成していると思いますが、避難行動要支援者に対して、個別避難計画の様式にペットに関する事項を入れたり、個別確認にて備考欄にペットがいる・いないなどを記載するなど、避難行動要支援者のペット飼育の状況を把握することにより、ペットとともに避難できるようにして、円滑な避難と避難所生活につなげられると私は考えておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部次長、下田 浩君。

○福祉部次長（下田 浩君） お答えいたします。社会福祉課が担当となって、避難行動要支援者台帳を現在整備しております。その現状でございますけれども、議員おっしゃるペットの飼育状況についての記載欄までは、設けていないというところが現状でございます。そういった記載欄を設けられないかというようなところかと思っております。今現在、今年度より個別避難計画の作成にも取組を始めたところでございます。職員が避難行動要支援者台帳に登録されている方のお宅へ訪問いたしまして、お体の状況などを聞き取りをしながら、個別避難計画を完成させるという形になるものでございます。その際に、訪問しているわけですので、ペットを飼われているかの状況も把握、そこでできると思いますので、今後新たに記載欄を設けることは、その台帳上スペース的に難しいところはございますけれども、備考欄ですとか、あとは家族構成欄などにペットの飼育状況を記載することは可能かと思っておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひよろしく願いいたします。このペット——ごめんなさい、避難行動要支援者につきましては、この取組に関しては、ペット関連以外でも、もう少しお伺いしたいところはあるのですが、今回はこれだけにしたいと思っております。ご高齢者がペットとともに暮らすことは、生きがいや健全な生活などにもつながりますので、ご高齢者——高齢者福祉としてはよいことだと私は考えております。同時にですが、リスクも大変ございますので、自助の先にある共助や公助の体制を充実させるためにも、さらなる庁内連携をお願いしたいと思ひまして、この質問を終わりとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。御答弁ありがとうございます。

続きまして、最後です。防災関連での連携についてです。こちら、市内連携により災害時の避難の促進や避難者の安全につながる取組として、これまでも質問してまいりました。ペット同行避難については、避難所の見直し等を進めていただき、今後の課題にも取り組んでいただいておりますが、市内の連携について、これまでの取り組まれた実績や現状などをお伺いさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、答弁させていただきます。防災関連での連携につきましては、災害時において家族の一員であるペットの動物愛護や動物福祉を考慮することは大変重要であると認識してございます。防災行政を進めるに当たりまして、動物愛護・動物福祉の観点から、主管課である環境対策課や取手市動物愛護協議会から御意見を頂いているところでございます。具体的な例を申し上げますと、取手市動物愛護協議会において、災害時の事前の準備や対応など、ペットの飼い主の方が安心して避難できるよう、飼い主のための同行避難マニュアルを作成いただき、総合防災マップやホームページなどへの掲載など、効果的に活用させていただいております。また、避難所におけるペット飼養スペースの見直しを行った際にも、ペット避難所として適切であるかについて、同協議会に動物福祉の観点から御意見を伺った上で、同行避難が可能な避難場所を指定させていただくなど、様々な機会を通じて環境対策課並びに同協議会と協力連携を図ってきたところでございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。本当にペット同行避難については、確実に進めていただいているなというふうに受け止めております。やはりこれからその先という部分では、まだまだ課題が残されているというふうに感じておりまして、例えば避難所生活では、連れてきたペットは飼い主が面倒を見ることになっておりますが、中には高齢者など、慣れない環境や疲れで御自身の日常で精いっぱいになってしまい、ペットの飼育管理まで手が回らないなどの事案も起こり得ると想像ができます。そこで、地域防災計画や避難所マニュアルはございますが、飼い主に対する支援や環境——飼育環境についてなどの市内連携、こういったものなどをお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。ペット飼養スペースにおける管理運営につきましては、環境省で作成してございます人とペットの災害対策ガイドラインにおいて、ペットの飼育管理は飼い主の責務として求められております。また、取手市動物愛護協議会において作成いただきました飼い主のためのペット同行避難マニュアルにおきましても、ペット飼養スペースの維持管理につきましては、飼い主同士で協力しながら行っていくことがうたわれているなど、飼い主の方の飼養を基本として対応していくこととなります。災害時にペットを飼育している方が、ペットを理由に避難所に行くことをためらうことがないよう、飼い主の方や動物愛護団体などと協力連携を図り、安心してペット同行避難ができる体制整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6 番（佐野太一君）　そうですね、基本は自助ということは私も受け止めております。私が言いたいのは、その自助の先にある共助、そして公助の取組ということなんですけれども。それは理解できるんですが、実際のところ、例えば避難所で各配置に担当されている職員の方々、例えば御自身でペットを飼っている方もいらっしゃる、犬猫の扱いに大変慣れてる方も職員の方ではいらっしゃると思います。また、動物が大変好きな方、こういった方もいるのではないのでしょうか。ペットについてはそういった方が避難所での担当をしていただいたほうが、避難所の運営としては円滑に回ると考えています。知識や経験を生かすこともできるのではないのでしょうか。逆に、動物嫌いの方、またはアレルギーの方、ペットに関わるのが難しい方なども職員の方にもいることも考えられます。例えば地域防災計画や避難所マニュアルの中で、部署ごとに担当がしっかり決まっているとしても、そういったやはり状況に鑑みまして、しっかりとしたり適材適所をやはり配置、こういったものを組んで頂きたいなというふうに希望いたします。災害時本来動物関連の主管部署の環境対策課は、廃棄物やごみの担当になっているというふうに聞いております。ペット避難所に関しては担当外であることなど、地域防災計画や避難所マニュアルに準じて取りかかることは、取りかかる事案のほか、適材適所に応じた柔軟な対応なども今後ぜひ検討していただく必要があると私は考えています。これはペット動物だけではなく、先ほど避難行動支援者や、例えば幼児などが改定該当してくるのではないのでしょうか。やはり、そこに、人対人ということもしくは、人対動物ということであれば、やはり慣れている方、知識のある方、御経験のある方、区でない方がしっかりと適材適所に取り組んでいくというような形で、柔軟な対応をぜひお願いしたいと思います。私からは、今日の質問は以上とさせていただきます。どうも御答弁ありがとうございました。質問を終わらせていただきます。

○議長（岩澤 信君）　以上で佐野太一君の質問を終わります。ここで、鈴木三男君より発言の訂正を求められておりますので、この際これを許します。

鈴木三男君。

〔7 番 鈴木三男君登壇〕

○10 番（鈴木三男君）　午前中の私の一般質問でスクールガードに関する質問において、「翌年、茨城県大子町の山林で遺体で発見された」と発言をしましたが、これを「翌日、茨城県常陸大宮市の山林で遺体で発見された」と訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君）　ただいまの鈴木三男君からの発言の訂正申出のとおり、議長はこれを許可いたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 時 分散会